

令和 6 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会

定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (2月8日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開 会 の 宣 告	7
開 議 の 宣 告	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定について	7
諸般の報告	7
施政方針演述	8
議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
・議案第32号 財産の無償譲渡に関し議決を求めることについて	
議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
・議案第33号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて	
議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
・議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求め ることについて	
議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
・議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求め ることについて	
議案第1号～議案第23号の上程、説明、委員会付託	37
・議案第 1 号 岩泉町課設置条例の一部を改正する条例について	

- ・議案第 2 号 岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 3 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 4 号 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例について
- ・議案第 5 号 岩泉町手数料条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 6 号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 7 号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 8 号 岩泉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 9 号 岩泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 10 号 岩泉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 11 号 岩泉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 12 号 岩泉町漁港管理条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 13 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- ・議案第 14 号 岩泉町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 15 号 岩泉町公園条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 16 号 令和 5 年度岩泉町一般会計補正予算（第 8 号）

・議案第 17 号	令和 5 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	
・議案第 18 号	令和 5 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	
・議案第 19 号	令和 5 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	
・議案第 20 号	令和 5 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 4 号）	
・議案第 21 号	令和 5 年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	
・議案第 22 号	令和 5 年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第 1 号）	
・議案第 23 号	令和 5 年度岩泉町水道事業会計補正予算（第 3 号）	
議案第 24 号～議案第 31 号の上程、説明、委員会付託	・・・・・・・・・・・・・・・・	4 5
・議案第 24 号	令和 6 年度岩泉町一般会計予算	
・議案第 25 号	令和 6 年度岩泉町国民健康保険特別会計予算	
・議案第 26 号	令和 6 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算	
・議案第 27 号	令和 6 年度岩泉町介護保険特別会計予算	
・議案第 28 号	令和 6 年度岩泉町観光事業特別会計予算	
・議案第 29 号	令和 6 年度岩泉町大川財産区特別会計予算	
・議案第 30 号	令和 6 年度岩泉町水道事業会計予算	
・議案第 31 号	令和 6 年度岩泉町下水道事業会計予算	
散 会 の 宣 告	・・・・・・・・・・・・・・・・	5 1
第 2 号 （2 月 27 日）		
出席議員	・・・・・・・・・・・・・・・・	5 3
欠席議員	・・・・・・・・・・・・・・・・	5 3
職務のため議場に出席した者の職・氏名	・・・・・・・・・・・・・・・・	5 4
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	・・・・・・・・	5 4
議事日程	・・・・・・・・・・・・・・・・	5 5
開 議 の 宣 告	・・・・・・・・・・・・・・・・	5 9
議事日程の報告	・・・・・・・・・・・・・・・・	5 9
議案第 1 号～議案第 23 号の委員長報告、質疑、討論、採決	・・・・・・・・	5 9
・議案第 1 号	岩泉町課設置条例の一部を改正する条例について	

- ・議案第 2 号 岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 3 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 4 号 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例について
- ・議案第 5 号 岩泉町手数料条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 6 号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 7 号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 8 号 岩泉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 9 号 岩泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 10 号 岩泉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 11 号 岩泉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 12 号 岩泉町漁港管理条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 13 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- ・議案第 14 号 岩泉町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 15 号 岩泉町公園条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 16 号 令和 5 年度岩泉町一般会計補正予算（第 8 号）

- ・議案第17号 令和5年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- ・議案第18号 令和5年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- ・議案第19号 令和5年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- ・議案第20号 令和5年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第4号）
- ・議案第21号 令和5年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- ・議案第22号 令和5年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第23号 令和5年度岩泉町水道事業会計補正予算（第3号）

選挙管理委員及び補充員の選挙について……………	68
散会の宣告……………	70

第 3 号 （2月28日）

出席議員……………	71
欠席議員……………	71
職務のため議場に出席した者の職・氏名……………	72
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名……………	72
議事日程……………	73
開議の宣告……………	75
議事日程の報告……………	75
受賞報告、表彰の伝達……………	75
一般質問……………	76
8番 坂本 昇議員……………	76
3番 畠山昌典議員……………	85
13番 八重樫龍介議員……………	93
6番 三田地久志議員……………	99
散会の宣告……………	106

第 4 号 （2月29日）

出席議員……………	107
-----------	-----

欠席議員	107
職務のため議場に出席した者の職・氏名	108
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	108
議事日程	109
開議の宣告	111
議事日程の報告	111
一般質問	111
4番 畠山和英議員	111
11番 合砂丈司議員	126
9番 早川ケン子議員	133
10番 三田地和彦議員	135
7番 林崎寛次郎議員	147
12番 三田地泰正議員	155
散会の宣告	169

第 5 号 (3月8日)

出席議員	171
欠席議員	171
職務のため議場に出席した者の職・氏名	172
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	172
議事日程	173
開議の宣告	175
議事日程の報告	175
諸般の報告	175
議案第24号～議案第31号の委員長報告、質疑、討論、採決	175
・議案第24号 令和6年度岩泉町一般会計予算	
・議案第25号 令和6年度岩泉町国民健康保険特別会計予算	
・議案第26号 令和6年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算	

- ・議案第 27 号 令和 6 年度岩泉町介護保険特別会計予算
- ・議案第 28 号 令和 6 年度岩泉町観光事業特別会計予算
- ・議案第 29 号 令和 6 年度岩泉町大川財産区特別会計予算
- ・議案第 30 号 令和 6 年度岩泉町水道事業会計予算
- ・議案第 31 号 令和 6 年度岩泉町下水道事業会計予算

常任委員会の閉会中の継続調査申し出について	179
令和 6 年度議員派遣について	179
閉 会 の 宣 告	179
署 名	181

令和 6 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （ 第 1 号 ）						
招 集 年 月 日	令 和 6 年 2 月 2 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 会	令 和 6 年 2 月 8 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 6 年 2 月 8 日 午 後 1 時 0 7 分				
出席及び欠席議員 出席 13 人 欠席 0 人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	(欠 番)		13	八重樫 龍 介	○
	6	三田地 久 志	○	14	菊 地 弘 巳	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	4 番	畠 山 和 英	6 番	三田地 久 志
	7 番	林 崎 竟次郎		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	主 査	石 垣 直 美
	主 査	古 舘 利 佳		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	襦 岩 千 裕	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	佐々木 忠 明
	町 民 課 長	山 岸 知 成	健 康 推 進 課 総 括 室 長	阿 部 宏 行
	経済観光交流課長	佐々木 章	農林水産課長	佐々木 修 二
	地域整備課長	日 吉 理	上下水道課長	佐 藤 哲 也
	消防防災課長	山 内 基 嗣	危機管理課長	應 家 義 政
	教 育 次 長	三 上 訓 一		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 6 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 6 年 2 月 8 日 (木曜日) 午前 10 時 00 分開会

開 会 の 宣 告

開 議 の 宣 告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 施政方針演述

日程第 5 議案第32号 財産の無償譲渡に関し議決を求めることについて

日程第 6 議案第33号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて

日程第 7 議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を
求めることについて

日程第 8 議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を
求めることについて

日程第 9 議案第 1 号 岩泉町課設置条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 2 号 岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例について

日程第 11 議案第 3 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につ
いて

日程第 12 議案第 4 号 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免
に関する条例を廃止する条例について

日程第 13 議案第 5 号 岩泉町手数料条例の一部を改正する条例について

日程第 14 議案第 6 号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定
子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例について

- 日程第 1 5 議案第 7 号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 6 議案第 8 号 岩泉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 7 議案第 9 号 岩泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 8 議案第10号 岩泉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 9 議案第11号 岩泉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 0 議案第12号 岩泉町漁港管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 1 議案第13号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 2 2 議案第14号 岩泉町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 3 議案第15号 岩泉町公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 4 議案第16号 令和 5 年度岩泉町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 2 5 議案第17号 令和 5 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 6 議案第18号 令和 5 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 7 議案第19号 令和 5 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 8 議案第20号 令和 5 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 9 議案第21号 令和 5 年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 0 議案第22号 令和 5 年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 1 議案第23号 令和 5 年度岩泉町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 2 議案第24号 令和 6 年度岩泉町一般会計予算
- 日程第 3 3 議案第25号 令和 6 年度岩泉町国民健康保険特別会計予算

日程第 3 4 議案第26号 令和 6 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 3 5 議案第27号 令和 6 年度岩泉町介護保険特別会計予算

日程第 3 6 議案第28号 令和 6 年度岩泉町観光事業特別会計予算

日程第 3 7 議案第29号 令和 6 年度岩泉町大川財産区特別会計予算

日程第 3 8 議案第30号 令和 6 年度岩泉町水道事業会計予算

日程第 3 9 議案第31号 令和 6 年度岩泉町下水道事業会計予算

散 会 の 宣 告

◎開会の宣告

○議長（菊地弘巳君） ただいまから令和6年第1回岩泉町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（菊地弘巳君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地弘巳君） これから議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、4番、畠山和英さん、6番、三田地久志さん、7番、林崎寛次郎さんを指名します。

◎会期の決定について

○議長（菊地弘巳君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、2月5日、議会運営委員会で決定を見たものでありますが、本定例会の会期は、お手元に配りました案のとおり、本日から3月8日までの30日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月8日までの30日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（菊地弘巳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会活動及び令和5年12月宮古地区広域行政組合議会臨時会の議決事件の概要報告は、あらかじめお手元に配りましたとおりです。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎施政方針演述

○議長（菊地弘巳君） 日程第4、町長の施政方針演述を行います。

中居健一町長、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 令和6年第1回岩泉町議会定例会の開会に当たり、今後の所信の一端と町政運営の基本方針について申し述べさせていただきます。

まず、1月1日に発生をいたしました能登半島地震でお亡くなりになられました方々のご冥福を謹んでお祈り申し上げますとともに、被災をされました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

また、被災地での救助活動、復旧作業に従事をされている皆様にも深く敬意を表するものであります。

本町では、平成23年の東日本大震災及び平成28年の台風第10号豪雨災害の際、全国各地から多くのご支援をいただいたところでありますので、少しでも恩返しができればと思っております。

2月4日からは、県からの支援要請に基づいて、職員1名を8日間の日程で石川県能登町に派遣をしており、さらに3月7日から8日間、職員1名の派遣を決定したところであります。

今後におきましても、能登地域の一日も早い復旧、復興に向け、継続的な協力と支援を行ってまいりたいと考えております。

令和5年度は、5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことで、人的交流や経済活動が本格的に再開をされました。

本町においても、町内各地でイベントが再開をされ、町民の皆様の笑顔に晴れやかな思いを感じることができました。

また、友好都市である東京都昭島市との対面での交流を再開し、両市町の強い結びつきを再確認できましたほか、小中学生の国内外研修及び岩泉高校生のアメリカウィスコンシンデルズ市への派遣事業など、子供たちの知見を広げるための活動も再開をすることができました。

一方、令和5年度も物価やエネルギー価格の高騰が町民生活や各種産業分野に大きな影響を及ぼしたことから、経済緊急対策支援事業に取り組み、町としてでき得る限りの支援を行ってきたところであります。

今後におきましても、引き続きこれらの喫緊の課題へ適切に対応しながら、町民の皆様が安心して住み続けられる町を目指して誠心誠意取り組んでまいります。

初めに、町政運営の基本となる考え方について申し上げます。

私は、2期目の公約として「持続可能なまちづくりの創造」を掲げたところであります。

公約の実現に向けて、町民の皆様が幸せを感じながら暮らせるまちを創造していきたい、このまちを次の世代に少しでも良好な環境の下で引き継いでいきたいとの思いで町政の運営に全力で取り組んでまいりました。

町民の皆様や、関係機関・団体の皆様と連携し、重点施策としている4点、すなわち「産業の振興と地域経済の活性化」、「健康・福祉・医療対策の強化」、「安全・安心な暮らしの環境づくり」、「子育て支援と教育環境の充実」に引き続き傾注をしてまいります。

国内における人口減少は、予想を上回るペースで進んでおります。

その中で、若い世代が希望を持ってこのまちに住み、子育てができる環境づくりの一環として、令和5年度には保育料の完全無償化を実施いたしました。

令和6年度は、さらに子供を安心して産み、育てられる環境を整えるために、経済的な不安解消の観点から、妊産婦と子供の医療費無償化に取り組み、併せて食育の普及と食事による子供の健康確保に直結する給食についても、小中学校における無償化を進めてまいりたいと考えております。

子育て世帯の経済的負担の軽減はもとより、町の未来を担う子供たちの健全な育成のため、「保育料無償化」、「妊産婦と子供の医療費無償化」、「給食費の無償化」の3本の大きな柱を軸として、町全体で子育てを支えるための環境づくりになお一層尽力をしてま

います。

また、よりよいまちづくりを進めるためには、職員が一致団結をし、町の活力創出のための仕事に取り組むことが必要であります。

研修等を通じて職員の能力の向上を図り、限られた人員体制と財源の中で最大の効果が発揮できるよう努めてまいります。

次に、行財政運営方針について申し上げます。

本町では、ふるさと納税や遊休財産・不要物品の売却など、自主財源の確保に努めるとともに、「岩泉町行財政改革大綱」に基づき、業務の効率化と行政サービスの適正化を推進してまいりました。

多様化する住民ニーズに対応していくため、引き続き「選択と集中」による行財政運営を進めるとともに、ふるさと納税や企業版ふるさと納税など、自主財源の確保に積極的に取り組んでまいります。

また、新たな時代の潮流に対応していくため、GXやDXの推進に向け組織の改編を行ってまいります。

次に、予算編成方針について申し上げます。

今回提案をいたします令和6年度当初予算案は、町の将来像である「希望の大地から未来の花咲くいわいずみ」の実現に向け、各分野の施策を着実に推し進めるための予算編成としたところであります。

子育て支援につながる施策の拡充や、デジタル技術等を活用した住民サービスの向上に資する事業の推進に向け、国の支援策等も活用しながら、「持続可能なまちづくりの創造」を実現するために、限られた財源の効率的な配分に努めたところであります。

次に、令和6年度の主要な施策について、「岩泉町未来づくりプラン」の3つの基本目標の区分と、それぞれの基本方針に基づいて順次ご説明を申し上げます。

初めに、「誰もが健康で学び幸せな生涯が咲き誇る『生きがいの花』づくり」について申し上げます。

まず、「町民が健やかに生活していくことができる健康・保健・医療の充実」であります。

健康づくりにつきましては、おたふく風邪及び带状疱疹の感染や重症化の予防のため、

予防接種に対する助成制度を新設いたします。

令和5年度に実施したがん検診の無償化と併せ、予防医療及び早期発見・早期治療を推進し、町民の皆様の健康維持と医療費の抑制を図ってまいります。

栄養・食生活は、健康寿命の延伸の基本であり、生活の質との関連も深いことから、保健指導やフレイル対策と合わせた栄養指導の充実を図るとともに、食生活改善グループの活動を支援し、協調して取り組んでまいります。

医療対策につきましては、町民の皆様が安心して暮らすことができる医療体制を確立するため、「へき地医療拠点病院」である済生会岩泉病院への支援を継続してまいります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、ワクチン接種に関する国の動向を注視しながら、適時適切に対応してまいります。

次に、「多様な町民が共に地域で支え合う福祉の充実」であります。

令和6年8月を目途に、妊産婦と子供に対する医療費無償化を進めてまいります。

あわせて、妊娠、出産、子育てに関するオンライン相談サービスを行い、子育て世帯の孤立の解消や不安の軽減を図ってまいります。

高齢者福祉事業につきましては、共生社会の推進のため、認知症の方々が住み慣れた地域で暮らし続けるための継続的な見守り支援などを引き続き行ってまいります。

高齢者の健康維持事業といたしまして、好評を得ております健幸アップポイント事業や百歳体操への取組を継続し、健康寿命の延伸と要介護認定率の逡減に努めてまいります。

また、令和6年度から8年度までの3か年を計画期間として策定中の「第9期介護保険事業計画」及び「老人福祉計画」に基づき、高齢者ニーズに合わせたサービスの展開に取り組んでまいります。

障がい者福祉につきましては、町民の皆様のあらゆる相談に総合的に対応する体制を継続するとともに、宮古圏域の4市町村が共同して「宮古圏域児童発達支援センター」を新たに設置をし、障がい児とその家庭に対する支援を強化してまいります。

次に、「生涯を通じて学んでいくことができる教育環境の構築」であります。

学校教育につきましては、不登校児童生徒の学習と社会的自立をサポートするため、アウトリーチ型の教育支援センターを教育委員会事務局内に設置し、個々の状況に応じ

た支援を継続的に行う体制を整えてまいります。

県立岩泉高等学校は、町になくてはならない教育機関であり、生徒数の確保は町にとっても大きな課題であります。

引き続き振興策や通学費に対して支援を行い、関係者等と連携を図りながら、学校の魅力を町内外に発信をするとともに、県外からの入学希望者の受入れ体制の整備について支援をしてまいります。

国内外研修交流事業につきましては、友好都市である東京都昭島市との相互交流などを実施し、児童生徒の体験学習を通じた人材育成を推し進めてまいります。

本年は、昭島市との友好都市協定締結10周年の節目の年を迎えます。

これまで、本町と昭島市は職員の相互派遣、児童の相互国内研修事業、昭島市で開催されるイベントへの参加などを通じて交流を重ね、絆を深めてまいりました。

近年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、相互訪問が難しい時期もありましたが、その間にもオンラインで交流をするなど、友好関係の維持、向上に努めてまいりました。

令和6年度は、本町と昭島市の住民交流を一層深めるため、記念事業の一環といたしまして、「あきしま郷土芸能まつり」への岩泉高校の参加を支援するとともに、児童の国内研修事業への支援を拡大いたします。

さらに、これまで互いに育んできた友好と交流の歴史を振り返るとともに、一層の交流促進と相互発展を願い、昭島市の皆様をお招きし、友好都市協定締結10周年を祝う記念行事を本町において開催することとしております。

次に、「生活に潤いと生きがいをつくる文化・スポーツの推進」についてであります。

4月のオープンに向けて準備を進めております歴史民俗資料館は、町の歴史、文化等の情報発信施設としての機能を充実させ、その活用を図ってまいります。

町民会館は、町民の皆様の文化芸術及びスポーツ活動の拠点施設でありますので、施設の長寿命化を図るため、経年劣化しております本館の屋根改修工事を進めてまいります。

スポーツの推進につきましては、一般社団法人岩泉町スポーツ協会及びスポーツ少年団への支援を継続し、連携をしながらスポーツの振興を推進してまいります。

次に、「安全安心で豊かな生活が咲き誇る『暮らしの花』づくり」について申し上げます。

まず、「便利で心地よい生活ができる生活基盤の確立」であります。

町民の皆様に身近で重要なインフラである町道の整備につきましては、「中沢線」、「尼額有芸線」の舗装工事などを行うとともに、道路施設点検の実施及び老朽化が進む橋梁などの補修工事を行い、施設の長寿命化を計画的に進めてまいります。

地域活性化に不可欠である道路整備の促進を国や県に対し、強く要望し続けてまいりましたが、令和5年度において、国道455号藪川地区の拡幅事業が工事着手をされ、国道340号浅内工区の事業化とともに、大きな一歩を踏み出すことができたものと確信をしております。

国道455号は、盛岡市と本町並びに三陸沿岸道路を結ぶ重要な路線であることから、関係市町村と連携し、改良整備の推進について引き続き要望してまいります。

国道340号は、事業化された浅内工区の早期着工とともに、さらなる未改良区間の事業化に向け、関係機関と連携し、県に対して強く要望してまいります。

町内主要地方道及び一般県道の整備につきましても、各道路整備期成同盟会とともに、事業化に向けて粘り強く要望活動を行ってまいります。

町民の皆様の日常生活に欠くことのできない生活道につきましては、計画的に整備を支援してまいります。

台風第10号豪雨災害復旧事業に係る県の河川改修工事につきましては、安家川が令和4年度に完成し、小本川は令和6年度中の完成見込みと伺っております。

改修工事の完了により、町民の皆様の安心と安全がより高まることから、早期完成に向け引き続き県と連携・協力をしてまいります。

小川地区の複合施設につきましては、地域との意見交換を行いながら、基本設計の取りまとめを行い、実施設計の作成を進めているところであります。

災害時の避難所としての役割を強化しつつ、平時には地域コミュニティの活動拠点として地域振興に寄与する施設となるよう、令和7年度の完成に向け事業を進めてまいります。

公共交通につきましては、令和5年度に策定を進めております「岩泉町公共交通計画」

に基づき、町の実情に即した町民の皆様の利便性と持続可能な旅客サービスの提供を検討してまいります。

D X推進による公的サービスの質の向上につきましては、住民票などのコンビニ交付の導入に取り組むとともに、町民の皆様の行政手続の負担軽減を図るため、いわゆる「書かない窓口」の実現に向けてシステムの導入を進めてまいります。

情報通信につきましては、テレビ共同受信施設の老朽化による更新が必要な組合のケーブルテレビへの移行について、引き続き支援をしてまいります。

次に、「自然との共生と安全安心で防災力が強いまちづくりの実現」であります。

防災・減災対策につきましては、令和5年3月に策定した「岩泉町津波防災地域づくり推進計画」に基づき、引き続き日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の対策を重点課題として、津波犠牲者ゼロを目指して、防災・減災体制を構築してまいります。

小本漁港海岸保全施設である小本漁港水門につきましては、令和5年12月に補修工事の契約締結となりましたことから、早期の完成に向けて工事を進めてまいります。

また、地域防災力向上のため、防災・減災意識の高揚に努めるとともに、地区自主防災協議会や町防災士連絡協議会と連携した訓練を実施し、対応力を強化してまいります。

消防体制につきましては、防火水槽や消防車両など消防施設の計画的整備を進めるとともに、多様化・大規模化する災害に備え、消防団活動体制の充実強化に努めてまいります。

人口減少と高齢化が進行する中で、全世代の町民の皆様から主体的に地域づくりに参加いただくことの重要性は一層高まっております。

協働体制を推進するためには、地域振興協議会が主導的な役割を果たすことが重要でありますので、地域の皆様とも意見交換をしながら、より地域が活性化するための体制づくりを支援するとともに、相互の連携と自主的な活動への支援を継続してまいります。

また、グループによる自由な地域活動を引き続き支援し、町民の皆様の自主的な地域づくり活動を応援してまいります。

次に、「いつまでも快適な暮らしができる住環境の実現」であります。

町営住宅につきましては、小川石畑第2団地改修工事など、長寿命化計画に基づくライフサイクルコストを抑えた計画的な修繕や改修を進めてまいります。

住宅リフォームにつきましては、支援内容の見直しについて研究を進め、さらなる移住・定住につながるよう良好な住宅環境の整備を支援してまいります。

UIターン事業の推進及び定住対策につきましては、令和5年12月に県の認定を受けた「特定地域づくり事業協同組合」への支援により、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保できるよう体制づくりに取り組んでまいります。

地域おこし協力隊は、町の活性化のため多岐にわたる活動に取り組んでおり、地域振興に重要な役割を果たしております。

町といたしましても、支援体制を継続し、活動のバックアップに努めてまいりますとともに、町の課題と一緒に取り組んでいただける人材を引き続き募集してまいります。

また、地域おこし協力隊員をはじめとする移住者の定住のため、住宅情報の提供やきめ細やかなフォローアップを継続するとともに、県とも連携をし、新たな移住者の呼び込みにも取り組んでまいります。

水道事業につきましては、重要な生活インフラであることから、安全で安心な飲料水の供給と経営の安定化のため、効率的な施設の維持管理を行い、長寿命化を図ってまいります。

公共下水道事業につきましては、令和6年度から公営企業会計に移行することから、移行後の事務の構築及び的確な経営状況の管理に努めてまいります。

県の河川改修工事や道路のかさ上げ工事は令和6年度の完成見込みと伺っておりますが、これに伴う上下水道施設の関連工事につきましても、早期完成に向けて県と連携をしてまいります。

再生可能エネルギーの活用は、脱炭素という世界的な潮流の中、ゼロカーボンシティ宣言をしております本町においても必須の取組であります。

令和6年度は、「岩泉町再生可能エネルギー推進計画」の計画初年度となりますことから、計画に基づき、町の豊かな自然環境を生かした風力発電や水力発電などの再生可能エネルギーの導入と地域内経済に寄与する仕組みづくりの研究を積極的に進めてまいります。

あわせて、地域の脱炭素化を強力に推進するため、「地球温暖化対策実行計画区域施策編」を策定してまいります。

また、町有林の温室効果ガス吸収量を「Jークレジット」として販売する取組は、森林資源の有効活用の観点から非常に有益であると考えておりますので、Jークレジット制度の森林管理プロジェクトの申請に向けた準備について、令和6年度から本格的に取り組んでまいります。

最後に、「地域資源を活用し新しい価値が咲き誇る『なりわいの花』づくり」について申し上げます。

まず、「町内の豊かな地域資源を活用した魅力ある農林水産業の創造」であります。

農業につきましては、資材価格が引き続き高止まりしており、厳しい状況にあります。町の基幹産業として維持存続させるため、新規就農者の確保に向けた支援を拡充してまいります。

また、10年後を見据えた地域農業や農地利用の在り方について、農業者や中心的な経営体など、関係者の皆様から幅広い意見を伺いながら、地域計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

新たな振興作物の栽培・面積拡大に向けた支援を継続し、農家の所得向上を目指すとともに、畑わさびの地域おこし協力隊員の新規就農を確実にサポートすることで、畑わさび生産量の拡大に努めてまいります。

畜産、酪農につきましては、預託頭数が増え、手狭になっていた大牛内育成牧場の入牧牛管理牛舎を増築し、酪農家の育成牛管理の負担軽減を図ったところであります。

一方で、配合飼料価格の高騰が生産者の経営を圧迫していることから、国や県に対して支援策を要望するとともに、岩泉農業振興公社と連携を密にしながら、計画的なロールサイレージの供給やコントラクター事業の実施などを通じて、畜産農家の経営の安定支援に取り組んでまいります。

日本短角種につきましては、素牛の市場導入の支援を継続するとともに、自家保留に対する支援を拡充し、新たに黒毛和種受精卵移植への支援を行うことで生産意欲の向上を図り、飼養頭数の維持に努めてまいります。

畜産業に欠かせない獣医療体制の確保につきましては、引き続き関係機関と連携、協議を進め、獣医師の確保に取り組んでまいります。

林業につきましては、森林環境譲与税を活用した事業実施計画に基づき、高性能林業

機械の導入支援や新規従業者の就業支援策などを継続し、林業従事者の経営力向上を図ってまいります。

さらに、木材生産を効率的に行うことができるよう、町管理の林道に中間土場の整備を進めてまいります。

適切な森林の経営管理を推進するため、令和5年12月に策定した「岩泉町森林経営管理制度実施方針」に基づき、森林整備候補地の現地調査に着手するとともに、その整備手法などについて関係者と協議を進めてまいります。

鳥獣被害対策につきましては、ニホンジカ、イノシシ及びツキノワグマの里山への出没が頻発していることから、駆除及び侵入防止に係る支援を継続してまいります。

特にツキノワグマにつきましては、人身被害が発生するなど非常に深刻な状況にあることから、被害を防止するため、実施隊員の報償費の見直し、捕獲用わなの増強など町猟友会への支援を拡充いたします。

水産業につきましては、サケの不漁や水産物の価格下落など、漁業者にとって非常に厳しい状況が続いております。

町の漁業経営の維持、継続のため、新規就業者及び担い手確保対策に取り組むとともに、サケ、アワビ、ナマコの種苗放流に対しても引き続き支援をしてまいります。

令和3年度に開始いたしましたウニの移殖・畜養実証実験につきましては、令和6年度も継続して取り組むほか、新たにコンブの養殖について試験的な取組を進めてまいります。

次に、「やりがいを感じられる雇用の場の確保と活気ある商工業の振興」について申し上げます。

第三セクターにおきましては、本町の雇用の確保と産業振興を担っておりますことから、町におきましては、各社と常に経営状況と課題を共有し、必要に応じた支援を検討してまいります。

岩泉きのこ産業は、設備の老朽化が進む一方で、更新に係る事業費の確保が課題でありましたが、このたび国庫補助事業を活用できる見込みとなりましたことから、設備の更新を進め、コストの低減と雇用の継続に努め、経営の安定化を図ってまいりたいと考えております。

商工業の振興につきましては、プレミアム付商品券の発行や町特産品の送料負担などを通じ、町内での購買活動を促し、地域経済の活性化を図ってまいりました。

引き続き町内事業者に与える影響を注視しながら、適時適切な支援策を実施するとともに、「中小企業・小規模企業振興計画」に基づく施策の推進について、岩泉商工会など関係機関と連携して進めてまいります。

ふるさと納税につきましては、ポータルサイトの登録数と返礼品目及び事業者の増加に取り組んできた結果、令和5年度は町として初めて3億円を超える寄附額となっております。

ふるさと納税の寄附金は、まちづくりの重要な財源となりますほか、町の産品を返礼品とすることにより町内経済の活性化にもつながることから、引き続き町内事業者と連携して商品開発と企画造成に積極的に取り組んでまいります。

最後に、「雄大な自然環境を活用し、国内外からの観光客を呼び込む観光業の振興」について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、観光需要の回復が鮮明になる中で、国内外から本町を訪れる観光客数も回復しつつありますことから、引き続き近隣市町村と連携しながら誘客に努めてまいります。

観光の核である龍泉洞につきましては、令和6年度には、昭和36年の町営化から数えて入洞者数1,600万人を達成する見込みとなっております。

観光客の皆様の満足度向上のため、引き続き龍泉洞周辺の環境整備及び洞内の環境保全に努めてまいりますとともに、岩泉町観光協会などと連携して、本町を訪れる観光客へのおもてなし体制の強化を図ってまいります。

ふれあいランド岩泉につきましては、本町の体験型観光の拠点及び龍泉洞と並ぶ観光の核となるよう、民間活力を活用した再整備を進めてまいります。

あわせて、早坂高原、三陸復興国立公園や三陸ジオパーク、みちのく潮風トレイルなど自然環境を活用した事業展開にも引き続き取り組んでまいります。

以上、令和6年度における主な施策の概要について申し上げます。

結びになりますが、令和6年度のスタートに当たって、私に課せられている大きな課題は「将来に希望の光が見える政策」の実行であると考えております。

度重なる災害対応や新型コロナ対策、燃油や物価の高騰に起因する地域経済の立て直しに加え、いまだ東京一極集中に歯止めがかからず、人口減少、少子化、高齢化など、多くの乗り越えなければならない課題が山積しております。

これらの課題を克服し、町民の皆様に生きがいや充実感を感じていただける取組を町民の皆様並びに町議会の皆様とともに心をつにし、一步一步着実に進めてまいりたいと考えております。

先人の皆様や諸先輩の皆様から受け継いでまいりました「岩泉町」を次の世代にしつかりと引き継ぐため、「持続可能なまちづくりの創造」に向けて挑戦してまいりたいとの思いを込め編成した令和6年度当初予算案であります。

どうぞ議員各位並びに町民の皆様のなご一層のご理解とご支援を賜りますよう心からお願いを申し上げ、私の所信とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（菊地弘巳君） 町長の施政方針演述が終わりました。

町長の施政方針、その他に関する一般質問は、2月28日及び29日に行いますので、議員各位の質問通告は2月15日、正午までにお願いします。

ここで換気のため11時まで休憩します。

休憩（午前10時47分）

再開（午前11時00分）

○議長（菊地弘巳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、2番、佐藤安美さんから所用のため中座する旨、届出が提出されておりますので、報告します。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第5、議案第32号 財産の無償譲渡に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第32号 財産の無償譲渡に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1、譲渡の目的。建物賃貸借契約が令和6年5月7日をもって満了となることから、地域経済の活性化及び雇用の維持確保を図るため、現在の借受者に岩泉町岩泉字新田地区仮設事務所A棟を無償譲渡するものである。

2、譲渡する財産。種別、所在地、構造、面積、備考の順で読み上げさせていただきます。建物、岩泉町岩泉字新田40番地2、軽量鉄骨造り平家建て、486平方メートル、岩泉町岩泉字新田地区仮設事務所A棟。

3、譲渡の相手方。住所、埼玉県入間市大字野田233番地8。氏名、ツインスターテクノロジー株式会社、代表取締役、親崎保。

4、譲渡する日。令和6年5月8日。

令和6年2月8日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町岩泉字新田地区仮設事務所A棟を、ツインスターテクノロジー株式会社に無償譲渡しようとするものである。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第32号について質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、林崎竟次郎さん。

○7番（林崎竟次郎君） 過日の全員協議会に引き続いての質問になりますが、譲渡後の固定資産税はどうなるのでしょうか。お願いします。

○議長（菊地弘巳君） では、佐々木真政策推進課長、答弁。

○政策推進課長（佐々木 真君） 現在の試算といいますが、仮の部分でございますけれども、固定資産税が年額で14万円程度になるかと思っております。

あわせまして、建物の評価額でございますが、これも試算でございますけれども、1,000万

円ちょっとですが、1,010万円というような試算であります。これについては、正確な算定をしての決定となりますが、現状ではこういったことで試算しております。

○議長（菊地弘巳君） 7番、どうぞ。

○7番（林崎寛次郎君） これまでの無償貸与から無償譲渡することによって税収増となるわけなのですね。こういうふうな形が必要に応じて起きるといえるか、考えられるときには、積極的に検討すべきだと思います。また、遊休財産についても、やっぱりこれ税収増という観点から検討をすべきだと思いますが、この点についてはどういうふうに考えますか。お願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今回のようなケースにおきましても、これは会社のほうに譲渡して活用していただくと。経済的にも貢献していただけますし、雇用の面でもいいということで、こういったことにしております。

あわせて、町のやはりこういった資産、財産がありましたら、有効活用しながら、使えるところには渡して使っていただく。遊休資産、土地についても同じかと思いますので、これは引き続き考えてまいりたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山和英議員。

○4番（畠山和英君） 今回無償譲渡ということでもありますけれども、これは東日本大震災のなりわい再生のことで仮設工場を中小企業庁から造ってもらって、小本とこの新田に整備したものの、当時関わったのですけれども、それで当時多分数名からのスタートであったかなと思いますが、1桁で。それが今、さきの過日の全協での説明、21人の今雇用だということで、すごく伸びていて大変うれしいことかなと思っておりました。

それで、現在さらにこれをB棟も既に譲渡しているわけでもありますので、さらにこれを、現在の生産高はまず幾らぐらいになっているか、もしお分かりでしたらお答えください。

それから、順調に伸びていますので、今後の見通し、もしお聞きしていること等あれば、今後のどういう状況なのかも含めましてお答えしていただければというふうに思います。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木真政策推進課長、答弁。

○政策推進課長（佐々木 真君） 1つ目の会社の経営状況につきましては、ちょっと詳細を把握しておりませんでした。過日社長さんがおいでになりまして、意見交換をさせていただきました。その際には、今現在21人いる雇用の中で、順調にまずいっているという話は聞いております。今後でもできればそういった雇用については取り組んでいきたいと。ただ、今は中国の状況がございまして、中国の経済の原則でありますとか、輸出入の状況とか、こういったものは注視していかなければならないというようなお話は伺っております。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山議員。

○4番（畠山和英君） これは、ちょっと今勉強不足の面ありますけれども、企業誘致の奨励条例がありますが、雇用の面と固定資産税の面で、これも中間だから該当にならないか。これはどうですか、該当になりますか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今の企業立地奨励条例の関係でいきますと、雇用を増やす、あと設備投資の金額、こういったものが条件に合致してくればということにはなるかと思いますが、今のところは増設というところはちょっと伺ってはおりませんでした。

○議長（菊地弘巳君） 12番、三田地泰正議員。

○12番（三田地泰正君） 今回は、建物の譲渡の件であります。たしか全協のとき話が合ったかと思うのですが、ここの土地は民有地というように聞いているのですが、そうなった場合、土地のいわゆる支払いといいますか、取引はツインスターですか。ツインスターとは、どのような関係になるのかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 土地につきましては、町有地ではございませんで、民地となります。これまでもこの土地の貸付けの金額、この費用につきましては、ツインスターテクノロジーさんのほうで経費負担をしていただいております。していただいていたのですけれども、それは町を経由して、町が民間の方に払うという、そういった仕組みにはなっておりましたけれども、今回の譲渡をもちまして、直接民間の方とツインスターさんのほうでやっていただく方向で今協議を進めているところでございます。

いずれにしても、町のほうでの負担というのはございません。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから議案第32号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第6、議案第33号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第33号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1、貸付けの目的。地域経済の活性化及び雇用の維持確保を図るため、龍泉洞温泉ホテル及び同用地を貸し付けるものである。

2、貸付けする財産。別紙のとおり。

3、貸付けの相手方。住所、岩泉町岩泉字府金48番地。氏名、株式会社岩泉総合観光、代表取締役社長、下道勉。

4、貸付方法。使用貸借。

5、貸付期間。令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

令和6年2月8日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。株式会社岩泉総合観光に龍泉洞温泉ホテル及び同用地を無償で貸し付けようとするものである。

次のページ、別紙を御覧願いたいと思います。貸付けする財産の一覧でございます。種別、所在地、地目、構造、面積、備考の順で読み上げさせていただきます。土地、岩泉町岩泉字府金48番、51番、宅地、岩泉町岩泉字府金50番、山林、岩泉町岩泉字府金52番、53番、雑種地、6,771.79平方メートル、龍泉洞温泉ホテル用地。建物、岩泉町岩泉字府金48番地、鉄筋コンクリート造り、一部鉄骨造り3階建て、2,977.22平方メートル、龍泉洞温泉ホテルでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第33号について質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、三田地久志議員。

○6番（三田地久志君） 全協でも一部お伺いはしたのですが、例えば積算根拠をしてくるときに、昨年場合はベッドを、たしかベッドルームを何ルームか造ったと。客単価がそのことで上がったかどうかというのは課長は把握していますか。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木章経済観光交流課長、答弁。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） お答えいたします。

昨年ベッド化に取り組んだ龍泉洞温泉ホテルでございます。それにつきまして、ベッド化の宿泊料につきましては、お1人1,100円の増額をして頂戴しているというところでございます。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地議員。

○6番（三田地久志君） 次の販売先なのですが、直接での宿泊の申込みが多いのか、あるいはエージェント、リアルエージェント、バーチャルエージェントありますが、その対策というのは間違いなくやっているのかどうなのかという、そこら辺も何となく温泉ホテルのホームページを見ただけでは、どうも行ってみたいなという感じにはならな

いので、他のバーチャルエージェントに対しても、今も部屋を提供して宿泊の募集をしているのかどうかというのは把握していますか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） お答えいたします。

同ホテルのエージェントへの訪問につきましては、引き続き行っております。ですが、ホテルそのものの部屋数というのは27室という大型の観光客の方たちを連れてくるスペースはございませんので、そういった強みはないのですけれども、引き続き旅行形態に合わせた、少人数の旅行を提案しているところでございます。また、比較的多いのは、町内で工事現場で働く方たちの宿泊場所となっていると、この2つのご利用をいただいているという状況でございます。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地議員。

○6番（三田地久志君） そうしたときに、計画をバーチャルエージェントから何%、それからリアルエージェントから何%、そういう商品造成をこれからもっともったきちんとしていって、管理経営をきちんとしていくということがこれからの経営に求められることだと思うので、今までやってきたことをきちんとして数値化して、その目標に向かって進むという、人ごとではなくて、我が事としてぜひ担当課長も一緒になって取り組んでもらえればと思いますが、どうでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 三田地議員おっしゃるとおりでございまして、私も今年度から取締役の一員となりまして、下道社長とともに意見交換して、より改善して、よいホテルにしていこうということで努めております。そういった中でも、社長が交代しまして、新しい社長になりまして、職員教育だったり、従業員教育だったり、やっぱり意識改革が出ているなというふうに思っております。社長の指導があって、今1人2役、3役という形で活動しております。こういった部分は前進しているというふうに思っております。引き続き私も取締役の一人として、この岩泉総合観光の経営改善に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本昇議員。

○8番（坂本 昇君） 経営状況の説明のときの状況の現状で、長雨による原因で宿泊客

の減少とかというふうなことがございました。雨は毎年つきものだと思うので、龍泉洞は雨が降っても、平常の天気、晴天でも、岩泉に来ればちゃんと観光ができるというふうな啓蒙をしておけば、長雨だって閉洞だって経営が成り立つといいですか、減少するというのではなくて、この雨によって出てくる水量の多さというのを見せたり、それからここが駄目であれば、どことは言いませんが、例えば七滝のような同じところのガイドサービスをしてやるとか、トレッキングとかというふうなことを組み合わせて、岩泉に行けば雨だろうが風だろうが楽しめるということを組み立てていく必要があるのではないかと思います。課長、お考えをお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 昨年の大雨で19日間の閉洞があったと、それによるホテルの影響は甚大であったわけでございます。ホテルとしても次につながる取組ということでは、キャンセル料をいただかなかつたりとかということで、次また来てくださいというような対応をしております。そのほかにも龍泉洞が大雨で入洞できなかった場合でも、議員おっしゃるとおり、あの出口から出ている水量というのはなかなか見られないものが、光景がございます。こういったところも宣伝しながら、引き続きキャンセルが出ないような取組、それから町内のいろいろなコンテンツがあるわけですが、昨年温泉ホテルとしても取り組んだのは、地元の酒蔵の見学というものも取り組んでおりますし、ヨーグルト工場の視察とか、そういったものにも取り組んでおります。そのほか地元食材の郷土料理を自ら作って食べるというところでは、かけ、ばっとう作りに取り組んだとか、そういった今までにない取組も進めております。もし今年大雨でそのような場合になったとしても、龍泉洞以外でも体験できる場所があるということでご提案をして、売上げ減少にならないように共に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） ぜひ毎年起こる大雨現象ですから、対応には今課長がお話したようなことで事前に対策を取っていただければと思います。そのときに、何とか温泉ホテルですから、温泉の効能というか、ただ温泉にだけ入りに行く人たちもいるわけですから、そうすると、あそこの石灰水を基本とした龍泉洞の温泉の効果による、どうぞというふうな、健康志向の方にも対応していただくような形もプログラムの一つに入れて

おいてもらえればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長、答弁。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 今ご提案のあった内容につきましても、ホテル側と相談しながら取り組んでまいりたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山和英議員。

○4番（畠山和英君） すみません、まず細かいことですが、令和5年度の収支の見通しが620万円の損益というふうなことは……。損失というふうなことでの説明でした。それで、これを見ましたら、6年度は370万円ほどの利益ですね。であれば、この議案は、ちょっと既に5年度分は貸付けを無償にしていますので、6年度分については黒字であれば、今の無償貸付けでなくて、まずはこの理屈からいけば、これ無償でなくて、結果を見て債権放棄なり方法はあろうかと思いますが、そっちが筋かなとは思いますが、これについてまずお伺いを、お聞きします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 畠山議員ご指摘の令和6年度は黒字見込みではないかというご指摘ですが、この金額と貸付料790万円なのですから、それを差し引きますと赤字になるというようなことにもなります。加えて申し上げますと、現在の累積損失は6,000万円を超えている状況でありまして、これ以上累積損失を増やすのは会社にとってとても不安材料が大きくなるという点もございます。親会社である岩泉ホールディングスからも支援をいただいている。町としましても、この第三セクターが継続していくためには、やはり支援をしていかなければならないと思っております。何とか令和6年度無償貸付けして、今後経営改善にも取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山議員。

○4番（畠山和英君） 今回この無償貸付けにしないと赤字というふうな今ご答弁でありましたが、結果ですので、頑張ってもらって、やっぱりやった結果についてはそれはそれなりに考えればいいのかと私は思います。それはそれとして。

さっき示された中期経営改善計画ですが、これはこの売上原価等見ますと、今年が7,900万円、8,000万円ですよね。それから、今後の6年、7年、8年を見ますと、7,100万

円とか、8年が7,300万円と。やっぱりこれは多分賃金が上がっているとか、いろんな物価高等々で、これはやっぱり今年ぐらいいかかる、8,000万円ぐらいいかかるのかなと思うのです。であれば、この中期改善計画も見直しをして、説明してもらえればよかったのかなと思うのですが、これについてはやっぱり前のそのままではなくて、現時点での改善計画を見直して説明すべきであると思いますが、いかがでしょう。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） お答えいたします。

さきの先週の全員協議会でお示しした数字でございますけれども、これにつきまして根拠がございます。まず、売上原価につきましては、確かにおっしゃるとおり今年度の見込みより、新年度、令和6年度は少なくなっておりますけれども、会社といたしましては、仕入れ先を見直して単価を抑えるということも検討しておりますし、仕入れ先というのは地元の産物を取り入れて、そういった点を工夫して、この売上原価ということも下げないと、やはり黒字化には向かえないだろうということで、そういった根拠を持った数字でございますので、私もこの数字はチェックしておりますので、前回お示しした数字でご理解を賜りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山議員。

○4番（畠山和英君） そういうご答弁でありますので、いずれこの7,100万円ぐらいいけるという、これでいきますということのご答弁でした。その結果はまた後で確認します。後で、結果は。

この総合観光の会社設立の趣旨からいしまして、町民の会社というふうなこと等々もありまして、町民から株も、みんなからいっぱい出資してもらってつくりました。そして、今はホールディングスで一緒になってはおりますけれども、それで一応その株は、なくした方もあるかもしれませんが、大体持っているかなと思います。このこと等もありますので、どんどん不採算部門を削っていったら黒字にしなければならない。それはそれでありますが、さらに町民に対しての、やっぱりこれまでは、この前の全員協議会でも話が出ていました。周辺の風呂を使ってもらうためにマイクロバスも出していました。最近はお出ししていません。やっていません。それで、何とかできませんかというお話、質問もありました。そういうこと等を考えれば、これらも無償化、あるいはいろんな支援

をやる一方では、民間企業もあってやっている中で、これにどんどん三セクがゆえに支援しているわけです。そうであれば、やっぱり町民に対してもこういうサービスをやるという、この前の説明でも町民へ向けた企画も図ってやっていきたいという説明もありましたけれども、やっぱりそっちのほうにも、対町民に対してもサービスもやっていくというふうなことであれば我々も理解がしやすいし、町民からいろんな声があって、それにも応えやすい面もあります。というふうなこともありますので、これについてはこの前はできないというご答弁でありましたが、やっぱりここをやっていきながら、さらにこれは考えていただきたいなというふうなことを指摘して終わります。

○議長（菊地弘巳君） 12番、三田地泰正議員。

○12番（三田地泰正君） 総合観光ですか、温泉ホテルについては、昨今の社会状況によって確かに経営が厳しいというのは私どもも、恐らく議会も認識していると思います。役場の方々も、これは一生懸命ホテルの関係者が頑張ったけれども、近年の社会状況の変化等によって収益が落ち込んで、とても経営がゆるくないということで、今回も無償譲渡の話が出たと思うのですが、そこで、尽きるところ、世の中の経済もやや見通しがいいような感じになってきて、やはり客商売ですから、様々な事業を相当考えていると思うのです。そこで、今回は無償貸付けで私は了としますが、この際、附帯意見として、やはり速やかに黒字化になるように一丸となって経営努力すべきとかなんとかというような、何か改善策に向けて議会としてもやっぱり意見をつけて、この際、無償で貸付けをしたほうがいいかと思うのですが、この点についての取扱いをお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 少々お待ちください。

それでは、ここで暫時休憩します。

休憩（午前11時36分）

再開（午前11時51分）

○議長（菊地弘巳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから12番、三田地泰正議員の質疑に対しまして、この件につきまして附帯決議をつけるか等を調べたところではありますが、この件につきましてはつけることができない

というようなことでありますので、ただいまの件はつけないことにいたします。

それでは、引き続き質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） なければ、これで質疑を終わります。

これから議案第33号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第7、議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求めることについて。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月8日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。安家辺地及び鼠入辺地に係る公共的施設の整備を図るため、新たに計画を策定しようとするものである。

次ページ、2ページの別紙を御覧願います。安家辺地の総合整備計画書でございます。

町道及び林道施設を計画するものとなっております。

次の3ページには、鼠入辺地の総合整備計画書をおつけしております。集会施設の改修を計画するものとなっております。

なお、両計画とも計画期間は令和6年度から5年間でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第34号について質疑を行います。質疑はありますか。

11番、合砂丈司議員。

○11番（合砂丈司君） まず最初に、町道の安念線及び町道半城子線ですが、これは安家の道路点検のときに長年の要望でようやく認められたかなと思っております。ありがとうございます。

そこで、2つの路線とも舗装が確かに劣化しておりました。その路線ですが、2つとも県道から起点になっているのですが、安念線も県道、そして半城子線も普代小屋瀬線、そこを起点として最終のところまでの工事なのか。そして、上流に行きますと、2つとも路線が分かれているのですが、両方とも全線この舗装点検を実施するのかどうかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 日吉理地域整備課長。

○地域整備課長（日吉理君） それでは、町道安念線、町道半城子線の舗装の修繕工事でございますけれども、基本的にはひび割れといいますか、亀甲状のようなひび割れが生じているところを舗装修繕したいなというふうに考えておりましたけれども、状況がよいところはどうしても飛ばすというふうな状況があるかもしれませんけれども、状況、その辺の現地調査を確認、最終的には発注する前には確認した上でということと考えておりますけれども、そういうところが若干延長的には、復旧しないで、健全だという判断で復旧しないという考え方でもございます。

以上になります。

○議長（菊地弘巳君） 11番、合砂議員。

○11番（合砂丈司君） 本当は全線舗装にしてもらえればいいのだけれども、部分的にやるということなので、何年かたてばまた補修、修理したくなると思うのですが、ぜひこ

れは住民も毎日のように通勤しておりますので、ぜひ安全な、2路線ともお願いしたい
と思います。

その次、林道の八戸川内線ですが、これは具体的にどの辺の部分ですか。

○議長（菊地弘巳君） 日吉地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） 林道の八戸川内線でございますけれども、こちらは葛巻
境のほうで現在片側交互通行で今ご不便をかけているところがございます。こちらのほ
うがいわゆる異常気象での崩壊ではなくて、長年の雨水の浸水ですとか、そういったと
ころで、いわゆる大雨なりで崩壊したものではなかったということで、なかなかこれま
で復旧工事というふうなものに手をつけられなかったのですけれども、今回令和6、7
年というふうなところで進めたいなというふうな考えでございますけれども、その崩壊
した部分のところの復旧の対策工事というふうな格好になっております。

○議長（菊地弘巳君） 11番、合砂議員。

○11番（合砂丈司君） 場所は分かりました。この路線も長年道路点検のときに私も入っ
て点検した。数十年までかからないか、毎年のように要望してきた路線であります。安
家森にも接しているかなと思うのですが、観光道路にもなると思うのですが、その場所
ですが、たしか国有林にも接しているような気がするのですが、その工事に当たって国
有地には影響なく工事ができるかどうかお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 日吉地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） こちらのほうは、今まで川側のほうの部分の擁壁の部分
は、そのとおり許可をいただいて工事、整備はしたと。工法的には、基本的にはその許
可をいただいているところの範囲で設計を進めたいなというふうなところは考えてござ
いますけれども、設計から入るというふうな形になりますので、まずはその辺工法の選
定も含めまして、来年度詳細に詰めていきたいなというふうに考えておりました。

○議長（菊地弘巳君） 11番、合砂議員。

○11番（合砂丈司君） 葛巻からの観光の方も訪れるかと思っておりますので、ぜひ早期という
か、できるだけ早くしていただきたいと思っております。

それで、もう一つですが、一級町道奥岩泉線の笹平線ですか、それと折壁口の橋、こ
れは舗装とか、毎年1つずつやってきて、そのことですか。それとも何か所ですか、そ

の橋の補修は。

○議長（菊地弘巳君） 日吉地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） この辺地計画の安家の部分につきましては、2橋がこの期間中で補修工事をする橋の数になります。こちらのほうは、5年に1回の定期点検に基づきまして、点検の結果、修繕が必要だというふうに判定をされた2つの橋になります。笹平橋につきましては、奥岩泉のトンネル、小川と安家の頂上にあるトンネルから折壁の公民館のちょうど中間よりもやや小川寄りのほうに、折壁沢川と並行して走っている道路と川になりますけれども、そちらのほうに架かっている橋になります。いずれ補修が必要だという判定に基づいて、いわゆるコンクリートの補強ですとか補修ですとか、そういったものを実施する橋になります。

折壁口橋のほうにつきましては、県道普代小屋瀬線との交差点の部分に、安家川に架設されている橋になりまして、こちらのほうも橋台の上に乗っているところが不具合が生じているということで、修繕が必要だということでの部分で判定が出て、修繕するというふうな橋梁となっております。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 11番、合砂議員。

○11番（合砂丈司君） 今度2つの橋を修理するということですが、かなりの橋が結構あるのです、折壁とか坂本方面には。これ毎年1つか2つずつやってきたような経過があるのですが、これからまだやらなければならないと思うのですが、5か年計画でこれから何か所やる予定なのですか。

○議長（菊地弘巳君） 日吉地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） この安家のほうの2橋を含めまして、修繕が必要だというふうな判定が出ているものが9橋ございます。9か所ございます。来年度以降、また3巡目でしたか、点検が始まりまして、そちらのほうでまた、前回の点検では健全だ、もしくは早期の修繕は必要ないよというふうな判定を受けたものが、5年を経過したことによってまた修繕が必要だという判定がなされれば、その橋の数が増えていくというふうなことにはなりますけれども、この9橋につきましては設計は既に終えて、これから年次計画で修繕、補修工事を進めていくというふうな考え方でおります。

○議長（菊地弘巳君） 11番、合砂議員。

○11番（合砂丈司君） ぜひ安全運行ができるように、できれば早く点検をして修理していただきたいと思います。これは要望です。よろしくお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山議員。

○4番（畠山和英君） 辺地の総合整備計画の策定のつくり方なのですけれども、この鼠入辺地、2件目です。鼠入辺地地域の5か年の総合整備計画です。ここで、集会施設の改修だけなのですけれども、ここ5か年で、この地域はもう整備の計画はないということでの計画書でしょうか。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木真政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今回この計画を策定いたしまして、地区集会施設は甲地の公民館の修繕のほうを計画に盛り込んでおります。辺地計画につきましては、変更等も今後出てくるかとは思いますが、様々な財源を使いながら今後計画していく。それについては、未来づくりプランにのっとった格好で、辺地債、あと過疎債、様々なものを活用しながらやっていくという中の一つとして今回辺地の計画を立てさせていただいております。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山議員。

○4番（畠山和英君） 財源対策の計画ではありますが、であれば……、もう一つ、その前に、例えばさきの、前に先輩議員が、あの地域では白土線の要望、意見、一般質問でも取り上げたりはしております。ただ、それは当局の、計画に上げる上げないは執行者側のお考えでしょうけれども、そういうことも出ておりますので、やっぱり吟味して計画していただければなと思います。

もう一つ、30万円の辺地債を30万円の改修に充てるというこの計画そのものが、であれば一般財源を入れて、ほかのほうに30万円は、ほかは億単位、千万単位の計画でありますし、それなりの辺地計画、毎年額は限られますので、であればどうなのかなと思いますが、これについていかがですか。

○議長（菊地弘巳君） 三上義重総務課長、答弁。

○総務課長（三上義重君） 今回の場合は、辺地債のほうを活用したいために、まず辺地計画ということで上げてございまして、町としましても特にも事業のほうを進めるに当

たりましては、財源のほうを何とか充てたいということでございまして、特にも辺地債のほうは充当率100%で、交付税措置が80%、8割。自己負担分が2割でございまして、大変有利な起債でございまして。そのほかにも、やはり過疎債とか、そのエリア、エリアのところではまず適債性といいますか、まず有利な起債のほうを活用と考えてございまして、特に単独事業費が幾らかでも抑えられるように、何とかハード分につきましてはこういった計画を立てながら活用しているところでございまして、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山議員。

○4番（畠山和英君） 今のご説明でありますけれども、8割の交付税算定がある、これを30万円に入れます。ぜひ入れなければならないのではというご説明でありましたが、そういう財政運営だなということでお聞きしておきます。であれば、30万円、限られた中で、ほかの事業もありますので、いっぱい。そっちに件数やって、果たしてこの改修事業はどうなのかなという私の意見であります。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） これで質疑を終わります。

これから議案第34号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第8、議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に
関し議決を求めることについて。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更するため、辺地に係る公共
的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用
する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月8日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。三田貝辺地、有芸辺地、小川辺地、浅内辺地及び大川辺地に係る公共的施
設の整備を図るため、総合整備計画を変更しようとするものである。

次のページ、別紙、2ページを御覧願います。三田貝辺地の第2次の変更でございま
す。今回は、道の駅三田貝分校の雨どい等の劣化修繕を予定するものでございます。

次のページ、3ページを御覧願います。有芸辺地の第2次変更でございまして、集会
施設の事業費を変更するものでございます。

次に、4ページ、小川辺地の第2次変更でございまして、町道、林道の事業費を変更
してございます。

5ページになります。浅内辺地の第3次変更でございます。林道の事業費の変更を計
画するものでございます。

最後に、6ページを御覧願います。大川辺地の第1次変更であります。飲用水供給施
設の事業費を変更するものであります。

参考資料としまして、8ページから12ページに各計画書新旧対照表をおつけしてござ
います。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第35号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから議案第35号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号～議案第23号の上程、説明、委員会付託

○議長（菊地弘巳君） 日程第9、議案第1号 岩泉町課設置条例の一部を改正する条例についてから日程第31、議案第23号 令和5年度岩泉町水道事業会計補正予算（第3号）までの23件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第1号 岩泉町課設置条例の一部を改正する条例について。

岩泉町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月8日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。GX（グリーントランスフォーメーション）の推進及び行政事務の一体的かつ効率的な組織体制を構築するとともに、併せて所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第2号 岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求

める。

令和6年2月8日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第3号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月8日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業手当の特例を廃止するため、この条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第4号 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例について。

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月8日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免を終了するため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第5号 岩泉町手数料条例の一部を改正する条例について。

岩泉町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月8日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第6号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

について。

岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月8日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第7号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例について。

岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月8日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。第9期介護保険事業計画における保険料率の基準を定めるとともに、併せて所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第8号 岩泉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について。

岩泉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月8日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第9号 岩泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について。

岩泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月8日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一

部改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第10号 岩泉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について。

岩泉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月8日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等の一部改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第11号 岩泉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について。

岩泉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月8日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第12号 岩泉町漁港管理条例の一部を改正する条例について。

岩泉町漁港管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月8日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴い、

所要の整備を図るとともに、漁港施設の占用料のうち電柱類及び地下埋設物を設置する場合の額を増額するため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第13号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月8日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第14号 岩泉町水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

岩泉町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月8日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第15号 岩泉町公園条例の一部を改正する条例について。

岩泉町公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月8日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。いずみ公園を廃止するため、この条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第16号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算（第8号）。

令和5年度岩泉町の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ431万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億2,667万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）、第2条、既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)、第3条、既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年2月8日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第17号 令和5年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

令和5年度岩泉町の国民健康保険特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,770万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,755万9,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ197万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,612万1,000円とする。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月8日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、議案第18号 令和5年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

令和5年度岩泉町の後期高齢者医療特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ310万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,234万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月8日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第19号 令和5年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第3号)。

令和5年度岩泉町の介護保険特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,539万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2,030万円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,187万2,000円とする。

第2項、事業勘定及びサービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月8日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、議案第20号 令和5年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第4号）。

令和5年度岩泉町の観光事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ409万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,834万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月8日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第21号 令和5年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

令和5年度岩泉町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,384万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,473万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）、第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年2月8日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、議案第22号 令和5年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度岩泉町の大川財産区特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ447万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月8日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第23号 令和5年度岩泉町水道事業会計補正予算（第3号）。

（総則）、第1条、令和5年度岩泉町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）、第2条、令和5年度岩泉町水道事業会計予算書第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。第4号、主要な建設改良事業、水道施設費、（既決予定額）、1億4,618万6,000円、（補正予定額）、マイナス5,328万9,000円、（計）、9,289万7,000円。

（収益的収入及び支出の補正）、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。款のみ申し上げます。収入、第1款水道事業収益、（既決予定額）、4億867万4,000円、（補正予定額）、マイナス443万円、（計）、4億424万4,000円。支出、第1款水道事業費用4億1,714万7,000円、マイナス137万4,000円、4億1,577万3,000円。

（資本的収入及び支出の補正）、第4条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額767万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額217万2,000円及び引継金549万8,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額671万7,000円は、引継金671万7,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

次のページ、2ページになります。款のみ申し上げます。収入、第1款資本的収入、（既決予定額）、3億1,508万3,000円、（補正予定額）、マイナス5,233万6,000円、（計）、2億6,274万7,000円。支出、第1款資本的支出3億2,275万3,000円、マイナス5,328万9,000円、2億6,946万4,000円。

（企業債の補正）、第5条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。（起債の目的）、上水道事業、過疎対策事業でございます。（既決予定額）、それぞれ2,160万円、2,140万円、（補正予定額）、それぞれマイナス1,360万円、マイナス1,360万円、（計）、それぞれ800万円、780万円。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）、第6条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。第1号、職員給与費、（既決予定額）、4,939万

7,000円、(補正予定額)、マイナス85万8,000円、(計)、4,853万9,000円。

(他会計からの補助金の補正)、第7条、予算第9条中「9,415万3,000円」を「9,346万8,000円」に改める。

(たな卸資産購入限度額の補正)、第8条、予算第10条中「832万7,000円」を「423万円」に改める。

令和6年2月8日提出、岩泉町長、中居健一。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第1号から議案第23号までの23件については、議長を除く全員の議員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第23号までの23件は、議長を除く全員の議員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第24号～議案第31号の上程、説明、委員会付託

○議長（菊地弘巳君） 日程第32、議案第24号 令和6年度岩泉町一般会計予算から日程第39、議案第31号 令和6年度岩泉町下水道事業会計予算までの8件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第24号、予算書本体は1ページであります。令和6年度岩泉町一般会計予算。

令和6年度岩泉町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ98億円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

(歳出予算の流用)、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月8日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、議案第25号、予算書本体では139ページであります。令和6年度岩泉町国民健康保険特別会計予算。

令和6年度岩泉町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億6,200万円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,910万円と定める。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定8,000万円、診療施設勘定1,000万円と定める。

(歳出予算の流用)、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。第2号、保険給付費の各項に計上され

た予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月8日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第26号、予算書本体は189ページであります。令和6年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算。

令和6年度岩泉町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,610万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月8日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、議案第27号、予算書本体は199ページであります。令和6年度岩泉町介護保険特別会計予算。

令和6年度岩泉町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億9,110万円、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,170万円と定める。

第2項、事業勘定及びサービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定4,000万円と定める。

(歳出予算の流用)、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。第2号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月8日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第28号、予算書本体は235ページであります。令和6年度岩泉町観光事業特別会計予算。

令和6年度岩泉町の観光事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,700万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。

令和6年2月8日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、議案第29号、予算書本体は259ページであります。令和6年度岩泉町大川財産区特別会計予算。

令和6年度岩泉町の大川財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ440万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月8日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第30号 令和6年度岩泉町水道事業会計予算。

(総則)、第1条、令和6年度岩泉町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。第1号、給水戸数、3,415戸。第2号、総給水量、144万9,415立方メートル。第3号、一日平均給水量、3,971立方メートル。第4号、主要な建設改良事業、水道施設費、1億3,442万円。

(収益的收入及び支出)、第3条、収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。款のみ申し上げます。収入、第1款水道事業収益3億8,606万6,000円。支出、第1款水道事業費用4億2,952万7,000円。

次のページを御覧願います。(資本的收入及び支出)、第4条、資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的收入額が資本的支出額に対して不足する額5,992万3,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額634万7,000円及び引継金5,357万6,000円で補填するものとする。)

款のみ申し上げます。収入、第1款資本的収入2億3,812万8,000円、支出、第1款資本的支出2億9,805万1,000円。

(企業債)、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、上水道事業、辺地対策事業、過疎対策事業の3事業でございます。

限度額、それぞれ3,520万円、910万円、2,550万円でございます。

起債の方法、普通貸借または証券発行。

利率、3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。

償還の方法、政府資金については、その融通条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間、償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。

(一時借入金)、第6条、一時借入金の限度額は、3億円と定める。

次のページを御覧願います。(予定支出の各項の経費の金額の流用)、第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、営業費用及び営業外費用。第2号、建設改良費及び企業債償還金。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)、第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。第1号、職員給与費、5,005万7,000円。

(他会計からの補助金)、第9条、水道事業の運営に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,375万9,000円である。

(たな卸資産購入限度額)、第10条、たな卸資産の購入限度額は、835万6,000円と定める。

令和6年2月8日提出、岩泉町長、中居健一。

最後に、議案第31号 令和6年度岩泉町下水道事業会計予算。

(総則)、第1条、令和6年度岩泉町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。第1号、接続戸数、917戸。第2号、年間処理水量、20万2,717立方メートル。第3号、一日平均処理水量、555立方メートル。第4号、主要な建設改良事業、下水道施設の改良及び拡張工事1億7,478万9,000円。

(収益的收入及び支出)、第3条、収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。款のみ申し上げます。収入、第1款下水道事業収益1億7,220万6,000円。支出、第1款下水道事業費用1億6,350万円。

次のページを御覧願います。(資本的收入及び支出)、第4条、資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的收入額が資本的支出額に対して不足する額3,190万7,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,589万円、引継金1,601万7,000円で補填するものとする。)

款のみ申し上げます。収入、第1款資本的收入2億2,717万5,000円。支出、第1款資本的支出2億5,908万2,000円。

(特例的收入及び支出)、第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の額は、それぞれ129万円及び127万1,000円である。

(債務負担行為)、第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。事項、排水設備等工事資金融資利子補給。期間、自、令和6年度、至、令和11年度。限度額、融資総額120万円を限度とし、年3.0%以内の割合で計算した額。

次のページを御覧願います。(企業債)、第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、公共下水道事業、過疎対策事業の2事業でございます。限度額、それぞれ4,175万円、4,190万円でございます。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、3.0%以内。(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。償還の方法、政府資金については、その融通条件により、その他の場合には、その債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。

(一時借入金)、第7条、一時借入金の限度額は、1億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)、第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、営業費用及び営業外費用。第2号、建設改良費及び企業債償還金。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)、第9条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。第1号、職員給与費、1,935万9,000円。

(他会計からの補助金)、第10条、下水道事業の運営に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,090万4,000円である。

令和6年2月8日提出、岩泉町長、中居健一。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第24号から議案第31号までの8件については、議長を除く全員の議員で構成する新年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号から議案第31号までの8件については、議長を除く全員の議員で構成する新年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（菊地弘巳君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

(午後 1時07分)

令和 6 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （ 第 2 号 ）						
招 集 年 月 日	令 和 6 年 2 月 2 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	令 和 6 年 2 月 2 7 日 午 後 2 時 0 0 分				
	散 会	令 和 6 年 2 月 2 7 日 午 後 2 時 2 7 分				
出席及び欠席議員 出席 13 人 欠席 0 人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	(欠 番)		13	八重樫 龍 介	○
	6	三田地 久 志	○	14	菊 地 弘 巳	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	4 番	畠 山 和 英	6 番	三田地 久 志
	7 番	林 崎 竟次郎		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	主 査	石 垣 直 美
	主 査	古 舘 利 佳		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	襦 岩 千 裕	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	佐々木 忠 明
	町 民 課 長	山 岸 知 成	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 章	農林水産課長	佐々木 修 二
	地域整備課長	日 吉 理	上下水道課長	佐 藤 哲 也
	消防防災課長	山 内 基 嗣	危機管理課長	應 家 義 政
	教 育 次 長	三 上 訓 一		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 6 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 6 年 2 月 2 7 日 (火曜日) 午後 2 時 0 0 分開議

開 議 の 宣 告

議事日程の報告

日程第 1 議案第 1 号 岩泉町課設置条例の一部を改正する条例について

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 2 議案第 2 号 岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 3 議案第 3 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 4 議案第 4 号 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例について

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 5 議案第 5 号 岩泉町手数料条例の一部を改正する条例について

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 6 議案第 6 号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 7 議案第 7 号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例について

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 8 議案第 8 号 岩泉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

(条例補正予算審査特別委員長報告)

- 日程第 9 議案第9号 岩泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 10 議案第10号 岩泉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 11 議案第11号 岩泉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 12 議案第12号 岩泉町漁港管理条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 13 議案第13号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 14 議案第14号 岩泉町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 15 議案第15号 岩泉町公園条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 16 議案第16号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算(第8号)
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 17 議案第17号 令和5年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 18 議案第18号 令和5年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 19 議案第19号 令和5年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第3号)
(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 2 0 議案第20号 令和 5 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 4 号）

（条例補正予算審査特別委員長報告）

日程第 2 1 議案第21号 令和 5 年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

（条例補正予算審査特別委員長報告）

日程第 2 2 議案第22号 令和 5 年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第 1 号）

（条例補正予算審査特別委員長報告）

日程第 2 3 議案第23号 令和 5 年度岩泉町水道事業会計補正予算（第 3 号）

（条例補正予算審査特別委員長報告）

日程第 2 4 選挙第 1 号 選挙管理委員及び補充員の選挙について

散 会 の 宣 告

◎開議の宣告

○議長（菊地弘巳君） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午後 2時00分）

◎議事日程の報告

○議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎議案第1号～議案第23号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 岩泉町課設置条例の一部を改正する条例についてから日程第23、議案第23号 令和5年度岩泉町水道事業会計補正予算（第3号）までの23件を一括議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

条例補正予算審査特別委員長、畠山和英さん、どうぞ。

〔条例補正予算審査特別委員長 畠山和英君登壇〕

○条例補正予算審査特別委員長（畠山和英君） 令和6年2月27日、岩泉町議会議長、菊地弘巳殿。条例補正予算審査特別委員長、畠山和英。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第1号 岩泉町課設置条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第2号 岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第3号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第4号 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する

条例を廃止する条例について、原案可決。

議案第 5 号 岩泉町手数料条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第 6 号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第 7 号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第 8 号 岩泉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第 9 号 岩泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第10号 岩泉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第11号 岩泉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第12号 岩泉町漁港管理条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第13号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、原案可決。

議案第14号 岩泉町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第15号 岩泉町公園条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第16号 令和 5 年度岩泉町一般会計補正予算（第 8 号）、原案可決。

議案第17号 令和 5 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）、原案可決。

議案第18号 令和 5 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、原案可決。

議案第19号 令和 5 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）、原案可決。

議案第20号 令和 5 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 4 号）、原案可決。

議案第21号 令和 5 年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、原案可決。

議案第22号 令和 5 年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第 1 号）、原案可決。

議案第23号 令和5年度岩泉町水道事業会計補正予算（第3号）、原案可決。

以上であります。

○議長（菊地弘巳君） ただいまの条例補正予算審査特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定する

ことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

これから議案第11号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

これから議案第12号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

これから議案第13号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

これから議案第14号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

これから議案第15号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

これから議案第16号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

これから議案第17号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

これから議案第20号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

これから議案第21号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

これから議案第22号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

これから議案第23号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長（菊地弘巳君） 日程第24、選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

この選挙は、現選挙管理委員4名及び補充員4名の任期が来る3月4日をもって満了となりますので、地方自治法第182条の規定により選挙を行うものであります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することとしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員については、岩泉町袈綿字山本45番地3、竹花美千子さん、岩泉町大川字下町109番地4、佐々木和子さん、岩泉町小本字大牛内121番地、阿部佳史さん、岩泉町岩泉字沢廻39番地5、植村敏幸さん、以上の4名を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した4名を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました竹花美千子さん、佐々木和子さん、阿部佳史さん、植村敏幸さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員については、岩泉町下有芸字肘葛28番地、前川幸子さん、岩泉町安家字大平40番地、佐藤裕子さん、岩泉町穴沢字大宮内42番地2、小須田憲弘さん、岩泉町岩泉字三本松24番地10、佐々木三喜夫さん、以上の4名を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した4名を補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました前川幸子さん、佐藤裕子さん、小須田憲弘さん、佐々木三喜夫さん、以上の4名が補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

◎散会の宣告

○議長（菊地弘巳君）　これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後　２時２７分）

令和 6 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （ 第 3 号 ）						
招 集 年 月 日	令 和 6 年 2 月 2 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	令 和 6 年 2 月 2 8 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 6 年 2 月 2 8 日 午 前 1 1 時 5 6 分				
出席及び欠席議員 出席 13 人 欠席 0 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	(欠 番)		13	八重樫 龍 介	○
	6	三田地 久 志	○	14	菊 地 弘 巳	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	4 番	畠 山 和 英	6 番	三田地 久 志
	7 番	林 崎 竟次郎		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	主 査	石 垣 直 美
	主 査	古 舘 利 佳		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	襦 岩 千 裕	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	佐々木 忠 明
	町 民 課 長	山 岸 知 成	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 章	農林水産課長	佐々木 修 二
	地域整備課長	日 吉 理	上下水道課長	佐 藤 哲 也
	消防防災課長	山 内 基 嗣	危機管理課長	應 家 義 政
	教 育 次 長	三 上 訓 一		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 6 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 6 年 2 月 2 8 日 (水曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

開 議 の 宣 告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

散 会 の 宣 告

◎開議の宣告

○議長（菊地弘巳君） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎受賞報告、表彰の伝達

○議長（菊地弘巳君） ここで、議事日程に入る前に表彰状の伝達を行います。

事務局長から表彰の報告をさせます。

○事務局長（中川原克彦君） 去る2月16日に開催された第75回岩手県町村議会議長会定期総会の席上で、長年にわたり地域の振興発展及び住民福祉の向上に尽くされた早川ケン子議員が全国町村議会議長会から表彰されました。

また、いわいずみ議会だよりが第38回町村議会広報全国コンクールにおいて第2位の優秀賞を、第42回岩手県町村議会広報コンクールにおいて第1位の特選を受賞しました。

ただいまから表彰状の伝達を行います。伝達は議長からお願いいたします。

それでは、表彰区分ごとに受賞者の名前を読み上げますので、前にお進み願います。

全国町村議会議長会表彰、早川ケン子議員。

○議長（菊地弘巳君） 表彰状、岩手県岩泉町、早川ケン子殿。あなたは、町村議会議員として長年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。令和6年2月8日、全国町村議会議長会会長、渡部孝樹、代読。おめでとうございます。（拍手）

○事務局長（中川原克彦君） 次に、いわいずみ議会だより、全国町村議会議長会表彰、優秀賞、広報広聴常任委員の皆さん、前にお進みください。

○議長（菊地弘巳君） 表彰状、優秀賞、岩手県岩泉町議会殿。貴議会広報紙は、第38回町村議会広報全国コンクールにおいて頭書の成績を収められました。よって、ここにこ

- れを表彰します。令和6年2月8日、全国町村議会議長会会長、渡部孝樹、代読。(拍手)
- 事務局長(中川原克彦君) 次に、岩手県町村議会議長会表彰、特選。
- 議長(菊地弘巳君) 表彰状、特選、いわいずみ議会だより、岩泉町議会殿。令和5年度岩手県町村議会広報コンクールにおいて審査の結果、頭書のとおり優秀な成績を収められました。よって、これを表彰します。令和6年2月16日、岩手県町村議会議長会会長、鈴木隆昭、代読。(拍手)
- 事務局長(中川原克彦君) ありがとうございました。お昼休み時間に日報さんの取材が入るかもしれませんので、よろしくお願いします。そのときに改めて撮影もさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
- 議長(菊地弘巳君) 以上で表彰状の伝達を終わります。
-

◎一般質問

- 議長(菊地弘巳君) 議事日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

8番、坂本昇さん。はい、どうぞ。

〔8番 坂本 昇君登壇〕

- 8番(坂本 昇君) 8番、坂本昇でございます。通告に基づきまして、第9期介護保険事業計画について質問いたします。

去る2月8日、中居町長の施政方針演説が行われ、町長が公約に掲げる「持続可能なまちづくりの創造」に向けた令和6年度における町政運営の基本姿勢、町全体、分野ごとの各施策の概要が示されました。議会では、岩泉町議会基本条例の定めに基づき、昨年12月から今月上旬まで延べ8回にわたり議員と語る会を開催したところであります。町民延べ158名の参加があり、まちづくりのこと、議員の報酬や定数のことなど、活発に意見交換を行いました。議員に対しては、その活動に評価をいただく一方、さらなる活動の展開、見える化についての厳しいご意見も受けたところであります。その中で、介護保険事業に係るサービスや支援の在り方について、意見、質問がありましたので、現在策定中の第9期介護保険事業計画と併せ質問いたします。

介護保険事業計画は、平成12年度から始まり、3年を1期とし現在8期24年目であり、さきの議会全員協議会において岩泉町未来づくりプランの理念に沿った次期第9期計画案（全8章）が示されました。

質問の1点目は、本計画における介護保険運営協議会の在り方についてであります。委員は、学識経験者やサービス事業者などで構成されておりますが、直接関係する要支援者や要介護者、または家族など介護者が入っておりません。身近に直面している当事者の方からの意見、提案が肝要と思われますが、その考えについてお伺いします。

2点目は、本計画に基本構想や施策の展開、介護保険サービスの実績や見込み、介護保険料の算定手順などは、詳細に記載がありますが、住民が積極的に取り組むべき具体的内容が見えてまいりません。住民自らが率先して行動することにより成果が上がると思いますが、その考えについてお伺いします。

3点目は、過去8期24年間ににおける事業の総括についてであります。その時々状況に応じて改正されてきた介護保険制度に即し策定されてきた事業計画は、介護サービスの提供により介護する側の負担を減らしながら、要介護・要支援になった高齢者の自立支援と、状態の悪化防止・軽減を目的としてきました。平成29年度からは、介護予防を通じて要介護状態の発生を遅らせることが挙げられております。これまでの目的達成に向けた取組の効果や課題、今後の実践についてどう捉えているのかお伺いします。

4点目は、健康寿命の延伸と介護保険料の抑制についてであります。令和6年度の総予算額（公営企業会計は除く）は、約127億円ですが、一般会計の98億円に次いで多いのが介護保険特別会計の約15億円です。令和4年実績で介護給付費の総額を単純に要介護・要支援認定者数で割ると、1人当たり180万円弱という計算になります。例えば介護予防の推進により10人が要介護、要支援の状態になるのを1年遅らせることができたとすれば、介護給付費を1,800万円程度削減することができると考えられます。介護予防や健康づくりによる健康寿命の延伸は、健康長寿のまちの推進とともに、第2号被保険者の保険料負担の軽減にもつながると思います。そういった目線から、さらなる推進を図るべきと思いますが、考えをお伺いします。

5点目は、介護保険料の所得段階別の人数から表面化する所得格差の問題です。納付者3,775人中、基準額に対する割合が1.0以下の方、つまり本人非課税者が2,799人と、約

74%に上ります。この所得水準は、憂慮する問題ではないかと考えます。一定の所得があり、働く意欲が湧くことにより生きがい対策になり、健康長寿の源にもなります。第9期あるいは第10期計画とともに強く取り組んでいく課題と思われますが、その考えについてお伺いします。

最後に、議員と語る会で意見があった介護サービスの在り方について質問いたします。在宅の寝たきりの高齢者に有事の状態が発生したとき、搬送するのにストレッチャー対応の車でなければならず、対応に苦慮したというものでありました。また、介護施設へ入所している場合、一時帰宅したとき、介護ベッドのレンタルリースなど、重複して介護サービスが受けられないというお悩み、訴えでありました。このような住民が介護サービスについて支援内容を問い合わせたいときに気軽に相談できる窓口、受皿が必要と思われますが、その考えについてお伺いします。

以上で本席からの質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 8番、坂本昇議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、介護保険運営協議会の在り方についてであります。同協議会は「介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定」などについて協議をするため、学識経験者、保健・医療・福祉関係団体の代表、サービス提供事業者、被保険者代表など、介護保険事業に精通をした19名の委員で構成をされており、「被保険者代表」といたしましては各地域振興協議会から推薦をいただいた6名を選任をし、第9期介護保険事業計画の策定に当たりましては、様々なご意見をいただいているところであります。介護当事者からのご意見につきましては、計画策定時におけるアンケートの調査やパブリックコメントなどを実施した上、幅広く必要なサービス等の把握に努めているところでありますが、より当事者の声を施策に反映するための施策については、今後研究をしてみたいと考えております。

2点目の町民の皆様が取り組むべき具体的な内容につきましては、住民主体の介護予防活動であるいきいき百歳体操をはじめ、老人クラブ活動やシルバー人材センターでの活動など、様々な社会活動へ積極的に参加いただくことにより、健康づくりや生きがい

づくりにつながるものと、このように考えております。特にもいきいき百歳体操につきましては、公民館などの身近な単位で実施をしてきたところであり、その成果として自主的に活動を行っている団体が当初の3団体から、令和5年12月末現在におきましては35団体まで増えてきているところでもあります。第9期計画期間においても、行政広報での周知はもとより、イベントなど地域住民が集まる場などで健康づくりや介護予防活動の成果、必要性について積極的にPRするとともに、健康づくりや介護予防活動を「自分事として捉え、町民自ら率先して実践する」ことについて、さらにご理解を深めていただきますよう、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目のこれまでの事業の総括についてであります。介護予防や健康づくり活動の推進、また介護・福祉サービスの充実などについて様々な取組を行ってまいりましたが、特に地域支援事業が創設をされた平成29年度以降、予防効果が高く地域に密着した取組といたしまして、「いきいき百歳体操」の普及啓発に重点的に取り組んできたところがあります。また、より多くの方に健康づくりと介護予防に取り組んでいただくために、早期発見・早期治療の観点からの積極的な健診の受診、あるいはいきいき百歳体操などの介護予防活動に参加した際のポイント付与の「健幸アップポイント事業」も創設をしてきたところでもあります。現在では、これらの様々な活動が徐々に浸透し、高齢者の約1割の方々が介護予防活動へ参加をいただいている状況にありますことから、これらの取組をさらに強化をしてまいりたいと考えております。高齢者に占める要介護認定の割合につきましては、緩やかな増加の見込みでありましたが、令和2年の21.6%をピークに減少傾向にあり、令和5年度は20.3%とまさに活動の成果が出てきているものと、このように実感をしております。

課題につきましては、地域によって活動に温度差が見られることが挙げられますので、より身近な場所で活動ができるよう、普及啓発やきっかけづくりなどの活動に対する支援を行うとともに、現役世代からは「健康づくりと介護予防の必要性」をしっかりと認識をしていただけるよう、引き続き意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

4点目の健康寿命の延伸と介護保険料の抑制についてであります。介護保険料の算定に当たりましては、人口や要介護者などの推移、サービスの提供体制などからサービス量を見込み、介護給付費を賄うために必要な額を算出しているところでもあります。ご

案内のとおり、介護給付費は、要介護・要支援者が自立した生活を送るために必要な介護サービスに対する費用で、利用者が多くなれば給付費も多額になり、特に本町は施設サービスの利用割合が多く、1人当たりの給付費が高い傾向にあります。健康寿命の延伸が給付費の削減、ひいては保険料負担の軽減につながることは議員ご指摘のとおりであり、本年度からがん検診を無料化するなど、病気の早期発見、早期治療に結びつける取組を実施をしており、令和6年度におきましても特定健診、がん検診等の受診率の向上の取組、高齢者への健康教育や個別相談、さらには健康づくりの重点項目として掲げている「働く世代の健康づくりの促進」を図るべく、より一層健康寿命の延伸に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

5点目の所得格差の解消についてであります。議員ご案内のとおり、所得の向上は高齢者の生きがい対策にもつながることから、その役割を担っているシルバー人材センターの活動に対して町でも支援を行っており、第9期計画の中でも施策の展開にこれらを位置づけているところであります。生きがいを感じながら、自分らしい働き方ができることは、健康寿命の延伸にもつながるものでありますので、その仕組みづくりにつきましては、引き続き調査研究をしてまいりたいと考えております。

最後に、「介護サービスの在り方」についてであります。議員ご指摘の事案につきましては、制度上、医療保険と介護保険との併用が難しく、どちらも利用できる状態にあっては介護保険が優先をされるという原則があります。また、施設サービス利用者が一時的に在宅サービスを併用することができない制度となっていることから、悩まれるケースが出てくるものと、このように推察をしているところであります。このようなケースにおきましては、主に地域包括支援センターや居宅介護支援事業所あるいは医療機関の相談室等で、必要な情報提供やサービス利用の相談、調整を行っているものと認識をしておりますので、個別具体の案件につきましては引き続き関係機関とも連携を密にしながら、対応をしてまいりたいと、このように考えております。

以上で答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 8番、再質問ありませんか。はい、どうぞ。

○8番（坂本 昇君） ご答弁ありがとうございました。とても真摯に介護保険事業計画に根本的に取り組んでおられるということがご答弁の中からもよくうかがえる内容で

ざいました。

その中で、何点かご質問させていただきますが、1点目の当事者の声ということで、答弁でも当事者の声を施策に反映するというふうになっております。運営協議会としても、その中で特に事業計画に反映すべきと受け止められるようなご意見等があったかと思うのですが、そういうふうなので特筆するようなことがおありでしたら、説明をお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 三浦政宏健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

介護保険運協のまず開催でございますが、今年度は計画年度ということでありまして、3回ほど開催しております。その中で、各委員からのご意見は、いろいろ伺っているところではございますが、地域の代表の方々からの意見を申し上げますと、地域活動になかなか高齢者等も参加しにくい状況があるので、こういった形で進めたらよいかというふうな話とか、できれば保険料を安くしてもらえないかとかという話は意見として伺っておりました。ただ、一方では、介護分のサービスを低下させてまで保険料を下げることとはしないしてほしいというふうなご意見も出ておりました。あとは、日常生活をするに当たりまして、やはり不都合が徐々に生じてくるというふうなご意見から、個々具体的に申しますと、いろいろな福祉サービス用具とか、あとは交通的な足の確保とか、あとは身体的に補聴器等の補助、いろいろな補助制度がないかというふうなご意見等は、いろいろ伺っておりました。そういうふうな総合的ないろいろな意見を反映させた形で、織り込める部分は計画に盛り込んでいきたいなというところで、計画上にも表記はさせていただいているところでございます。

○議長（菊地弘巳君） 8番。

○8番（坂本 昇君） ありがとうございます。ぜひ意見の反映をお願いしたいところと、あと計画づくりのための意見聴取ということと、それからこちらが説明しながら1つでも2つでも委員の方々からも意見をいただくというか、生かすというか、引っ張り出すというふうなスタンスでの協議会の在り方も1つかなと思いますので、今後に向けて検討していただければと思っております。

それから、今ご答弁ありましたように、なかなかそういう百歳体操をはじめ、出てき

てくれる方は社会参加をしているのですが、出てきてくれない方々を、これは特定健診も含めてですが、どう引っ張り出すかというところも一つの課題かなと思っておりました。ですので、例えば百歳体操もおいでになっている方々の声、それからそのことによってこれだけの自分の体調なり、それから日常生活がこれぐらいよくなっているというふうなデータが示せるかどうかは別ですが、そういうふうにして、やっぱり健康寿命の増進のためには、町で行っているいろんな今のような特定健診から百歳体操からシルバー人材センターから、こういうふうなのを自分のものとして捉えていただくような形での取組が必要だと思いますので、その点について見える化というか、そういうふうなことで具体的な展開の方法というのは計画の中にあるかどうか、お願いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、三浦健康推進課長、答弁。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

計画の中に、見やすいような表記をされているかといいますと、大変申し訳ございませんが、その部分はなかなか見えにくいかなとは思っておりました。議員からご質問ありましたとおり、町民が率先して取り組むというところではございますが、町といたしましても、健幸アップポイント事業をまず立ち上げておりましたので、その部分を充実させていきたいなという考えがございます。まず、取り組んだのが65歳から40歳まで年齢を下げまして、町民に広く、働く世代まで皆さんと一緒にやって取り組んでいくのだよというところで年齢を下げておりますし、去年あたりから働く世代にも、やはりいずれ介護の世代になるというところから、働く世代への健康づくりも今のうちから意識づけを持っていただくというふうなところで、企業に出向きますとか、そういった形での健康づくり出前講座、あるいは健康機器インボディ等を使いながら、数値化して見える化して、自分自身で自分の体を把握しながら、健康状態を把握しながら、健康への意識づけを習慣化していくというふうなことに取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 8番、どうぞ。

○8番（坂本 昇君） 答弁にもありましたが、現役世代からの健康づくりということで、介護保険料を表で分析すると、65歳以上の方々の負担率というのが23%、国とか県とか町ということで半分、50%の経費負担はあるのですが、さらに保険料個人負担の中で現

役世代の人たちの分が27%という率が出ています。これに間違いがないかということと、子育てで一番お金もかかるという世代の中で、介護の分に27%、総予算が15億円に上るというようなことの27%を負担するというのは、これは大変なことではないかと思うのですが、そこら辺についての実態はどういうふうに現役世代との意見交換はなされているかどうか、お願いします。

○議長（菊地弘巳君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

ご質問の件の負担割合でございますが、まず介護保険の負担割合は、制度上というところではございますが、定められておりまして、基本的には公費、国、県、町で50%、65歳以上の高齢者、いわゆる第1号被保険者、この方々の負担割合は議員ご案内のとおり23%、第2号被保険者、40歳から64歳は負担割合27%というところは、これは制度上、基本として定まっております。いわゆる働く世代、子育て世代、第2号被保険者が該当してくるかと思うのですが、この方々の負担割合、これはもう27%というのは制度でどうしようもございませんので、この方々の仕組みというのは、国保は除かれますけれども、各医療保険者の第2号保険料は各保険者が徴収することになっています。保険料の半分を事業主が負担するというところで、保険料の2分の1の額を制度上、各医療保険者が支払っているというふうな流れになってございます。1号と2号の保険者の割合が、当初は1号は17%からスタートしたと認識しております。それが現在は23%で、逆に第2号保険者の割合は33%からスタートしたのですが、現在は27%というところで、2号保険者の負担割合は軽減されているというところがございます。ただ、これは、1号保険者の割合が上がってきているのと、40歳から60歳の2号保険者の割合が減ってきている分のバランス調整で率が変わってきているのではないかなと考えているところでございます。この点につきましては、制度上の負担割合ということになっておりますので、ご理解をお願いしたいなと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 8番。

○8番（坂本 昇君） いずれ介護保険制度は、今のようにならざるを得ない制度上の問題というのが今の課長の説明であるようですので、ただ何とか対象者である現役世代の方々にも理解をしておいていただいて、そして納得の上で滞納がないような

形で進めていただければと思っております。もう懸念されるのが2040年問題でございます。被保険者が現在、細かい数字ですみませんが、6,216人、約6,000人に対して2040年には1,700人以上減ると介護計画に出ています。1,700人の人口が減るのに対して、要支援、要介護者は80人ぐらいしか減らないのです。ですので、人口が減って要支援者が減らないとなると、やはり負担は増加するだろうと。次の次期計画では、例えば10%アップ、次の2040年になるともう5割アップしていくというふうなこともあるので、やっぱりどうしても健康長寿と、それから介護保険に対する住民の方々の理解が必要だなと思っていました。

それで、質問は、最後のほうにあります。がん検診の無料化等々で施策を展開しておりますが、これによって住民の方々の反応というか、効果的な部分はあったのかどうか、それについてはいかがですか。

○議長（菊地弘巳君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

検診分ということであったかと思いますが、今年度からがん検診等の無料化をスタートさせて検診業務に当たってきておりましたが、すみません、各検診ごとの具体的な数値は承知しておりませんが、検診を受診された方々のご意見等をお聞きすれば、久しぶりに検診に出向いてきたというふうな声も多々あったようでございます。その部分に関しましては、検診会場へ出向いていただいた方が少しでも増えたのは、無料化の効果はあったかなと思っておりますが、今後人口が減る中にありまして、受診者数を落とさないような、継続して皆さん方が検診を受けていただくような環境は整ってきたのではないかなと思っておりますので、継続して受診勧奨に努めていただけるような推進をしていきたいと考えてございます。

○議長（菊地弘巳君） 8番。

○8番（坂本 昇君） ぜひぜひ町としての目玉的な施策と、がん検診の無料化だというふうなことでうたった場合、これに限らずですが、ぜひ担当のほうとしてもそれらについては検証をしながら、施策で上げたものについては効果を上げられるような形で取組をお願いしたいというふうに思っています。

最後になりますが、これは町長にお伺いいたします。将来に希望が見える施策の実行

と、生きがいや充実感を感じられる取組を行うという施政方針を上げられております。
第9期の介護保険事業計画を策定するに当たって、特に2040年問題等踏まえて、全町的に総合的に介護社会に対する対応が町民の自主性の啓蒙分も含めて必要になってくると
と思いますが、肝要なのは町長のリーダーシップというふうになろうかと思いますが、そ
の点についての町長のご見解をお願いします。

○議長（菊地弘已君） 中居町長。

○町長（中居健一君） 残念ながら、今の岩泉町、これは全国の地方もそうでありますが、
日本全体もそうであります。まさにこれから人口減少社会に突入をするわけであります。
そうすると、全体のパイが小さくなる中でも、今の介護保険制度の仕組みは、今の現状
のままでこれを推移をすれば、非常にこれから町民の負担がますます重いものにな
ってくるというのは、これはもう明らかな話であるわけであります。我々も町村会を
通じながらも、私もそうありますが、簡単に言いますと、やっぱり国庫負担率を上げ
るしか、これはもう大変町民の皆さん、これから介護保険料の納入についても非常に重
圧、本当に大きな重い負担になってくるわけであります。しっかりとこれからも市町村、
そして県を挙げて国に対して地方の今の大きな課題、悩み、苦しみを伝える、そしてや
っぱり今の介護保険制度の仕組みというのは非常に柔軟性がない、硬直化したシステム
であると、私はそう思っておりますので、しっかりと国でやはりこれは地方の実態に即
したようなありようについて、もっと積極的に検討してもらう必要があると。そうでな
ければ、恐らくこれから人口減少、減って、今の人口推計の中でも将来は4,000人という
ような、そういう予測もあるわけありますから、そうしますとこれはとてもそれぞれの
自治体だけではもう対応し切れない。ただ、一方では、やはり先ほどもお話があった
とおり、施設入所なんか人口は減っても、あまり下がることがない、横ばいということ
もあるわけありますから、そうしますと全体の給付費もそんなに極端に変わるわけ
はないわけありますから、しっかりとこの点については我々も国のほうに地方の厳し
い実態について大きい声を上げながら、制度改正について取り組んでまいりたいと、そ
う思っています。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（菊地弘已君） これで8番、坂本昇さんの質問を終わります。

次に、3番、畠山昌典さん。はい、どうぞ。

〔3番 畠山昌典君登壇〕

○3番（畠山昌典君） 3番、畠山昌典です。通告に基づきまして、一般質問を行います。

元日に発生しました能登半島地震は、東日本大震災や平成28年台風第10号豪雨災害を体験している身にとって、当時をほうふつとさせる状況であり、被災された地域の日も早い復旧、復興を願うとともに、頻発する大災害への備えが重要であることを再認識させられました。当町の災害復旧工事が最終盤に差しかかっている今、順調に完了することを祈りつつ、今回は以下の2点につき質問させていただきます。

まず、今後における小・中学校の在り方について伺います。岩泉町未来づくりプラン前期基本計画において、「教育環境の整備及び確保について、『学校適正配置基本計画』に基づき、適正配置に向けて対象となる学校の保護者や地域に対する地元説明会を開催するなど、よりよい教育環境の確保に努めます」としています。これまでも小中学校の統廃合が進められ、このことによる諸課題の解決に対し、町長はじめ職員各位におきましては、並々ならぬ努力をしてきたことに敬意を表するものであります。しかしながら、町の少子化への歯止めはかからず、出生数も激減しており、これから子育てをしていく世代から不安の声が上がっています。先般行った議員と語る会総務部会において、少子化の中にあってご懐妊された方から、「将来我が子がその時期を迎えるとき、岩泉町の小中学校の状況はどうなっているのか」との発言がありました。岩泉町未来づくりプラン後期基本計画においては、『少子化による中学校での部活動の存続』との表現はあるものの、「学校の統廃合・適正配置」の表現がなくなっています。今後未来における学校適正配置をどのように考えているのか伺います。

次に、介護保険による住宅改修等について伺います。現行の制度では、介護保険による住宅改修等を行った場合、被保険者がその費用を全額支払った後、保険による給付費を受け取る方式になっています。そのため、制度を利用する方に一時的にでも経済的負担が大きくかかることになり、改修を諦めたり最小限にしたりする場合があると聞いています。このような状況を改善するため、給付費の受け取りを施工事業者に委任し、利用者は本人負担額のみ支払う受領委任払いを導入するべきと考えますが、町長の所見を伺います。

以上、本席からの質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君）　まず最初に、中居町長、答弁願います。

〔町長　中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君）　3番、畠山昌典議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、介護保険による住宅改修等についてであります。この制度は介護認定を受けている方々がより安全な生活を送るために、住宅改修に対して改修費用20万円を上限に、その7割から9割の支給を受けられるものであり、被保険者が全額費用を負担した後、自己負担割合によって給付費が払い戻される、いわゆる「償還払い」が原則とされており、町におきましてもこの方法によりこれまで対応をしてきたところであります。しかしながら、一時的な費用負担の面から改修箇所を最小限とする方や、業者への直接払いを希望する声などもお聞きしているところでもありますので、議員ご質問の件も踏まえ、より利用しやすい制度となるよう、今後環境を整えてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次の2点につきましては、教育長から答弁を申し上げさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（菊地弘巳君）　それでは次に、巖岩教育長、答弁願います。どうぞ。

〔教育長　巖岩千裕君登壇〕

○教育長（巖岩千裕君）　小・中学校の適正配置につきましてお答えいたします。

これまでの小・中学校の適正配置につきましては、「学校適正配置基本計画」に基づき、対象となる学校の保護者や地域の皆様との協議を重ね、地域の子供たちにとってよりよい教育環境となるよう努めてまいりました。今後の児童生徒数の推移を見ますと、本年度の小学校の児童数が298名、中学校の生徒数が147名であります。6年後の令和11年度には児童数が191名、中学校生徒数が139名と、いずれも減少し、特に小学校児童数においては107名、率で36%の減少が見込まれております。

小学校の今後の状況につきましては、これまでも統合を進めながら、複式学級の解消に努めてまいりましたが、今後の児童数の推移を鑑みますと、岩泉小学校を除く4校におきましては複式学級が継続、かつ増加する見込みであります。また、釜津田小学校につきましては、令和6年度に学級数が2学級となり、教職員数も大きく減少することから、現在学校の在り方について保護者や地域の皆様と協議を進めているところであります。

す。

中学校につきましては、町内３校とも単式学級が編制され、各校とも専門教科の教員が配置されておりますが、生徒数の減少により部活動の存続が課題に挙げられており、現状では一部の団体競技で他校と合同チームを編成し大会等に参加しております。部活動は、保護者の皆様が特に不安を感じている部分でもありますことから、今後より具体的に保護者や地域の皆様と情報共有を図っていく必要があるものと考えております。

今後における学校の適正配置につきましては、児童生徒数が減少する実情を見据えますと、学校の統廃合は避けては通れない課題であり、今後小・中学校やこども園の保護者の皆様とも意見交換の機会を設けるとともに、できる限り個別相談等も行いながら、不安を和らげるなどの対策も講じてまいりたいと存じます。その上で、地域の皆様とも協議を重ね、保護者や地域の皆様が安心できる学校配置の在り方を検討してまいりたいと考えているところであります。

以上で答弁を終わります。

○議長（菊地弘巳君）　３番、再質問ありませんか。どうぞ。

○３番（畠山昌典君）　それでは、幾つか再質問させていただきます。

まず、介護保険による住宅改修の件ですけれども、前向きな答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。今後環境を整えてまいりたいと考えておりますとのことです。具体的には、他の市町村とかでもこの制度を取り入れているところが出てまいりました。いつ頃になるのか、見通しをお聞かせください。

○議長（菊地弘巳君）　それでは、三浦政宏健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君）　お答えいたします。

議員ご案内の受領委任払いの手続でございます。この件につきまして、私ども調べたり県等を確認しながら、確認をしておりますが、受領委任ということの委任状的なものを調整できれば、これはもう今年度中には実施に移したいなと思っているところでございます。ただ、工事事業者への周知等をしたり了承を得るというふうな流れは、若干必要になってくるのかなとは思っておりますので、そこら辺がスムーズに流れますと、何とか早急に書類等、調整等はできるのかなとは考えてございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 3 番。

○3 番（畠山昌典君） それと併せて、恐らくですけども、介護保険による住宅改修と岩泉町住宅リフォーム事業補助金を2つ併せた形で整備をする方もいるかと思いますが、こちらのほうも委任払いにまた移行するという考え方があるのかどうか伺います。

○議長（菊地弘巳君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

介護保険制度に関する住宅改修等でございますが、先ほど申しました介護保険の住宅改修分と、県の制度を利用しております高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業というので、セットで住宅改修をしている方もございます。大体住宅改修する中で、2割から3割の方が2つの制度を使って改修する場合がありますことから、こちらの制度のほうも併せまして、県の実施要綱等を確認しながら、調整できるものと、同じような対応できるものと考えてございます。

○議長（菊地弘巳君） 3 番。

○3 番（畠山昌典君） ありがとうございます。そうすると、先ほどの岩泉町の住宅リフォーム事業補助金のほうは、今現在どういう状況でしょうか。

○議長（菊地弘巳君） それでは、日吉理地域整備課長、答弁。

○地域整備課長（日吉 理君） お答えします。

現状の住宅リフォーム補助の制度上の形では、まず完了実績報告、要は工事が終わりましたというふうなものを申請者から提出していただく際に、添付書類の中に支払い等を完了した証拠書類として、工事業者に対して領収書の添付を求めているという状況になっておりますので、まず委任払いという形ではなく、もう業者さんに全て支払いも終わった形で終わりましたという届けをもって、それに対する補助金を交付しているというふうな状況になっておりますので、今は委任払いというのは現状取扱いはできないような状況になっております。ここを変えるためには、工事業者さんのほうから、要は申請者に対して請求書の添付ですとか、そういう工事にかかった費用、これぐらいかかりましたと、申請書と同額ですと、もしくは補助対象外の部分あたりしますので、同額でないケースもあるのですけれども、そういう形で添付書類を変更するような形で要綱を改正していけば、委任払いというふうなものはできるかなと。特にも諸書類が出た後

に、我々のほうでもきちっと工事が終わりましたということを確認するために、実際に現地に行って完了検査というものをしますので、まず事業をやったかやらないかというのは、そのところでもきちっと判断できますので、そういう意味では委任払いというふうなものはそういうようなものを改善していけば、対応可能かなというふうに考えております。

○議長（菊地弘巳君） 3 番。

○3 番（畠山昌典君） 利用する方が利用しやすいような制度にしていってほしいなというふうに思っておりますので、ぜひそういったことを進めていってほしいなというふうに思っております。

そして、こっちのほうの最後になりますけれども、介護を受ける方あるいは介護する方が住宅改修等を行う場合に、例えば浴室だったりとか、あるいはトイレだったりとかを改修したいとなったときに、この上限額だとなかなか全てを、さあ、やろうかという金額ではないように私は感じております。町独自というか、リフォーム事業補助金のほうの増額補助というのをこれから考えるべきと思っているのですけれども、その辺はいかがでしょうか。検討の余地があるのかないのかお尋ねします。

○議長（菊地弘巳君） 日吉地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） では、お答えをします。

今住宅リフォームというものは、補助率を令和4年度に町内業者がやった場合は、率を上げてということで、上限の交付する額は変わらずにいるのですけれども、率を改善してということで、なるだけ住民の方々に使いやすい、より高率な補助ということの考え方で改善はしたのですけれども、その中でも外部から来る方々のためにも、移住者、定住者とか、あとは子育て世帯のためには加算しますよというふうなことで、上限もさらにかさ上げするというふうなことにはなっておりますけれども、まず議員がご指摘のとおり、そうはいっても5分の1、10分の1というふうな補助率になっておりますので、先ほどの健康推進課のほうの補助率に比べますと、ちょっとやや率が低いかなというふうなことでございます。こちらのほうは、リフォーム補助ということの中で見直しをしたところ、2年しかたっていない状況なのですけれども、これからまずいろいろ人口減少だとか、様々な部分で今あるものも含めて、住宅ストックをどうやって使っていくか

というのは基本的に重要なことだなというふうには考えておりますので、そういう部分でリフォームだけに特化した形ではなくて、幅広にこういった制度が望ましいのかなというのは、この辺はちょっと調査研究していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 3番、どうぞ。

○3番（畠山昌典君） ありがとうございます。限られた予算の中で、いろんな施策の展開をしなければならないと思いますので、難しい部分もあるかと思いますが、ぜひそういった当事者の立場に立ったような制度設計をお願いいたします。

続きまして、小中学校の適正配置につきまして再質問させていただきます。まず、現在釜津田小学校、有芸小学校が配置計画の中にあって、統合の検討がなされているかと思いますが、現在の両校の進捗状況といたしますか、聞き取りを行っているところの現在の状況はどのような状況になっているのか伺います。

○議長（菊地弘巳君） 三上訓一教育次長、答弁。

○教育次長（三上訓一君） ご質問の釜津田小学校、有芸小学校の保護者、地域との懇談の在り方というご質問ですが、まず教育委員会、本年度も例えば運動会だったり学習発表会等、教育長なり事務局職員がお邪魔して、PTAさんとの意見交換等を行っております。その中で、具体的な話としましては、釜津田小学校さん、現在3クラスあるのが来年度2クラスになる。そして、その基準からいきますと、副校長と養護教諭が配置されなくなるという部分を説明する中で、PTAの皆さんも来年度またPTAの数も減るというふうなことから、PTAの運営にも不安もあるし、学校運営上、養教さん、あとは庶務やる副校長がいなくなると、やはり学校運営も相当将来的には不安があるというふうな声もお聞きしたところで、こういうタイミングで教育委員会としても釜津田小学校の今後の在り方というのは、保護者のみならず地域とも意見交換すべきと判断し、昨年秋から地域との懇談を始めたというまず経過がございます。

一方、有芸小学校さん、こちらのほうも学校訪問している中で、具体的にまず今年2年生が3名おるのですが、有芸小学校のPTAさんはやはりこの3名がいるうちは何とか頑張りたいと、学校を残していきたいというスタンスを確認しておりますので、そういう声をお聞きした中では、教育委員会とすればちょっと今現在としてはそれ以上

の在り方の議論というのはまだ進める必要がないのかなというふうなことで、今現在も釜津田小さん、有芸小さん、ほぼ同数の数なのですけれども、そういう違いもあり、地域に入っている学校もあれば、まだ入っていない状況もあるという状況でございます。

○議長（菊地弘巳君） 3 番。

○3 番（畠山昌典君） 了解しました。それこそ保護者さんの意向によって、どういうふうなこれからの学校の在り方、こうあってほしいというような、いろいろ考え方がたくさんあって、なかなか1つにはまとまらないでしょうし、あとは答弁の中にもありましたけれども、個別にもお話をしっかり聞いていくということがありました。まさにそういったことが大事なのではないかなというふうに考えております。

今朝の新聞でも出生数が減っているのがすごい、想定したよりも12年も早く人口減が進んでいるということで、これから例えば今の段階での適正配置の中に入っていない3つの小学校、3つの中学校も、今後は、答弁にもありました6年後には児童数が100人減るというふうになってきますと、そのこのところの統合も実際には考えていかなければならないということで、県でも人口減対策、少子化対策をしっかりやっていくというふうなことが示されました。そうすると、そういった対応を取っていく中で、県ともしっかりとパイプをつくってというか、一緒になって検討して人口減対策に対応していかなければならないと思うのですけれども、県との検討とか、そういったものは現在行われているのでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 三上教育次長、答弁。

○教育次長（三上訓一君） ただいまの人口減少に伴う学校の在り方の県との関係という部分ですけれども、年に行われます教育長会議の中で、子供たちの減少に関わる必要な環境整備というのはやはり情報交換の場でそれぞれの市町村と共有しておることとなります。我々としましても、そういうふうな考え方に基づきまして、そしてさらには、やはり前段でも説明した保護者、地域の声というのを最優先に、今後の在り方というのは検討してまいりたいと考えております。

○議長（菊地弘巳君） 3 番。

○3 番（畠山昌典君） 岩泉町は地方であります。取り残されないためにも、我々が頑張ることもそうですけれども、国、県と連携を取っていくことも非常に大事だと思います

ので、ぜひそういった進め方をお願いいたします。

今回、質問の中にも入れさせていただきましたけれども、この質問を今回しようと思ったのは、議員と語る会の際に、まさにこれから子育てをする世代の方々が将来の岩泉町の教育状況がどうなっているのかとても不安ですというようなことを言われました。やっぱりどうあれ、しっかりとした教育環境をつくっていくのだというメッセージが非常に私は大事だと思っております。

そこで、町長にお伺いしますけれども、所信表明で次の世代にしっかりと引き継ぐために、持続可能なまちづくりをするということで、3本の大きな柱としては給食費の無償化とか保育料とか、あとは妊産婦のかかる経費とか、そういったことをしっかりと対応していくのだということでお伺いをいたしました。最後に、町長のこれからはしっかりと教育環境をつくっていくのだというメッセージをぜひお聞きしたいのですが、いかがでしょう。

○議長（菊地弘巳君） それでは、中居町長、答弁願います。

○町長（中居健一君） まさに今議員のおっしゃるとおり、私も同じ認識であるわけであります。これから岩泉町で育つ子供さん方が本当に将来に向かって勇気や希望を持ちながら、切磋琢磨をしながら頑張っていく、そしてまたそういう人材がこれからの日本をつくっていくわけでありますから、そういういろんな困難があろうとも、しっかりと子供さん方を支え、そして子供さん方が将来に向かって国内、そしてまた世界に羽ばたけるような、そういう子供さん方をつくるために、町としても渾身の力を振り絞ってこれからも頑張っていきたい、そう思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） これで3番、畠山昌典さんの質問を終わります。

次に、13番、八重樫龍介さん。どうぞ。

〔13番 八重樫龍介君登壇〕

○13番（八重樫龍介君） 13番、八重樫龍介です。通告に基づきまして、次の事項についてお尋ねします。

本町の人口は、9,000人を割り込み、高齢化率は45%以上と、超少子高齢社会に突入しました。このような状況の下、先日の施政方針演述において、町長は重点施策の一つに「安全・安心な暮らしの環境づくり」を掲げております。そして、「デジタル技術など

を活用した住民サービスの向上に資する事業の推進に向け、国の支援策なども活用しながら、『持続可能なまちづくりの創造』を実現するために、限られた財源の効果的な配分に努める」とも述べられております。

本町においては、住民サービスの向上に資する事業の一つにＩＰ告知システムの運用が行われております。このシステムは、総務省補助事業の財源を活用し、事業費28億5,570万円を投じて2014年12月に岩泉町全域で完成し、全戸にぴーちゃんねっと事業の端末4,355台が設置され、運用が開始されました。現在ぴーちゃんねっとは、行政の多様な情報を発信し、町民に周知することは無論、独り暮らしの高齢者の安否確認など、多種多様な用途で活用されています。また、通話料金が発生しないことも魅力であり、住民にとってはなくてはならないアイテムの一つとなっています。このように、町内に浸透し、行政及び町民が活発に活用しているぴーちゃんねっと事業ではありますが、サーバー機器群の動作保証期間が令和7年3月末の満了予定であり、さらに端末は製造中止、修理の対応もできないと伺っております。このような状況下において、次の点について伺います。

端末の製造中止は想定外か。現在使用している端末はいつまで利用可能か。端末の親機及び子機の在庫数はどのくらいか。ぴーちゃんねっとで行われている情報発信・提供の方法は、今後どのように行うお考えか。町にとってなくてはならないぴーちゃんねっと事業の代替案など、早急な事業計画の策定が必要と考えますが、町長の見解を伺います。

以上で本席からの質問を終了いたします。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 13番、八重樫龍介議員のご質問にお答えをいたします。

ぴーちゃんねっと事業につきましては、平成26年の運用開始以降、行政の情報発信システムとして運用するとともに、防災情報の配信手段としても重要な役割を担ってきているところであります。現在使用している告知端末機器は、ＮＴＴがテレビ電話として販売をしていた製品であり、現在は販売を終了しておりますが、一般的にこのような機器類のバージョンアップや販売の終了は通常想定をされているものであり、ぴーちゃん

ねっとの告知端末機器につきましても、想定をしていたものであります。

現在使用中の端末の利用可能期間であります。告知端末機器につきましては故障等がない限り、基本的には使用可能ではあるものの、現実的にはサーバー機器の動作保証と連動しており、令和7年度以降の継続利用につきましては様々な角度からの検討が必要になるものと、このように考えております。

告知端末機器の在庫数につきましては、親機は現在約300台保管をしております。転入者や故障対応、新築住宅等への設置などに使用をしておりますが、子機につきましては既に在庫がない状況であります。

いずれにいたしましても、ぴーちゃんねっとなで行っている情報発信等の今後の方針につきましては、災害時における迅速な情報伝達の手段、あるいは町民の皆様への必要かつ確実な情報発信等の観点から、引き続き行政情報サービスの充実を図っていく必要がありますことから、様々なネットワークシステムや、新たなデジタルサービスの情報を収集するなど、本年度から検討を始めているところであります。なお、令和6年度中には、費用対効果や整備手法など総合的に検討を進め、議会にもご協議を申し上げながら、一定の方向性を定めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） 13番、再質問ありませんか。どうぞ。

○13番（八重樫龍介君） ありがとうございます。この事業が始まってから約9年が経過しております。そこで、親機、子機の経年劣化等による故障の届出等は届いているのか、まずその点をお伺いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木真政策推進課長、答弁。

○政策推進課長（佐々木 真君） ぴーちゃんねっとの機器の故障等につきましては、やはり問合せ、対応がございます。子機については、もう既にはないわけですが、子機がやっぱり故障するというのが1つあります。あと、本体、親機については、月で大体5台ぐらい故障がありまして、交換等の対応をしているというような状況でございます。

○議長（菊地弘巳君） 13番。

○13番（八重樫龍介君） 想像よりも多い故障の数だと思っています。そこで、子機の在庫がないということで、子機を専門店に持って行って修理するという、こういうことは可能でしょうか、お伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 基本的には、もう既に販売されていないもので、部品等もなかったりということがございますので、我々のほうでは子機については、それはもう受け取って終わりというような形にしております。

○議長（菊地弘巳君） 13番、どうぞ。

○13番（八重樫龍介君） 今後この端末は、もう見込めないという考えでよろしいわけですね。

そこで、サーバー群の更新、これにかかる年間の費用、また財源は補助等があるのか、お伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 現在のランニングコストという部分では、年間600万円ぐらいかかりまして、これについては来年度も予算化はするという事で考えておりました。

○議長（菊地弘巳君） 13番、どうぞ。

○13番（八重樫龍介君） これは、財源は単費ですか。そこをお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 申し訳ありません。単独費で賄っております。

○議長（菊地弘巳君） 13番。

○13番（八重樫龍介君） それで、600万円であれば、サーバー群の更新を行って行って、親機があるうちは今のぴーちゃんねっと事業が続けていかれる考えなのか、そこをお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 現状、故障がない限りは、物理的には継続はできなくはないということにはなりますが、サポートがもう既に今度切れるということになります。そうすると、何かあればもうそこで終了ということになりますので、現実的にこれ

を継続するためには、一度サーバー関係を更新しなければならないということになっておりまして、今の試算ですとそれに約1億円、単独費としてかかると。1億円をかけてサーバーの更新を一度令和7年度にすれば、そこから何年間かは今の機器のまま継続はできるのですけれども、機器類も販売をしておりませんので、壊れればもうそこまでということになります。

○議長（菊地弘巳君） 13番。

○13番（八重樫龍介君） となりますと、この情報のサービスは、町民全員に行わなければならないわけなので、端末が壊れてもう在庫がなくなった方と、端末を上手にといいますか、ずっと使っている方と出てくるわけです。その場合の対応は、どのようにお考えかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 現状でいきますと、今300台在庫がございますので、機器、電話機についてはその中で、故障があれば交換をしながら、対応したり、新しく家が出ればそちらのほうに設置したりということで、現時点ではここ何年間かのところは対応はできると思っております。

○議長（菊地弘巳君） 13番。

○13番（八重樫龍介君） 今の答弁でサーバー機器群の保証期間が終了して、何年かは更新した後使えると。サーバーの更新をするのに1億円かかると。これは、単費では無理だとなった場合は、町民一斉に今ある端末も使えない状態になるということでしょうか。そこをお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 全体まずこういった形でやっているというのは、1億円をかけて更新しない限りはもう終わってしまいます。全て全部終わると。このところは、1億円をかけて更新をすれば、この機器での継続というのは何年間かはできるのですけれども、それも無理をして1年ずつを延ばすような形で、また壊れれば、これも機器ありませんので、我々が今年度、それから来年度にかけていろいろ検討しますが、こういった機器をゼロベースで考えれば、今光ケーブルが全世帯に大体張り巡らされていますので、ピーちゃんねっと自体を全て廃止をしてなくするというのはゼロベ-

スなのですけれども、そうした場合は違う形で皆さんに情報を発信できないかと。例えばスマホ、タブレット、違う機器です。そういったのでできないかというのも1つあります。検討の中では、ゼロベースからのスタートで、ではやっぱりぴーちゃんねっと、これ皆さん慣れてきて、無料通話で町内の方々は通話しているとか、こういったのもお伺いしていますので、それも含め、ではどういった形がいいのかというのを、これ1つには先ほど言ったような1億円というサーバー更新もございますけれども、新しい取組にしたときに、これを全部更新すれば今の試算で9億円ぐらいかかります。イニシャルコストが9億円、さらにランニングコストが今の試算で2,000万円ぐらい今度はかかってくる。こういった費用の部分がかなり大きいというところがございますので、これも含め、今検討しているというような状況でございます。

○議長（菊地弘巳君） 13番。

○13番（八重樫龍介君） 大変な事業になるわけですが、やはりこれは住民にアンケート調査等を取ってみるべきと思いますが、そういう考えはあるのかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） アンケート調査という方法もあるかには思いますけれども、やはりこれ全町民の方々4,000世帯、かなりばらばらな対応もあるかと思います。1つには、スマホがかなり普及してきているというのもございます。お年寄りの方も使われているのですけれども、スマホを使える方はかなりスマホのほうが便利な情報発信ツールにもなっておりますので、それも含め、やはり我々のところでちょっと検討を踏まえまして、それをご協議しながら、進めるという形かなと思っておりました。

○議長（菊地弘巳君） 13番。

○13番（八重樫龍介君） 最後になりますが、今の課長の答弁でいきますと、将来的には、今の端末ではなく、スマホ等への移行を考えているということよろしいでしょうか。最後の質問です。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。はい、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今の町民の方々、ぴーちゃんねっとを使われている状況は、私も承知しております。その中で、どういった形がいいかというのは、これは防災上の観点からやっぱり安全、安心の部分での発信というのもございます。あとは、皆

さんが使っている中のコミュニケーションツールというのもございます。その中で、どういったものが一番いいのか。そして、さらにこれ10年もうたっているわけですが、技術がかなり今進歩してきておりますので、そういった最新のツールもありますので、それらも含め検討して、よりいい形、そしてさらにこれを継続していくということになればかかるコスト、こういったのも併せて、並行して検討しながら、ご提案したいというふうに考えております。

○議長（菊地弘巳君） それでは、これで13番、八重樫龍介さんの質問を終わります。

次に、6番、三田地久志さん、どうぞ。

〔6番 三田地久志君登壇〕

○6番（三田地久志君） 6番、三田地久志でございます。通告に基づきまして、質問をいたします。趣意酌み取りいただき、明確な答弁をお願いいたします。

農村RMOへの取組についてです。昨年12月から2月にかけて部門別での議員と語る会、さらには旧町村6地区ごとの議員と語る会を開催し、各会とも参加したところです。分野ごと、地域ごとに提言されたものは多岐にわたりますが、1次産業に関連した課題や提言が多く聞かれました。例えば短角牛の山上げ時の道路が壊れている、遊休農地が増えて困っている、獣害に悩まされているなどです。各地域には、地域振興協議会があり、それぞれがそれぞれ特色ある活動がなされていることは評価すべきことだと思います。しかしながら、現在の地域振興協議会では、拾い切れない課題があることも事実です。地区別に見ていくと、畜産・酪農が盛んなところ、野菜生産、畑わさびが盛んなところと、1次産業でも地区によって特色あるものが生産されていて、課題も別々なものがあります。しかし、地域振興協議会は、どうしても全体最適を図り、いろいろな業種で働いている人たちのコミュニティの創造を目的としているので、なりわいに関する課題解決については担当課が個別に担当しなければなりません。

そこで、農村地域づくり～農村型地域運営組織（農村RMO）～を提案します。農村RMOとは、農村型地域運営組織、Region Management Organizationの略ですが、複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織のことです。令和4年度から農林水産省の事業として、「農村RMO」形成推進事業が

スタートしています。

岩泉町には、前述のとおり、地域運営組織として地域振興協議会が設置されています。合併前の旧町村単位での地域振興協議会であるため、地域が広く、農業に携わる団体が地域振興協議会に参画する割合が低いのではないかと思います。理由としては、①活動範囲が異なる。②行政の担当部門が異なる。③農業者と非農業者の連携が不足しているなどが挙げられます。このことから、地域の課題として農業を捉える必要性があります。農地の保全に対する支援は、農業の持つ食料生産以外の役割、すなわち作物の売上げだけでは賄えない価値を評価しているためです。例えば農業が続けられなくなると、耕作放棄地として景観が悪化するだけでなく、野生動物がすみついて近隣の田畑や住宅、そして人への獣害も増大します。さらに、農業が地域活性化に与える効果は、環境面にとどまらず、多くの観光客が訪れる農産物直売所があるように、農業は観光資源にもなり、地域内外の経済循環を高める機動力にもなっています。農業は、生活や食文化と結びついていることも多く、地域の特色ある農業の営みが失われたら、後世にとっても損失となります。地域振興協議会は、各地区にあります、農業関係の団体が入っていないという状況で上記のような課題を解決しようとする、地域振興協議会の負担が増えるだけと思われるかもしれません。少子高齢化が進み、自分たちだけではなかなか解決する方策が見つからないのも事実であります。

そこで、地域内だけではなく、地域外の人や団体とも「つなぐ」力が今後ますます重要になると思われます。それには、キーパーソンが重要になるわけですが、キーパーソンは1人だけとは限りません。複数人で役割を分担し、それぞれの持つ「つながり」を共有する中で、新たな仲間が見つかるかもしれません。地域内外の人や組織をつなぐことで、後継者の確保や育成に進展する可能性もあります。いずれにしてもどのような仕組みづくりをしていくのがよいか、仕組みづくりが持続的な運営に欠かせないと思います。

国の目指す農村RMOは、「農用地の保全」、「生活支援」に加えて、「地域資源の活用」まで盛り込まれています。これは、農林水産省が主軸ですが、内閣府、総務省、厚生労働省、文部科学省、国土交通省も関連しているためです。初めから全てに取り組むのは難しいですが、農産物の加工・販売により収益化に成功している事例もあり、農

業を守ることが地域の豊かな暮らしにつながると言えるのではないのでしょうか。あるいは、都市部の住民を集めて、草刈りをスポーツ感覚の体験として楽しむ試みも行われています。農村RMOは、全く新しいことではなく、これまで地域で取り組んできたものを整理しながら、対応力を高めていくものではないかと思います。新たに農村RMOとしての組織を立ち上げるのではなく、地域振興協議会の中に農村RMOの理念を取り入れることで解決の道が見えてくるのではないかと思います。また、交付金が最大で年間1,000万円掛ける3年間手当てされるようです。岩泉町の少子高齢化、遊休農地の回避、各年齢層の所得の向上、関係人口、交流人口の拡大策など、目に見える課題を早急に解決していくためにも、農村RMOに取り組むべきではないかと考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 6番、三田地久志議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、地域における各種運営組織の現状といたしましては、自治会やPTA、社会福祉協議会など、様々な組織があり、町では地域課題の掘り起こしや計画的な振興策に取り組んでいくことを目的として、地域振興協議会を組織をしているところであります。農地保全に関する取組団体といたしましては、国の中山間地域等直接支払制度による25の協定団体、多面的機能支払交付金制度を活用した小本川下流域における水田、農業用施設の保全管理を行う1団体が、それぞれ主体的に農地保全活動を行っており、農村・農地の良好な景観の維持保全に取り組んでいるところであります。

ご提言のありました「農村RMO」につきましては、これらの活動組織が連携をした地域運営組織の一形態でありますことから、本町の場合、地域振興協議会がその役割の一部を担っているものと認識をしており、「農業を核とした経済活動」につきましても、地域住民が運営する地域の特色を生かした産直施設や豆腐加工施設の施設整備支援などを行ってきたところであります。また、「生活支援等地域コミュニティの維持」などの活動につきましては、自治会や地域振興協議会への支援を通し、地域住民の主体的な取組も支援をしてまいりました。

しかしながら、人口減少が進む昨今、一部地域で組織の維持運営が難しくなっている

状況も見られることから、継続的な組織運営が可能となるような仕組みや自治会などの組織の再編・統合についても、将来を見据えた持続可能なまちづくりに向けた検討が必要であると、このように認識をしているところであります。

いずれにいたしましても、議員ご案内のとおり、農村RMOに取り組むことで農地の保全活動のほか、獣害対策、生活支援、地域資源の活用などを実施する際に、国の財源を活用できる有利な面もございますので、地域振興協議会や、その他の地域組織に情報を提供し、それぞれの意向もお聞きしながら、人口減少下での農村地域づくりにおける様々な地域課題の解決策の一つとして、今後調査研究をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） 6番、再質問ありませんか。はい、どうぞ。

○6番（三田地久志君） まさしく答弁書のとおりで、調査研究がいつまで続くのかなと。いつまでも調査研究、検討ばかりでは困るわけでございますので、一般質問は政策論争でございます。我々提案もしますし、当局側もしっかりと調査研究、検討していただいて、やるかやらないかという判断はできるだけ早い段階ですべきものだと私は考えているところでございます。

さて、例えば農村RMOの中という考え方の中に、各6地区の団体の中に、例えば今地域おこし協力隊がいます。地域おこし協力隊を振興協議会の中にぶら下げるというようなことは、考えたことがあるのかないのかというところをお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木真政策推進課長、答弁。

○政策推進課長（佐々木 真君） 農村RMOの中では、いろんな団体、それこそ地域おこし協力隊、特定地域づくり事業協同組合、様々な連携ができるというのを勉強させていただきました。現状では、地域おこし協力隊をそこにぶら下げるという考えはちょっとございまして、逆に地域のほうに直接地域おこし協力隊が入って、様々な観点で地域の方々と協力しながらやっていただくというのは、現在もやろうと思っております、そういうふうに進めておりました。

○議長（菊地弘巳君） 6番、どうぞ。

○6番（三田地久志君） まさにそのとおりなのですが、ただ協力隊の方々が地域に入る、

特定の人たちというのが非常に多くなってきているのではないかなというふうに私は感じているところで、そういう組織の中に入って行って、私こういうことをしていますということを改めて話をしてもらうことで、その地区で、ああ、こんな人が来ているのだという。次のいわゆる入り口はKEEN ALLIANCEがある。ただ、出口からその先が何も無いのです。誰も保証してくれない。関わってくれる方々がなかなか出てこない。そうすると、地域振興協議会の中でいろんなことで仲よくなっていった人たちがフォローしてくれるところが出てくるかもしれないので、定着に進む可能性はありと、私はそういうふうに思っているのですが、担当課長はいかがでしょう。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） そのとおりでございます。現状でも地域おこし協力隊、各地区に入っています。大川なんかにもまた増えてきておりますが、その中で地域の方々といろんな教室をやったり、いろんな講習をやったり、様々なつながりというのは今どんどん増えてきているかなと思っております。ワサビにつきましても、やはり地域の中に入って地域の方々からいろんな関係で紹介を受けたり、勉強をしたり、こういったのもどんどんつながりが出てきておりますので、これはKEEN ALLIANCEがひとつ面倒は見るのですけれども、3年後というところについてはやはり地域の中で、皆さんがそこに入って定住をしていただくという目的でございますので、そういったふうに現状進んでいるのかなというふうには思っております。

○議長（菊地弘巳君） 6 番、どうぞ。

○6 番（三田地久志君） そのことがきちんと住民にも理解されていくことが大事だと思いますので、役場が音頭を取っていただいて、地域の中にもっと協力隊が入り込めるような仕組みをもう少し前進させていただければと思います。まず、そのことは、お願いをしておきます。

次に、遊休農地の利活用なのですが、例えば学校給食の野菜なんかを、仕事をしていないお母さん方もいるかと思うのですが、そのお母さん方が学校給食の素材になり得るような物を遊休農地で作るということも可能ではないのかな。今世の中、それこそ世界を見渡すと、世界では使用禁止にしている農薬がいっぱいあるにもかかわらず、日本国内は国が企業を向いているのか、国民を向いているのか、分かりませんが、なぜかほか

の国々よりも農薬の基準が緩い。これは、将来的に蓄積されていくと、間違っって病気になるということも考えられます。なので、自分たちの子供は、遊休農地を使って体に優しいきちんとした野菜を食べさせる、そういう仕組みづくりというか、すぐにはできないかもしれないけれども、そういうことも可能なのではないかな。それを地域の中でやっていくということも可能だと思うのですが、いかがでしょうか。どっちかな。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木修二農林水産課長、答弁。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご質問の内容が横断的な部署に絡むというところで、私のほうから、限定になるかもしれませんが、答弁のほうお許し願いたいと思います。

遊休農地を活用して野菜を地域で作っていくというのは、いい取組につながるなと思います。それを学校のほうに届ける。これによって、食育の関係とのつながり、地域のつながり生まれるということで、すばらしい事業になるのだろうなというふうにも思っています。

ただ、この点を考える場合、大きな課題は、やはりどのような形の仕組みをつくって提供をしていくかというのが大きな課題になってくるのかなと思います。そこら辺を解決することで、地域おこし協力隊とか地域プロジェクトマネージャーとか、いろいろな総務省の制度ございますので、そちらのほうを活用しながら、興味ある方が来ていただければ、そういった取組も可能になるのではないかなというふうには思っているところでございます。

○議長（菊地弘巳君） 6番、どうぞ。

○6番（三田地久志君） そういうことをして、遊休農地で野菜を作っていくうちに、もしかして就農したいという人も出てくるかもしれないので、ぜひこういうことは他に先んじて岩泉町で先駆けてほしいな、先に始めてほしいなというふうに思っております。

さらに、それこそ農家組合というのがJAの組織の傘下にありまして、岩泉町、何戸かずつで各地区にあるはずなのですが、こういう農家組合員の活動も、実は広報の配付ぐらいに、昔はいっぱい活動していたのですが、そういうところの農家の皆さんでも、もう農業ほぼほぼやめているような人たちも、正組合員として残っている方々は畑があったりなんかしているのですが、そういう人たちも巻き込んで、いろんな形で今のようないいことにつなげていくということが可能ではないのかなと思うのですが、その農家組

合のことについて認識している方は担当課長かな、修二課長かな。よろしくお願いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 農協さん、J Aさんが組織として、連絡網として、農家組合が各行政区、地域のほうにあるというのは認識してございますが、その内容について詳しくはちょっと把握してございませんので、そういった状況でございます。すみません。

○議長（菊地弘巳君） 6番、どうぞ。

○6番（三田地久志君） 実は、農家組合も年間、昔はかなり1農家当たりの補助金というのが出て、今は1農家当たり1,000円か2,000円補助が来ているのです。そういう組織があつたりしていて、使わないでそのまんまためているところもあるとは思いますが、ぜひそういう組織も活用して活性化させていって、さっき言った若いお母さんたちに野菜を作ってもらおうというような仕組みを構築していったらいいのではないかなと思います。

さらには、この間実験的に子ども食堂が行われました。子ども食堂でも農地借りて作っていらっしゃる方が協力隊にいて、それが原材料にもなっているし、あとは各農家からもいろんな素材を提供してもらったというのはいいことだなと思っているのですが、そういう素材に関しても、ぜひその方々、関連する方々が自分たちで汗水垂らして畑を作って野菜を作り込んでいくということをしていくうちに、これも、ああ、農業って面白いのだなということで、もしかしたら就農する方も出てくるかもしれないので、こういう取組をどんどん、どんどん進めるべきではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 農林水産課といたしましては、どちらかというと、これまで農業を守っていくというスタンスが強かったなというふうに感じてございますが、これからは農業を育てる一方で、農村をどのように維持していくかという視点を取り入れなければならないなど。その中に、食材を作って、それをどのようにコミュニティを図りながらつなげていくかという、そういった人のほうが、まず先立つ人がいて、その

方々が資源を見つけ、若手、担い手になる方を育てるというか、見つけながら、育てていくという、そういったところなのかなというふうに思っています。全国でもいろんなそういったいい事例もございますので、いろいろと勉強しながら、今後進めていく必要があるのかなというふうにも感じているところでございます。

○議長（菊地弘巳君） 6 番。

○6 番（三田地久志君） 農村RMOの取組は、岩手県内でも行われておりますので、ぜひ先進事例なんかを参考にさせていただいて、岩泉でも各地区あるいは新たな組織でも構わないと思うのですが、どうやったらそれこそ幸せだなと、よかったと思われるところに住めるかということが重要ですので、ぜひみんながよくなるためには各課それぞれその課題はあって、いろんな難しい部分あるかと思いますが、農村RMOは今農林水産課長が話したとおり、各課横断の話になってくるので、行政全体で把握していただいて、研究していただいて、あるいは議会とも協議をどんどんしていきながら、地域住民の所得向上、幸せのために資するものだとは考えておりますので、ぜひ取り組んでほしいという、調査研究の先まで行っていただけるようお願いをして終わります。

○議長（菊地弘巳君） これで6 番、三田地久志さんの質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（菊地弘巳君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午前11時56分）

令和 6 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （ 第 4 号 ）						
招 集 年 月 日	令 和 6 年 2 月 2 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	令 和 6 年 2 月 2 9 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 6 年 2 月 2 9 日 午 後 2 時 5 5 分				
出席及び欠席議員 出席 13 人 欠席 0 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	(欠 番)		13	八重樫 龍 介	○
	6	三田地 久 志	○	14	菊 地 弘 已	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	4 番	畠 山 和 英	6 番	三田地 久 志
	7 番	林 崎 竟次郎		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	主 査	石 垣 直 美
	主 査	古 舘 利 佳		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	巖 岩 千 裕	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	佐々木 忠 明
	町 民 課 長	山 岸 知 成	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 章	農林水産課長	佐々木 修 二
	地域整備課長	日 吉 理	上下水道課長	佐 藤 哲 也
	消防防災課長	山 内 基 嗣	危機管理課長	應 家 義 政
	教 育 次 長	三 上 訓 一		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 6 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 6 年 2 月 2 9 日 (木曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

開 議 の 宣 告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

散 会 の 宣 告

◎開議の宣告

○議長（菊地弘巳君） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎一般質問

○議長（菊地弘巳君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

4番、畠山和英さん、どうぞ。

〔4番 畠山和英君登壇〕

○4番（畠山和英君） おはようございます。4番、畠山和英です。令和6年第1回岩泉町議会定例会に当たり、今後の町政運営の基本方向について一般質問を行います。

一般質問に先立ち、全国に目を向けますと、今年の正月に日本で大震災が発生しました。能登半島地震で犠牲になられた方々に哀悼の意を表します。発災から2か月になりますが、被災され不自由な生活をしている皆様に心からお見舞いを申し上げます。一日も早い生活再建、地域の復興が図られることを願っております。

それでは、質問に入ります。昨年新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、本議会では、去る12月22日から2月6日までの間、子育て世代や事業経営者等と、また各地域に出向き、町民との議員と語る会を8回にわたり開催しました。

コロナの自粛が解かれ、各地域では5年ぶりの開催でしたが、「岩泉のまちづくり」などをテーマに活発な意見が交わされました。人口減少問題、働く場の確保、起業や事業継承の支援と後継者の養成、畑作園芸・短角牛肉加工・物価高騰対策などの産業振興、ふれあいらんど岩泉・大川七滝つり橋・御殿崎遊歩道等観光交流施設の再整備などのほか、町職員の町民との対話と聴く力の欠如などなど、多岐にわたって町政に対する厳し

い意見が出されました。

各議員に対しても、町政報告書の作成・配布や、それぞれの地域が何で困っているか地域の声を聴くなどの活動をしてほしいなどの意見がありました。引き続き気を引き締め、新たな気持ちで議員活動に取り組んでいかなければと決意をしているところであります。

最初に、人口減少対策についてお伺いします。まず、人口減少対策は、雇用や子育て環境など幅広い分野に及びます。2月8日の町長施政方針演述では、人口減少対策として「保育料無料化」、「妊産婦と子供の医療費無料化」、「給食費無料化」の3本の大きな柱を軸に子育てを支えるとして自然減対策に取り組まれようとしています。

また、人口減少対策は、町内就職を促進するため、魅力ある働く場の確保・創出やU・Iターンの促進など、人口の社会減対策に積極果敢に取り組み、地域を元気にしていかなければなりません。

町では、岩泉町未来づくりプラン後期基本計画の重点プロジェクトの一つに「産業の強化による働く環境の充実」を掲げ、「雇用の場の確保と各産業における担い手の育成」をうたっています。そこで、これまでに人口の社会減対策にどのように取り組んできたのか。目標値の達成状況は、どのようになっているか。さらに、今後社会減対策にどう取り組んでいくのか。社会減の解消に向けた具体的な取組をお伺いします。

日本は、これから人口減少とともに急激な人手不足を乗り越えていかなければならなくなります。国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来推計人口では、2070年に日本の総人口は8,700万人と減少する一方、外国人人口は939万人と増加する見込みで、総人口の1割を超える推計となっています。

本町においても、既に誘致企業、第三セクターなどで外国人労働者を受け入れている状況にあります。今後さらなる人口減少が避けられないことを考えますと、農業、建設業など各産業においても外国人労働者の確保は、力を入れるべき事項であります。本町として外国人労働者の受入れに対して、どう捉え、どのように取り組んでいくのか、お伺いします。

次に、働く場の確保・創出についてお伺いします。まず、企業の誘致についてであります。さきにも述べましたが、人口の社会減対策としては、魅力ある働く場の確保・創

出を図らなければなりません。町ご当局からお聞きしたところでは、本町が誘致した企業、雇用者数は、昨年12月現在では8社、236人となっています。企業数、雇用者数は減ってきていますが、岩泉ホールディングス株式会社など町の第三セクターとともに、地域の雇用、経済を牽引し、町に大きく貢献しています。

しかしながら、企業立地は、平成24年の2社を最後に、その後はなく、今般の町長の施政方針でも企業誘致の取組はうたわれていません。企業誘致への活発な動きが見えないように感じます。

企業誘致活動は、市町村間の競い合いの中でいつの時代も簡単ではないと思いますが、例えば旧校舎等遊休施設の活用、荒井グループの国内マザー工場となった岩手アライ株式会社の関連企業、金型・コネクター、自動車関連産業へのアプローチなどなど、本町を取り巻く強みを生かしながら、立地企業や県、関係者の情報収集に努めるなど、積極的に取り組むべき事項であります。企業誘致活動のこれまでの取組状況と今後どう取り組んでいく考えか、誘致の方策、対応をお伺いします。

次に、起業、事業承継の支援、後継者の養成についてであります。新規創業や起業、事業承継は、商工業の振興発展や地域経済の発展のためにも極めて大事であります。未来づくりプランの具体化の取組では、「起業・創業は地域人材だけに頼らず、人材誘致に関わり地域経済の活性化につなげていく」とも書いています。

今回の議員と語る会でも、地域おこし協力隊などから起業・創業したいとの声が複数ありましたが、中には、その対応、指導がうまくなく、不満や不信感も示されました。町では、今後関係指導団体等を含め、どのように相談、指導体制を組み、フォローして起業を志す方々を発掘し、育て、目標に向け達成できるよう取り組んでいくお考えかお伺いします。

また、町では、日本一の畑ワサビ生産量を確保するため、畑ワサビ栽培に取り組む地域おこし協力隊を数多く受け入れています。畑ワサビ栽培農家養成のためにどのように取り組んでいるのか、人数、生産量・経営・経理を含めて、これまでの取組成果と今後の見通しをお伺いします。

次に、ふれあいらんど岩泉の再整備についてお伺いします。さきの町議会全員協議会で、これまでの整備の方向性が二転三転し、長い年月にわたり検討されてきた「ふれあ

いらんど岩泉の再整備」のサウンディング型市場調査の結果と整備の方向性が示されました。民間意見を踏まえた事業スキームの設定が示された事業範囲、事業期間、事業方式、予算・事業費と、その財源内訳、整備スケジュールなど、その内容をお伺いします。

事業範囲の「自由提案範囲」や既存施設・ゾーンの整備の考え方、運営・維持管理経費など、民間事業者と町との関係、ふれあいいらんどのエリア、施設の財産の位置づけはどうか、およそ6億円の公費をかけて再整備しようとする本施設の目的と一般町民にとっては、どのように活用できるものになるのかお伺いします。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 4番、畠山和英議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、人口の社会減対策への取組についてであります。国立社会保障・人口問題研究所が昨年12月に公表した推計人口によりますと、町においては、現在約8,000人の人口が2050年には4,099人まで減少するという見通しが示されております。

これまで取り組んできた人口の社会減対策といたしましては、地域おこし協力隊制度を活用した移住対策、定住による住まい確保のための住宅提供、宅地分譲などのほか、第三セクターによる雇用確保策への支援などに取り組んできたところであります。

そのほかにも各種産業への支援、子育て支援施策、公共交通の維持確保、医療体制の充実、道路を含むインフラ整備の促進など、様々な事業・施策が全て人口減少対策・定住対策につながるものであり、積極果敢に取り組んでいるところであります。

目標値の達成状況についてであります。未来づくりプラン後期基本計画におきまして、人口の社会増減数について、令和3年度の101人減を令和8年度には年間66人の減少に収める目標設定をしているところであります。

令和4年度の社会増減は56人減となっておりますが、現時点においては目標を達成している状況にありますが、さらに令和8年度の目標達成に向け、この数値を圧縮できるように努めてまいりたいと考えております。

今後の取組につきましても、未来づくりプランで示している様々な事業が人口減少対策・定住対策につながるものと考えており、引き続き住み続けたいまちづくりに向けて

事業効果を検証しながら進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、外国人材の確保についてであります。議員ご案内のとおり、町内企業におきましても、誘致企業、第三セクターなどにおいて、外国人労働者を現に受け入れている状況もございます。

人口減少や高齢化により、町内や近隣市町村だけでは、後継者あるいは人材の確保が容易でない中で、各企業等においても、外国人を含め新たな人材の確保は、安定した経営を図る上で大きな課題であると認識をしておりますので、引き続き人材確保について企業等と情報共有や意見交換を行い、関係機関と連携をしながら相談に応じてまいりたいと考えております。

次に、企業誘致活動のこれまでの取組についてであります。近年では旧校舎等遊休施設の利活用と併せた誘致活動などを進めており、昨年11月には、中古パソコンの買取りや修理などを行う東京のIT関連企業が、旧二升石小学校で事業を開始したところであります。さらには、旧大川中学校におきましても、私立の通信制高校が学校開設に向けて現在準備を進めているところであります。

今後につきましても、引き続き地方進出を希望する企業の情報収集と誘致活動について、県などとも連携をしながら、様々なネットワークを活用し、情報収集に努めてまいりますとともに、特にも旧校舎などの遊休施設の利活用を希望する企業をターゲットにした誘致などについても取り組んでまいりたいと考えております。

次に、起業・創業を目指す方々への支援であります。これまでも商工団体をはじめとする関係機関とも連携を図りながら、その方にマッチする支援策の情報を提供するなどの相談に応じてきているところであります。

今後におきましても、国など関係機関の支援策について情報収集を行うとともに、県や商工団体など関係機関との連携を密にしながら、起業・創業を目指す方々への効果的な支援につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、畑ワサビ栽培に取り組む地域おこし協力隊の養成についてであります。活動初年度に各農家に出向いて栽培・管理、収穫・出荷などの一連の作業を手伝いながら、技術習得を目指した活動を行っております。

2年目は、それらの作業に加え、自らの圃場を確保しながら、新規圃場整備に向けた

間伐や地ごしらえ作業に入り、3年目は各農家での作業を手伝いながら、主として自らの就農開始に向けた準備期間としての活動を行い、苗の定植まで行うことを目標としております。

そして3年目には、新規就農に向け、岩泉普及サブセンターやJAなど関係団体の助言も受けながら、「青年等就農計画」の策定を進め、自立に向けた経営計画の認定を受けることとなります。

ご質問のありました人数についてであります。令和5年度には協力隊員として活動した方が2名就農しており、現役の隊員としては、現在7名が活動している状況にあります。

経営への支援状況であります。隊員期間中は、生活費としての報償費が年間300万円、そのほかに活動費補助金が年額180万円交付され、この補助金により刈り払い機や管理機などの営農に必要な農業機械を準備することとなっております。

また、早期の圃場確保が重要で、隊員として活動している間に、経営面積の目標を明確にしておくことが就農後の経営安定に結びつくことから、就農1年目の経営面積を50から60アール、5年後の経営面積を150から190アールに目標設定をし、圃場調査や土地所有者との交渉に出向くなどの支援を行っているところであります。

なお、隊員卒業時に新規就農等の起業に結びついた場合には、起業等補助金として100万円が交付をされるほか、国の制度または町単独の就農支援制度を活用することにより、地域おこし協力隊終了後の3年間は、年間150万円の生活支援の補助金を受給できる制度設計となっているところであります。

今後の見通しについてであります。地域おこし協力隊の新規就農につきましては、令和7年度に5名、令和8年度に1名の予定となっており、この方々の畑ワサビの年間生産量は、令和6年度に12トン、10年度は約100トンを想定しているところであります。

次に、ふれあいらんど岩泉の再整備についてであります。当該施設は、平成12年のオープン以来、20年以上が経過をし、施設の老朽化が進んでいること、また平成28年の台風第10号で被災をしたことから、議員各位にもご協議をしながら、施設全体の再整備を検討してきたところであります。

当該施設の再整備から運営につきましては、議会全員協議会でご説明をさせていただ

きましたが、「民間活力導入可能性調査」を実施し、昨年11月に、その結果がまとまったところであります。

調査結果の内容であります。事業範囲は、「ふれあいらんど岩泉」を含む小本川右岸の町有地全てのエリアで、事業期間は整備期間を含め15年間、事業方式は「D B O方式」と呼ばれる公共が資金調達した上で、設計・建設・運営・維持管理を包括的に民間事業者へ委託する方式が適切であるとの結果が示されているところであります。

事業費につきましては、イニシャルコスト6億円、ランニングコスト7,000万円を事業提案に当たっての限度額としており、これを従来の公共事業の手法で行った場合との比較では、ランニングコストも含めて約15.4%の総事業費の削減が見込まれるとの算定結果が示されたところであります。

実施に当たっての財源確保につきましては、国の支援制度や地方債の活用について、現在国への要望・協議等を行っているところであります。

また、今月末までの期限で公募型プロポーザルの提案受付を行っており、令和6年度から7年度までの整備期間を予定しているところであります。

なお、「自由提案範囲」は、民間事業者の自由な事業構想によりアイデアを募るエリアとなり、これらを含めた全てのエリアを活用し、各コンセプトを満たした提案がなされるものと、このように考えているところであります。

したがって、今後の事業者からの提案により、新たなゾーニングがなされることも想定をされますので、この点についてはご理解をお願い申し上げたいと、このように思います。

また、町が整備主体であり、財産は町の帰属となりますので、指定管理制度を活用した運営方法を予定しているところであります。

議員ご案内のとおり、今回の事業提案は、「町民憩いの場」、「子供の遊び場機能の充実」、「エリア全体の誘客促進」、「事業費の圧縮」の4つをコンセプトとしておりますが、現在公募中で事業提案期限前でもありますことから、詳細な内容につきましては、事業実施内容がおおむね確定した際に、改めて議会にもご協議を申し上げたいと、このように存じておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 4番、再質問ありませんか。どうぞ。

○4番（畠山和英君） それでは、何点か再質問をさせていただきます。

町、国もそうですけれども、町が抱える最終課題は、人口減少ではあります。人口減少をいかにして食い止めるか、少しでも抑えるかということかと思えますけれども、人口の流出の大きな波と申しますか、そこはご案内のとおりなのですが、大学進学時というか高校卒業時、それから大学を卒業するときに大きく減少するのかなと思います。それで、流出をいかに未然に防ぐ策をどのように講じるかということと、それから流出した人材とか、その出た方々、人材が戻ってくる、またここに来たくなるような取組をすることかなと思っております。

1つ目は、その未然に防ぐ、ということは、まさにここに仕事、雇用の場が、職場がなければなりません。それは次にまた触れますけれども、それで、ここに来たくなる取組なのですが、まず岩泉に子供のときとか、中学校、高校、小学校からでありますけれども、ここにどんな職場があるとか、そういうのがやっぱり分かってもらえればと思うのです。これが現状を知らないままに出て行って、そのままもう戻ってこないような残念なことかなと思っております。それで、企業を知る機会があれば、少しでも戻ってくるきっかけになるようにということで、まずこれについて何点か質問をします。

まず最初に、今年の令和5年度、岩泉高校の卒業生はいますが、大体どういう方向ですか、人数、もしお分かりでしたらですが、分からなければいいです。令和4年度が分かれば、前もってお願いはしておりましたけれども、もしお分かりでしたら、お答えください。

○議長（菊地弘巳君） 三上訓一教育次長、答弁。

○教育次長（三上訓一君） ご質問の岩泉高校の今年度の進路ということのご質問ですけれども、高校さんにお聞きしたところ、今年度43名の卒業生のうち32名が進学、79%、4年制大学もありますし、短大、専門学校も含めての数ということとなります。そして、9名が就職ということで、こちらが21%の方が就職を希望しているというふうにお聞きしております。

○議長（菊地弘巳君） 4番、どうぞ。

○4番（畠山和英君） ですから、ちょっと細かい数値、本会議であれですけれども、数

値で申し訳ない、9名の町内に残る状況はお分かりですか、分からない、分からなければ。

○議長（菊地弘巳君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） 9名のうち町内の就職者は2人ということで聞いております。

○議長（菊地弘巳君） 4番、どうぞ。

○4番（畠山和英君） そういう状況ですので、進学時あるいは大学を終わるときが一番どっと減るというふうなことかなと思います。ちょっと中学校、高校生の段階のときに、やっぱり職業紹介などと申しますか、職業の関係を紹介することに触れる機会を設けるべきだなと、キャリア教育はやっているわけなのですが、それを設けて、やっぱりこの町の状況を知らない、どういう職場があるか分からない方も結構いるかなと思いますし、町の状況が分からない人もいます。まずは、ここを教えることが大事なかなと思っておりますが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） まず、教育委員会サイドの事業としましては、今議員ご案内のとおり、キャリア教育推進委員会という形を設けております。こちらにつきましては、町内の企業さん、あと学校、こちら学校も小学校から高校までの先生方を委員に入れて子供たちの目標とする将来像にどのように近づけていくかということを議論しながら、そしてそこにたどり着くまでの例えば一つのルールであったり、自分が将来就きたい仕事に対しては、どういう制度設計が必要なのか、または資格が必要なのか、そういうふうなのを子供たちにも周知しながら、人生設計を選択してもらう一助としているということでございます。

なお、この中では、この委員会にも町内の企業さんが入っておりますが、中学校では職場体験ということで、自分が望むべきそういう職業について町内の事業所等を訪問して、いろいろな事項での体験を通じながら、将来の職業選択の一つに役立たせているという形の事業を取り組んでおるところです。

○議長（菊地弘巳君） 4番、どうぞ。

○4番（畠山和英君） 勤労観、職業観を養うというふうなことなのですが、まず最初は、やっぱり町内に広く職場体験をやるわけですけども、広く町内のまず町の状況を分か

って、どういう職場があって、役場を含めてどういう職場があってとか、企業があってというふうなことをまず全体的に教えながらやっているのかも分かりません。教えながら、そして職場体験に行ければいいのかなとも思いますが、その点をよろしく願います。

そこで次に、町の状況を知らせるために、パンフレットと申しましょうか、それを例えば高校生と一緒につくって、岩泉町の仕事とか職場とか、そういうのを交えてつくってできないかなとも思ったりしますけれども、あるいは同じ、併せて情報サイトをつくって、みんなに広く知らせるようなことができないか。そして、それも今度は保護者というか、父兄の人たちも保護者にも、町民も含めてですが、そこにも広く、やっぱり保護者に教えることも大事かなと思いますので、広く教える意味で、そういうパンフ、サイトなどを高校生、今一般質問に挙げていませんでしたが、つくれないかなと思います。これについてはどのようにお考えでしょうか、お答えください。

○議長（菊地弘巳君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） まず、キャリア教育の目標の一つとしても、子供たちが自らの意思で、そして自己肯定感を持ちながら職業選択をさせるという自主的な活動を促すということで行っております。こういう意味でも、小学校、中学校、高校ということで段階的には成長しているというふうに理解しております。

ただいまの岩泉高校の生徒さんと協働でパンフレットをというご提言もありましたけれども、やはり高校のK I Z U K I プロジェクトというの、まさに自らの実践活動を通して町のほう、あとは高校等に提言しておることがございますので、今後高校さんとも協議しながらということになります。その可能性については、情報共有のほうは進めていきたいなというふうに思います。

○議長（菊地弘巳君） 4 番、どうぞ。

○4 番（畠山和英君） それから、職場とか仕事もそうですが、やっぱり町の魅力とかそこが、岩泉はこんなところだということを分かってもらいたいとか、分かっているかとは思いますが、これを教えるのも必要なのかなと思います。

それで、郷土愛と申しましょかなのですが、これはやっているかと思えますけれども、教育委員会でも郷土を知るとか、そういうことで取り組んでいるかとは思いますが、

これも力を入れてやってもらって、やっぱり町のこんなにいいところだと。

それから、もう一つは、保護者、親に対しては、大学とか、いろんなところとか育ててもらって、子供さんはすごく感謝していると思いますが、町もかなりいろんなことをやっていますので、それも押しつけではないのですが、やっぱり町のこういう応援があって私は今があるというふうなことを分かってもらおうとか、教えることも必要なのかなと私は感じます。

そういうふうなことで、そうすれば岩泉で、こういうところでこんなことをしてもらったと、それはここに帰ってこいという意味ではないのですが、どこに行っても、世界で活躍していいわけですので、ただそのときにやっぱり町を応援する、そういう人になる、今までもそうやってきたと思いますが、なるのかなと思います。これについて、突然で申し訳ないのですが、教育長から所感とか見解をいただければなと思いますが、いかがですか。

○議長（菊地弘巳君） 褒岩教育長。

○教育長（褒岩千裕君） 議員お話しのとおり、やっぱり親御さんにもこれだけすばらしいことをやっているのだよと、子供たちがこれだけ、それこそこども園からやっているのです。買物ごっこから始まり、そして小学校、お店屋さんに行っているいろんなことを聞く、そして中学校は職場体験、そして高校生はK I Z U K I プロジェクトの中でいろんな体験をしていくという一連の流れがあります。そういうことを皆さんに知っていただきたいなと思います。

それで一つだけお話ししたいことが、うちの岩泉小のキャリア教育が、このたび文部科学大臣表彰を受賞しました。これは日報にも載り、そして今度広報にも載って、そしてそのことが保護者の皆さん、そして地域の皆さん、そして全体に浸透して行って、こんなに子供たちが地域を愛せるように、そして地域のすばらしさを教えているのだと。子供たちは、それを地域をこれから様々な活動を図りながら、自分たちの愛する郷土にまたしていくという循環を図っていけるものと考えております。

以上、終わります。

○議長（菊地弘巳君） 4 番、どうぞ。

○4 番（畠山和英君） ありがとうございます。よろしくどうぞお願いします。

それでは次に、企業誘致について質問をします。具体的な答弁ではありませんでしたが、質問にあったように、遊休施設等も活用しながら取り組んでいくというふうなことでありました。確かに簡単ではありませんし、でも努力をすれば、いつかはこれは報われる、結実するかなとは思うのです、ちょっと時間がかかっても。動かないことには芽が出ませんので、今動いていない、動きが見えないわけですがけれども、やっているというもし答弁があれば、答えていただければですが、新規誘致に向けてもう少し具体的に、こういうふうに取り組んでいくということをお答えしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木真政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 誘致企業につきましては、町内今8社ございます。製造業を中心ということになりますけれども、企業誘致自体は、実際簡単なことではなくて、やはり熊本のほう、TSMC、ああいう格好というのは、なかなか難しいというところはございます。

岩泉町のこういった状況の中では、廃校舎、やはり廃校舎というか旧校舎、統廃合になった、こういったものの活用というのは、ひとつそのまま建物を無償でお渡しできるような条件もありますので、そういったのは活用しようということで、1つは二升石小学校にリングローさん、それから今度大川のほうでは通信制高校さん、さらに今問合せがちょっと来ていますのは、農作物等を校舎を使いながらやれないかなというところと、あとは企業のコンサル系、こういった事業者さんというのも今問合せが来ております。こういったのを情報収集しながら進めたいというのが1つございます。

あと大規模な雇用の方というのは、なかなか製造業では難しいということがございまして、実際岩手アライさんでも今、なかなか近隣市町村でも見つからなくて、外国人の方を12人採用して頑張っているというような状況もございますので、そういった意味では、いろんな多様な業種を誘致したいということで今取り組んでおります。

○議長（菊地弘巳君） 4番。

○4番（畠山和英君） 近隣の状況ですけれども、報道とか、あとは直接聞いたりして、宮古市は、工業用地、作業用地、4か所、5か所造ってどんどん動いていますし、それから山田なのですが、この前東部の議長会のときに、山田町長が挨拶していましたが、

佐藤町長、災害での空き地、移転元地とか移転先でまだ残っているところを使ってとか、あとは多分5億円といったところなのですが、補助金も準備しながら、議会の要請で準備しながら強力に誘致活動をする。盛岡もそうです、今まであまり動かなかった盛岡が工場用地をどんどんやって、周辺がもうやって、このままいくと、そこに負けてしまうというか、これはやっぱり頑張らなければならないのかなと感じます。

それで、もうちょっとだけ紹介させてもらいたいのですが、宮古地区の広域市町村の連携会議というのがあったのです、市町村に、議会で。そこでの講師の県の部長クラスかな、あとは大阪の旭区長もやった小川さんが講師でこの前研修がありました。そのときに企業誘致の話もしていましたが、岩泉町の当時の担当者、毎月いずれ来たと。そして毎月俺がいるうちにぜひ一緒になってやってもらえないかということで毎月来ました。この熱意、情熱は、やっぱり心を打たれる。何とかしなければならぬと、県の人でも私そう思ってやったという話もしていましたが、あと前の、ちょっと飛びますが、フェリー航路、宮古室蘭、今休止していますが、その担当、あそこはかなりの航路があったのですけれども、ゼロになったのです。そして、10年ぶりに航路をつくった。その人の情熱は、やっぱりそれにかかる情熱は、私はこれにかけていると言われてやると。それから、もう一つ、宮古だったかどこかですけれども、やっぱり担当、度量のいい担当がいた。これ、相手に負ける、ほかの県に負けるから、これ何とかするかと言ったら、私やりますと、市長はいずれ説得しますから、首長を説得しますからというふうなことで、そんな、すみません、長くなって申し訳ないです。そういう状況です。

一番は、やっぱり情熱で、いかに動くかだし、いかにしてその人と、1回、2回行って会っても、その相手は話をしてくれません。やっぱり毎月行くとかしなければならぬのかなと思いますが、今の話を受けて、それを含めてもう一度お答えいただきたいなと思います。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 議員おっしゃるとおりだと思います。やはり先ほど教育委員会からありましたように、一度は皆さん高校を出て進学のほうがやはり多いと。そして、その次に戻ってくるためには、やはりここに働く場、今は多様な時代になっていますので、いろんな自分がやりたい職場があるかどうか、それで都会に行ってしまう

いますので、今議員がおっしゃったように、当然我々も情熱を持って、こういった職場づくりというのは取り組んでいかなければならないと思っておりますし、そのためには、今限られた人員、人材の中ではございますけれども、いろんな事業をスクラップ・アンド・ビルドをしながら集中して、そういったところにも取り組まなければならないと思っておりますので、継続して情報収集しながら取り組んでまいります。

○議長（菊地弘巳君） 4 番。

○4 番（畠山和英君） ひとつお願いをします。

そこで、今見てやっぱり、政策推進課に企業担当ありますよね、誘致。何か忙しそうで計画づくりとか、物すごく忙しくて動けないのかなと見えます。あとは、商工業担当は経済観光交流課、そこでやっていますが、そこでやっぱり一体的な活動ができればいいのかなと私は思います。

もう来年度の組織は決まったと思いますけれども、先に向けて、商工業担当課を統合して1か所でやったほうが、やっぱり動けるのかなと思いますが、その体制強化というのか、体制、部署のことも考えてやれる体制、担当もそうですが、必要なのかなと思っておりますが、もしこれについてのご答弁があれば、お願いしたいなと思います。

○議長（菊地弘巳君） それでは、三上義重総務課長。

○総務課長（三上義重君） 企業誘致に向けた組織の再編ということで、先ほど政策推進課長が答弁したとおり、情熱を持って取り組んでいるという話をしておりましたが、組織についても、今後議員のご意見を踏まえながら、今後の組織体制を考える上で、まずはその中でちょっと考慮しながらしていきたいと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 4 番。

○4 番（畠山和英君） よろしくご検討をお願いします。

時間がなくなってきましたので、次に行きます。起業の関係ですが、これもやっぱり簡単ではないかとは思いますが、今までの実績といいますか、具体的に言いますが、町では創業支援等事業計画をつくって、年間4人の創業を含めて起業をするというふうなことにしているのです。やっぱりまずは、私、最近の創業とか起業の状況を分からないので、状況はどうですか。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木章経済観光交流課長、答弁。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） お答えいたします。

近年の起業の数ですけれども、まず今年度は現在3人、3事業者、昨年度は5人、5事業者という岩泉商工会からの情報提供を受けております。

○議長（菊地弘巳君） 4番。

○4番（畠山和英君） そこには、地域おこし協力隊とか、そういうのも結構起業をやるような話をしているのも聞きますけれども、その地域おこし協力隊、それらもありますか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） お見込みのとおりでございます、地域おこし協力隊の方も含まれた人数でございます。

○議長（菊地弘巳君） 4番。

○4番（畠山和英君） もし、差し支えないのでしょうか、人数とか答えたらいいかなと思いますが、いかがですか。いいです。

では、一気に飛びますけれども、町内の商工業とか、企業を担当している、まさに経済、観光交流も含めますけれども、担当課なわけです。最後に、今の経済の状況というか、企業、会社の状況は、多分歩いたりしているかと思えますけれども、話合いとかしているかと思いますが、どんな状況ですか。それについて、もしお分かりでしたら、お願いしたいなと思います。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 町内の企業の皆様の状況でございますけれども、私がお邪魔している中では、運送業界の方では、やはり2024年問題を控え、労働者の確保が大変であるというところであります。また、こういう燃油高騰等もありまして、そういった資金繰りが大変であるということ。あわせて、賃金を上げてあげたいのだけれども、そして県の新規事業がこの間出たわけですが、それに取り組みたいのだけれども、やはり補助金というものは一過性のものであって、一回上げると下げることはできないので、いろんな支援制度はあるのだけれども、それに取りかかれないと、補助金申請もできないというような企業さんがいるというところがございます。

商店街の皆様もいろいろと苦慮しながら経営を継続されておりますけれども、これま

でコロナだったり、物価高騰対策など、いろいろ苦労があったと思いますけれども、これらの要因による閉店、倒産というのは、県内の中では岩泉町は少ないといえますか、まずゼロに近いというふうに認識しており、やはりこれらも岩泉商工会など、関係団体が支援してきた成果、それから事業者の皆さんの努力の成果だというふうに捉えております。

○議長（菊地弘巳君） 4番。

○4番（畠山和英君） 突然ありがとうございます。そこで町の中小企業あるいは小規模企業の振興条例あるいは、そして振興計画をつくっていただきました。これに基づいていろんな施策等も展開していただいているかなと思います。

今の状況も踏まえながら、やっぱりいろいろ多岐にわたるわけですが、新年度の予算への反映ということになるかなと思うのです。既に新年度予算は出ておりますが、今からの審査でありますけれども、そうした中では、大きな事業はどういうのかなとは思っておりますが、商工業の振興に向けての令和6年度の取組施策はこういうのをやっていくというのを、もしお答えしていただければなと思いますが、いかがですか。

突然でしたので、予算、今から審査がありますので、その場でいろいろまた聞かせて、聞かせてというか、その場で質疑をしていきたいなと思います。終わります。

○議長（菊地弘巳君） これで4番、畠山和英さんの質問を終わります。

次に、11番、合砂丈司さん、どうぞ。

〔11番 合砂丈司君登壇〕

○11番（合砂丈司君） 11番、合砂丈司でございます。次の点について質問いたします。

町の公共交通対策について。町民バスは、住民生活の足として町民の方々の移動を長年支えてきたところであります。しかしながら、近年は、少子高齢化、人口減少、コロナ禍などにより、このバスの乗客が少なく、時には乗っていない場合も見受けられ、もったいないとも言われております。また、高齢者の方々からは、「病院に行きたいのだが、バス停留所までの距離や冬期間は転倒のおそれもあり困っている」、「バスが大きいので、乗降階段の段差が大きく乗り降り等移動に困っている」などの声を聞いております。

そこで私は、乗客のいない時間帯のバスの運行を調整し、その分の運行経費を充て、新たな公共交通の一つとして、できるだけ家の玄関先から移動先まで行きたいときに行

きたいところに行けるように、乗り降りしやすい小さいバスで、予約方式等での運行とすべきではないかと考えます。

特に病院は、町内外の病院を含めて乗換えが少ないと住民が助かるのではないかと考えます。高齢者の方々の主な収入は年金だと思いますので、国・県補助等を活用しながら、低料金で運行できるようにすべきであると考えます。4月からは、「ライドシェア」が一部解禁され、日本でのサービスが開始されると聞いております。この制度を活用しながら、交通空白地と言われている当町の各地域でのタクシー型バスの運行も考えられるのではないのでしょうか。

少子高齢化、人口減少の中で、中居町長が常日頃おっしゃっている「岩泉に住んでよかったと思えるまち」にするため、町の公共交通対策をどのように進めていくのか、お考えか見解をお伺いします。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 11番、合砂丈司議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、町内の公共交通の状況であります。本町と盛岡市、宮古市を結ぶ広域路線バス3路線、町内を運行する町民バス9路線を運行しておりますほか、一部につきましては、地域振興協議会が二次交通の運行を実施しているところであります。また、令和3年度からは、安家地区においてデマンドタクシーの実証運行を行っております。

町といたしましても、地域の暮らしを支える移動手段の維持・確保は、最重要課題であると認識しており「未来づくりプラン後期基本計画」におきましても、利用者のニーズと地域性を考慮した、交通体系の構築を目指すこととしており、現在「町地域公共交通計画」の策定を進めているところであります。

議員ご提言のデマンドタクシーにつきましては、令和6年度において運行事業者と協議を重ね、利用者数が少ない町民バス路線の運行便数を見直し、デマンド交通への切替えを検討してまいりたいと考えております。

あわせて、デマンド交通の運行範囲につきましても、国土交通省東北運輸局の指導を得ながら検討を進めてまいりたいと考えております。

料金につきましては、現在65歳以上の町民の皆様が町民バスを利用する際に、運賃の2分の1を補助しておりますが、利用者の負担が大きくなりたくない料金設定となるよう制度設計についても検討をしてみたいと考えているところであります。

また、「ライドシェア」につきましては、一般ドライバーが自家用車を使い有料で送迎をする仕組みであり、出発地や目的地が同一の方々が相乗りする「カープール型」と、運転手が有償で利用者を送迎する「配車型」の2種類に大別をされるものであります。

国では、令和6年度に配車型のライドシェアを部分解禁するとのことでありますが、基本的にはタクシー事業者が運行主体となり、料金体系も同様と捉えておりますので、本町での導入については、引き続き制度の詳細な内容等について情報収集に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、町民の皆様が利用しやすい持続可能な公共交通の構築を目指して取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で答弁とします。

○議長（菊地弘巳君） 11番、再質問はありませんか。どうぞ。

○11番（合砂丈司君） ありがとうございます。それで、町内は少子高齢化が急速に進んでおります。町内の全体を見ますと46.55%、一方で63.36%、格段の差があるのです。その63%の地区では、もう免許返納、自信がなくて70歳代で免許を返納したり、今までは車で病院に行っていたけれども、誰かを頼んで行かなければいけない、運転手を見なければいけない。しかし、タクシーで行くと高額になってしまう。そういうところで年金生活している人たちは、本当に悩んでいるのです。そういうところの支えが大事なかなと私は思うのです。

それで、例えば町内で、岩泉内で専門の病院があつていればいいのですけれども、やっぱり久慈市とか宮古、専門の病院、かかりつけの病院がほとんどのような気がするのです。やっぱり距離的にも遠い、時間もかかるし、料金も高くつくということで、やっぱり今言ったデマンド交通が、ぜひ町内外に必要と考えている、思っている方々が多いのです。

そこで、ライドシェアについてですが、一般ドライバーが自家用車を利用して有料で

送迎する、相乗りとして利用する。一方、運転手が有償で利用者を送迎する配車型とあるのですが、この違いについて、もう一度説明をお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木真政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） ライドシェア、今国のほうの制度で様々ニュース等にもなっております。限定解禁で4月からやるということになっておりますが、一つの車にみんなが相乗りしていくようなものと、あとはそうではなくて、今国のほうで進めているのは、予約制で予約をして、そしてその方が行きたいところに行く。それには、一般ドライバー、二種免許がなくても、その方を、タクシー事業者が運行管理をやっているわけなのですが、そういった形で送り迎えができる。今料金のほうは、タクシー運賃並みというところもあったり、過疎地の特例では、それよりも安くできますよというような形にもなっております。

そういった取組が実際ライドシェアというのは立ってつけが、やはり今インバウンドであったり、観光客が多くて、東京、京都とか、そういったところでは、タクシーが少ない。そのためには、やはりそういうライドシェアをどんどん導入したほうがいいのではないかというのが立ってつけにはなっているのですけれども、過疎地の場合は、そういったことではなくて、今のような高齢化した足の確保という方のためにやるというような形を取っていかなければならないということになれば、やはりこちらのほうは、過疎地ではそういった立ってつけを加えながらやっていかないと、なかなか都会とは違う種類の運行にはなるかなと思っております。こういったのはちょっと今我々も勉強しているところでございますが、状況を見て、導入できるところがこういった範囲でこういったものがあるかというのを勉強しながら取り組んでいきたいという考えでございます。

○議長（菊地弘巳君） 11番、どうぞ。

○11番（合砂丈司君） ライドシェアですが、運転手が有償で利用する、送迎する配車型とありますが、これは従来のタクシーでの配車なのかどうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） タクシー会社のほうが運行しておりますのは、二種免許を取った、その専門の方が運行するタクシーにはなるわけですが、今回の配車型というのは、一般的には配車を予約して、そしてキャッシュレスで支払いをして、そ

してそこにタクシーが来ていただいたら、もう予約の時間で乗って目的地まで行って帰ってくるという、実際定期の運行ではないので、タクシーのような運行にはなるのですが、運転手の方は一般の免許の方でいいと。

ただ、それを個人が単純にやるのではなくて、そうすると今度白タクというようなことになるわけですが、その運行管理はタクシー事業者がやりながら、運転手を確保してやるというような形のもので。

○議長（菊地弘巳君） 11番。

○11番（合砂丈司君） いずれにせよ住民は安い料金で、タクシーだと何万円もかかると思うのですが、安い料金で行きたいということだと思いのです。私は、タクシー、今勉強不足ですけれども、タクシーかなと思ったのですが、そうでないと言っていました、いずれにせよ住民が安心して行きたいときに、時間で行きたいというのが本音なのです。やっぱり高齢化すると、どうしても待たせる時間も多から、そういうふうに変えてもらいたいというのが本音なのです。

そこで、利用者のニーズ、地域性を考えた交通体制を目指すとしております。利用者が少ない町民バスの運行便数を見直す、デマンド交通に切替えを検討したいと考えております。検討と言うのですが、検討だけで終わらないように、前向きな検討を、ぜひこれは実現の検討をしていただきたいのですが、再度お願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今の検討の部分でございますけれども、先ほどのタクシーの部分については、料金はタクシーよりも過疎地の特例で安くできるというのがございますので、この料金体系は設定は、もしやるとなれば、これからになると思います。

そして、デマンドタクシーなのですけれども、今安家地区のほうで実際運行、実証運行という形にしていますが、実際使われているのが、毎月でいいますと10人から15人程度になります。特定の方が使われているようでして、精査していきますと16人の方がいろいろ使われておるようでございます。そうなれば、大体使われている方は特定されてきますので、そうすればデマンドタクシーで家まで行って目的地まで行くというのは、これはタクシー事業者さんが今もやっていますので、350円で安家地内は走っております。

こういったのを広げていけないかなということで、今ここの答弁にありました検討というのは、次の地区は、もう今ちょっと設定を考えておりますけれども、そういったのを広げながら、安い料金でデマンドタクシーでやれば、目的地まで行けるというような形を取れるかなと。

定期バスが実際今岩泉町にはタクシー事業者さん、運行事業者さんがやっております。こういった部分もこれがない地区すら、もう全国的にはありますが、うちのほうは、そういったタクシー事業者さん、バス会社さんがやっていますので、そういった中での雇用もありますし、それを生かしながらやれないかなという仕組みを今考えているところでございます。

○議長（菊地弘己君） 11番。

○11番（合砂丈司君） 私の質問、ただ安家地区においては3便、定期的に走っているのですが、完全に全部見直してデマンドタクシーにしてくださいとは思っていませんが、例えば3便のうち朝、夕は、そのまま定期時間で走って、その間の昼時間をデマンドにするとか、そういう検討をしていただきたいと思います。どうしても朝、夕は、朝出勤とか病院に行くのもあります。帰りもまたそれだから、それはそのままにして、その間の時間を、少なくなった分をデマンドタクシーで。そうすれば、利用者も必ず乗るからと思うのです。

ただ、今の場合は、本当に空で走っているのがもったいない、もったいないというような声を聞きますので、ぜひこれは前向きに検討していただきたいなと思っています。住民がやっぱり利用しやすいような検討を、ぜひこれは本当に慎重になって考えていただきたいと思います。

それで、最後に町長にお伺いします。町長は、施政方針で岩泉に住んでよかったと思える町にするのだという決意でおります。いろいろな地域おこし協力隊や育児支援など、全力で取り組んでいることに敬意を表しますが、一方、高齢者や弱者に対するものも積極的に進めていただきたいと思います。デマンド交通を含め、それは必ず実現していくのだ、実現するのだという決意で進めていただきたいと思います。それらを進めて、安心してよかった、岩泉に住んでよかったと言える町になるのではないかなと思うのですが、その辺について町長の見解をお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長。

○町長（中居健一君） おっしゃるとおりだと思います。まちづくりは、総合対策でもあるわけであります。やはりこれから若い方々を、いろんな子育てを含めて非常に安全、安心に暮らすことができるような、そういうこれからの未来をつくる若い方々についてもしっかりと様々な対策を講じていく必要があると。そういうことから、今回大きな3本柱を含めまして、何とかこの地の中で、岩泉町の中で、皆さんが安心して暮らせるような、そういう対策が必要だということでもありますから、それはそれとしてこれからも続けていきたい。

ただ、高齢者の皆さん、今非常に岩泉町は広大な面積の中で集落が点在をする、そして高齢者の皆さんも毎日のように買物から、病院から、様々な大きな課題を抱えているわけであります。これは、まだまだこれからも将来続いていくわけでありますから、そういう場合に、本当に地域の皆さんが、今議員の一般質問にもあったとおり、非常に安心して生活ができる、病院にも行ける、買物もできるような、しかもそれも料金体系もある程度年金暮らしの皆さんも負担ができるような形の中でのそういう環境をつくることは、非常に大事でありますから、ただこれはやはり道路走法の絡みもありますから、国の一つの大きい縛りの中でもいろんな規制もあるわけでありますから、それをこういう過疎地の中では、そういう部分については、やはり地域の実態を国にも申し上げながら、やはり都会と違って、この地域はそういう特殊な様々な課題を抱えているわけですが、そういう部分を訴えながら、やはり地域は地域に合ったような、そういう交通体系、そしてそれが町民の皆さんが本当に有効に活用できる施策については、これからも積極的に取り組んでいきたい。

これまでもいろんな試行錯誤を重ねながら、いろんなことを、町民バスの問題やデマンドの問題、それから今度のライドシェアの問題等もあるわけですが、こういうのをもう少し精査をしながら、本当に地域の実態に合ったような形の中で、そういう環境をつくっていくということが喫緊の課題でありますから、さらにスピード感を持って国、県と折衝しながら、そういう環境をつくっていききたい、そんな思いでございますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。よろしく願いをいたします。

○11番（合砂丈司君） ありがとうございました。終わります。

○議長（菊地弘巳君） これで11番、合砂丈司さんの質問を終わります。

次に、9番、早川ケン子さん、どうぞ。

〔9番 早川ケン子君登壇〕

○9番（早川ケン子君） 9番、早川ケン子です。通告に基づきまして一般質問を行います。

初めに、町民の健康推進についてお伺いします。私は、議員になる前から「食生活改善グループいわいずみ」の活動を行っており、昭和58年12月に仲間20人とともに県が主催した栄養教室を受講しました。平成9年から市町村に食生活改善推進員養成講座が移管され、各地区に仲間が増え、現在の会員数は46人となっております。

また、平成18年には、町の保健福祉課から健康情報誌「まめで達者でもりもり元気」を発刊していただきました。人が生きていくための基本としての「食」について、畠山富而先生のご指導も仰ぎました。また、町内の各分野の栄養士さんにも大変お世話になり、多くの食生活改善推進員も参加しました。

コロナ禍の影響もあり、直近では平成30年に健康情報誌が発刊されていると記憶しておりますが、その中には、岩泉の食材を利用し、四季を通じた料理が数多く掲載されています。そこで、食を通して町民の健康の増進を図るため、この健康情報誌を活用して地域での料理教室を開催するなど、活動に取り入れるべきと考えますが、町長のご所見をお伺いします。

現在町では、「いきいき百歳体操」に力を入れておりますが、現時点で何団体が活動しているかお伺いします。また、かつて「まめもり体操」にも取り組んでいたと思いますが、現在はどのような状況なのか、併せてお伺いします。

次に、子ども食堂についてお伺いします。旧小川小学校が統合されてから襲綿地区では学校がなくなり、子供たちとの交流の場がなくなりました。一昨年総務常任委員会において、「子ども第三の居場所事業」の先進地視察を行いました。その中で、子ども食堂は、地域の実情に合った活動でよいと理解してきました。子供を通じて両親が地元の食材に関心を持っていただければ幸いと思いますが、子ども食堂を実施したい団体がある場合、町はどのような支援を考えているのかお伺いします。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 9番、早川ケン子議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、町民の皆様の健康推進についてであります。議員ご案内の情報誌は、良好な生活習慣に基づく健康づくりなどを推進するため、岩泉の食や運動、生活習慣などを掲載した健康情報誌「まめもり」で、食生活改善グループいわいずみ会の皆様に全面的なご協力をいただき発行をしたものであります。

この情報誌には、「町内各地区の食材を利用した四季を通じたレシピ」を掲載しており、現在でも「小中高生を対象の郷土食講習会」、「各地区で行われている介護予防教室での食事会」などに取り入れられているほか、先般開催をされました食生活改善グループいわいずみの40周年記念事業におきましても、掲載レシピによる郷土食が提供されたところであります。

今後におきましても、町民一人一人が食を大切にする意識を高め、正しい知識を習得し、生涯を通じた望ましい食生活の実践が重要であることから、令和6年度に食生活改善グループいわいずみへの運営支援を検討しており、情報誌等も活用しながら、当該団体と連携、協力を深め、相談指導、周知啓発を行うとともに、食生活改善推進員養成講座により新規会員を養成し、体制の充実を図りながら、さらなる食育の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、いきいき百歳体操の活動団体数についてであります。現在自主活動団体は35団体となっており、介護予防活動の実践と併せて貴重な地域の交流の場となっております。

次に、まめもり体操についてであります。現状は個人でも実践しやすいよう、ホームページとぴーちゃんねつとに動画を配信しているほか、自主活動団体の皆様に対しては、いきいき百歳体操と併せて「健幸アップポイント事業」の対象として取り組んでいるところであります。

町民の皆様が健康活動を習慣づけていただくため、それぞれ自分に合った運動を取り入れ、無理なく健康づくりに取り組んでいただけるよう引き続き注力をしてまいりたいと考えております。

次に、子ども食堂についてであります。子ども食堂は、世代間交流や食育の拠点と

して、子供同士、親同士のコミュニケーションの機会になるだけではなく、食事を提供してくれる方々や食事を食べに来た高齢者など、地域の多様な人とのつながりも育むなど目的は様々で、任意団体やNPO法人などが運営をしているものが一般的であります。

町では、令和元年度に百楽苑を主体とした町内の福祉団体が子ども食堂を開催をいたしました。その際には後援団体として支援をしてきたところでもあります。

今年に入りまして、町内の2つの団体が子ども食堂を試行的に実施すると伺っており、去る2月11日にさくらほうむで開催した団体からは、子供を中心に大人や高齢者など40名を超える参加があったと伺っており、もう一方の団体におきましても、開催に向けて現在準備を進めていると伺っております。

町では、これまで開催場所の確保や住民周知への協力などを行っているところでありますが、活動に当たっては、提供食材の確保、関係団体とのネットワークの構築などの課題が想定されますことから、実施団体と情報の共有を図りながら連携してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） 9番、再質問はありませんか。どうぞ。

○9番（早川ケン子君） 細やかなご説明、大変ありがとうございました。ポイント事業は大変好評なようで、検診にもしばらく行っていなかったけれども、今年に行ってきたよという方が二、三名おりました。継続してよろしくお願ひしたいと思います。穴沢、裳綿地区には、お店がなくなりました。それで、ドローンを継続して、何とか地域のほうにも動いていただけるようによろしくお願ひしたいと思います。

あと子ども食堂ですが、各地域にも自由に入られるように間口を広くしていただいて、お互いに活動を続けさせていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（菊地弘巳君） これで9番、早川ケン子さんの質問を終わります。

次に、10番、三田地和彦さん。どうぞ。

〔10番 三田地和彦君登壇〕

○10番（三田地和彦君） 10番、三田地和彦でございます。通告書に基づきまして1点に絞り質問いたしますので、よろしくお願ひいたします。

人口減少を考えた住宅対策についてであります。私は、平成26年3月からこれまで一般質問で岩泉町の人口減少を何とか食い止めなければとの思いから、住宅対策の質問を重ねてきました。昨年9月の第3回定例会でも、住宅対策について質問いたしました。そのときの答弁内容を受け、私は「住宅対策についての質問は今後いたしません」と言い切りました。

しかし、今回人口減少を考えた住宅対策と題して質問いたします。そのきっかけは、1月23日から2月6日まで町内6地区で開催した「議員と語る会」でございます。その中で、宮城県七ヶ宿町の「地域担い手づくり支援住宅」のことを知っている方がおり、私に頑張るよう力づけていただきました。また、どこの地区でも人口減少と高齢化の話が出て、将来が心配だとの声を多く受けたことから、再度人口減少を考えた住宅対策について質問いたします。

皆さんには釈迦に説法かもしれませんが、人口減少について少し話させていただきます。岩泉の町村合併は、昭和31年9月30日に1町4か村（岩泉町、大川村、小本村、安家村、有芸村）が合併、その後昭和32年4月1日に小川村が編入合併し、現在の岩泉町が発足しました。昭和35年の人口は2万7,813人でした。それから64年後の今年、令和6年1月末現在、人口は8,013人と1万9,800人減少、年平均309人の減少となっており、早急に手を打たなければならない深刻な問題であります。人口減少は、速度が緩くなることであっても、止まることはないと思います。

これまでの答弁は、手法の一つとして検討するとのことでしたが、もっと真剣に受け止めていただきたい。町においても、住宅関係事業を進めていることは分かります。1つに、公営住宅法に基づく住宅、248戸、90棟。2つに、定住促進住宅、12戸、6棟。3つに、子育て応援住宅12戸、12棟。4つに、町で管理する教員住宅ほか、町で行っている住民等に対しての住宅分譲などがありますが、現在の事業は地元優先の対策であると感じます。

私は、現在の地元住民も対象にした住宅対策のみでは、人口減少の歯止めは無理と感じておりますことから、宮城県七ヶ宿町の地域担い手づくり支援住宅のような事業を取り入れてはどうかということでもあります。

昨年9月の第3回定例会で紹介した事業内容を今回も一部紹介します。「20年入居すれ

ば無償で住宅及び土地を譲渡する」。入居資格は、「おおむね40歳までの夫婦で義務教育終了までの子供がいる世帯」、「定住する意思が明らであること」、「暴力団員でないこと」などが概要であります。七ヶ宿町では、現在も事業を継続して進めており、今まで1世帯も欠けず居住しているとのことでもあります。

岩泉町としても、このような事業を導入し、人口減少を少しでも食い止める考えがな
いか、ご答弁お願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 10番、三田地和彦議員のご質問にお答えをいたします。

人口減少を考えた住宅対策についてであります。町ではこれまでも定住促進住宅の建設や分譲地の造成、空き家バンクによる住宅の利活用の促進、さらには住宅リフォーム補助制度の拡充など、町外からの転入者も対象とした施策を積極的に推進しており、これまで34名の方々から移住をしていただいております。

議員ご案内のとおり、宮城県七ヶ宿町の事例は、町外から入居希望者を募り、将来的に住宅と土地を無償譲渡するということで定住化を促進し、地域コミュニティの維持、活性化につなげる大変すばらしい施策であると考えているところであります。

しかしながら、それぞれの自治体においては、地理的条件や産業構造、あるいは経済的な環境、さらには地域社会の成り立ちなど、それぞれが置かれた課題、環境にも相違がありますことから、特定の自治体を導入している施策を参考にする自体、否定するものではありませんが、それを即本町でも取り入れるということにつきましては、選択肢の一つとしては考えられる一方、慎重に判断する必要もあるのではないかと、このように考えております。

したがって、これらのことを踏まえますと、住宅に20年間住み続けた場合に、住宅と土地を無償譲渡する制度につきましては、移住者に対して手厚い支援策ではありますが、本町においては、町内在住者とのバランスを図る観点からも慎重な検討が必要ではないかと、このように考えているところでありますので、深いご理解を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

以上で答弁いたします。

○議長（菊地弘巳君） 10番、再質問はありませんか。どうぞ。

○10番（三田地和彦君） 私の質問は、もう皆さんも聞き飽きるくらい聞いていると思います。本当は、あまり言いたくないのですが、やはりこの問題は、住宅という意味で、担当はまず地域整備課が担当になるかと思えますけれども、ただこれは人口減少がメインなのです。スタートは、住宅対策ということで皆さんには今日も言いました。人口減少対策でございますから、ほとんど前の方、町長をはじめ全部の課の方が対象としておりますので、この間も議員と語る会のように、皆さんから本当は一人ずつ意気込みを聞きたいわけですが、時間の都合で私は、それはちょっと避けますけれども、そういう気持ちで皆さんも私の気持ちを酌んでいただきたい。

それでまず最初に、去年の9月、私はこの問題はもう今日で打切りと言いました。というのは、去年の答弁書の関係が、私の気持ちにぐさりと刺さりました。その内容は、私は、この答弁書を見て、辞典をしばらくぶりで引きました。ということは、では、こういう支援が適当かどうか熟慮が必要だというような大変すばらしい漢字が2文字、熟慮という言葉があったのですが、これはいろいろなことを考えて取り入れるかどうかを検討すると、検討です。ということは、前から私が話ししていたときは、前向きに検討することだったのです。それが、もう全然熟慮とか何かということで、その内容が出てきたのと。

もう一つは、本当に私から見ると、この内容について本町での日常生活の営みに即したものであるかどうかと、即してというのは、ぴったり適用というような格好の問題なのです。それは、答弁書ですから、そういうのも結構なのですが、そういうことで取りあえず9月の質問をもって打切りと言ったのですが、今日の質問に対しては、それでもやっぱり皆さんからある一部の地区で、三田地さんは住宅の関係ですばらしい考えを持っているからもう少し頑張ってくださいという後押しをいただいて、今回の質問をすることにいたしました。

それで、スタートなのですが、岩泉町においても住宅対策を全然やっていないとは私は今までもそれを否定したことはございません。岩泉でやっている定住化促進住宅、これの建設、あとは分譲地の造成、空き家バンクによる住宅の利活用、住宅リフォーム補助の制度の拡充、町外からの転入者も対象とした施策も積極的に推進しているというこ

とは、私も分かっております。ですから、これそのとき、これまで34人の実績があるということですから、まずこの34人の世帯数をできたら教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 日吉理地域整備課長、答弁。

○地域整備課長（日吉 理君） 申し訳ありません。現在捉えているところでの人数は、そのとおり34人ということで捉えておりますが、ちょっと今私の手持ちのところで、申し訳ありません、1回出たりというふうなところでちょっと手元にある資料では、世帯数ちょっと捉えられないところがございますので、申し訳ありませんが、人数だけでご理解いただければと思います。申し訳ありません。

○議長（菊地弘巳君） 10番。

○10番（三田地和彦君） それでは、宮城県七ヶ宿の事例は、町外から入居希望者を募り、将来的に住宅と土地を無償譲渡することで定住化を促進し、地域コミュニティの維持、活性化につなげるという内容で、この答弁書においても、大変すばらしい政策であると捉えておりますという答弁はいただきました。そして、もう少しそれを、その内容はそのまま捉えていただいて、当町でも実施するという答弁をいただきたかったわけですが、選択肢の一つとして考えられるというような答弁、ちょっとブレーキがかかっていると思いませんか。私は、そういうように感じます。

そして、その後にこの2文字があるのです、同じような文句が。慎重に判断する必要があるのではないかと考えておると。そして、本町においては、町内在住者とのバランスを図る観点からも慎重な検討も必要ではないかと考えているところであります。この2つの同じような慎重、慎重があるのです。慎重のもう一つ乗り越えた答弁はできませんか、さらに答弁をお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 日吉地域整備課長、答弁。

○地域整備課長（日吉 理君） この慎重という言葉を用いているものの部分で、特に町内在住者とのバランスというふうなところなのですが、やはりこれは一定期間家賃を支払って20年住んでいただいて、住宅と土地を譲るというふうな制度になっています。一定期間家賃を納めるというふうなところがあるので、全くもうそのまま建てたものをあげるというふうな制度ではないのですが、ただ一方でやはり町内に今現在住んでいる

方とのバランスを考えたときに、この制度を使って、移住してきた方々、大変ありがたい話ではある反面、今住んでいる人たちの感情を考えたときに、どういうふうな考え方を抱くのかなというところをやはり我々の立場で、これを導入するときには、やっぱり慎重に考えなければならないものなのかなというふうに捉えておりました。

ですので、こちらのほうは、一つの移住定住、人口減少のためのよそから来ていただくというふうな施策の分では、大変一つの有効な手段ではあるかなというふうなところは、そのとおりでなと思ってはおりますけれども、反面、先ほど申し上げたとおりの今ある方々の気持ちというふうなところをどうやって理解をいただくというのが、なかなか私のほうといたしますか、町のほうでも、説得という話ではないかもしれませんが、理解をいただくための部分がどういうものがあるのかなということがございますので、ですので私のほうの住宅のほうの施策を担当する部署としましては、まず新しく建ててきていただくというふうなものも一つの手法でありながらも、今あるものをどうやって使って使って、よそから来た人も使っていただくようなものが住宅の要はリフォームといたしますか、リノベーションといたしますか、趣のある空き家を好んで来ていただくというふうな方も今あって、そういうふうなものもリノベーション、要は改装をしてやるというふうなもので移住しているというふうな事例もございますので、そういった意味では、昨日もリフォームの在り方についても、これからより慎重、幅広い形で検討しなければならないかなというふうに私答弁したつもりですので、今あるものも有効的に使って、今いる人もなるだけ出ていかないような形での体制と、あとは受け入れる、よそから来ていただく方のための体制というふうなことで、いろんな形での制度を進められればいいかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 10番、どうぞ。

○10番（三田地和彦君） 地域整備課長さんを責めるわけではないのだけれども、この答弁書にあるが、地理的条件や産業構造あるいは経済的な環境をさらに、さらには地域社会の成り立ちなど相違ありますと、特定の自治体が導入している施策を参考にするについて、先ほど言ったように否定するものではありませんが、これは否定はできないのです、どなたでも。ただ、同じ環境のところはないのです。ということは、ここの七

ヶ宿でも人口減少、これはもう前から、私が先ほど言った平成26年3月からやっているのです。ここ昨日、おととい質問した内容ではございません。そして、参考にしてやる、やると言ったけれども、ほとんどやっていないのではないかなと思います。我々も、私も漁業組合の組合長ですが、答弁すると、それでまず一安心して、ほっと、期間がたち過ぎていくのです。そういう考えが私にはあるものですから、ただやっぱり人口減少というのは、町内絶対、各岩手県とか、それこそ全国なのだそうです、この人口減少は。そこにやっぱり立ち向かっていくには、いろんな内容を考えて、延ばして、延ばしていくと、年間300人ずつも減少しているのです、先ほど私が言ったとおり。

これにやっぱり歯止めをかけるためには、皆さんで、これは本当は地域整備課長さんだけを責めるのではないのですが、今日の最後には、町長からも再度意気込みをいただきたいと思うのですが、取りあえずこれは重要なものに来ています。住宅対策をそのために柱台として人口減少を考えておりますので、あとは立派に答弁する政策推進課長さん等からでも、これはまず順序にして答弁してもらえばいいかなと思うのですけれども、まずそれはそれで。

そして、前回9月の答弁のとき、引き続き検討を進めながら、人口減少対策に結びつく対策を進めてまいりたいと考えておりますということなのですが、私の気持ちからいきますと、どうして住宅対策を進めてまいりますと言えないのか、これを全部100%物まねをしろということではないのです。それに町でできる範囲の住宅対策があると思うのです。

というのは、町営住宅でも何でも所得制限等があるでしょう。そして、あとは住宅の家賃で取るか、あとはそれを今度は20年後に無償としても、今度は固定資産としてもらうにいいのです。そういうことまで考えて、私は事をやっていただきたいと思うのですが、どなたでもいいのですが、取りあえずご答弁をお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木真政策推進課長、答弁。

○政策推進課長（佐々木 真君） 私も地域整備課におりましたので、そういった意味もあり、議員の質問にも答えさせていただきたいと思います。

これまでいろいろご質問いただきまして、さらに議員には自費で七ヶ宿町に視察にも行っていただいて研修をしてきていただいております。その中でのご質問をこれまでも

いただいております。人口減少対策というのは、先ほどもおっしゃっていただいたように、8,013人まで来ています。もう明日明日7,000人台、これはどんどん落ち込んでいく想定も出されています。そういった中で、人口減少対策、これは重要な課題でして、やはり仕事場をつくって稼いでもらうとか、あとはいろんな学校の生徒たちをほかから呼んでくるとか、様々な手だてもあって、その中の一つとして、やはり重要なのが住むところというところがございます。

地域整備課のほうでも町営住宅もできるだけ皆さんに住んでいただけるような緩和策というのも、これも取っています。定住対策として、ほかから来る人を受け入れる住宅もやっています。その中で、先ほど地域整備課長が答弁しました、やっぱり今の地元にいる方々とのバランスというところが先ほどあったかと思うのですけれども、例えば1つには、今町内にいる方々、住宅にちょっと苦勞している方々、あとは住宅を建てたいのだけれども、なかなか建てられない。土地を買いたいだけれども、買えない。その中で借りながら住宅を造っているとか、ローンを25年、30年組んで建ててもらっているとか、様々な苦勞をされている方もある。

その中でも、人口減少でほかからもやっぱり来ていただきたい。そうすると、そこでほかから来る人を優遇して建ててもらおうということが、町内の方々全員の一致でできればよろしいのですけれども、片や、では町内の方々にも土地も差し上げます、住宅も差し上げますということで、全員に広くということになれば、今度は財源として、ではそこはどういう財源を充てますかということになります。ほかの市町村でも、いろんな財源を工面しながら、自主財源を充てながらやっているとかというのも聞いています。

うちでもそういった財源措置というのをこれから全体の計画の中ですが、例えば再生可能エネルギーを推進して、そういった財源をいろいろな定住対策、先ほどもちょっと議論になりました公共交通政策、そういったのにも充てるとか、全体的なお金もあるし、皆さんの意見、それから理解というものもあると思います。そういった中で、この住宅対策、議員がおっしゃっているのも十分これは理解しますので、そういったのも含め、町民皆さんがよくて、ほかから来る方もよくて、人口減少対策になるような形として、政策としてやっていけばいいと思っておりますので、これはここには検討という形にはありますが、こういったのも含め、どうした方法が一番理解いただけるかというのは、

真剣に考えたいというふうに思っております。

○議長（菊地弘巳君） 10番、どうぞ。

○10番（三田地和彦君） 今町長の命令で政策推進課長が答弁したようなのですが、最後に町長のほうからもらいたいと思うのは、やはりこれはどこでも財源が問題らしいです。これは、ほとんど自主財源でやっているところが多いようです。それと、あとは何といってもやっぱり先ほど政策推進課長が言ったとおり、町内在住の住民とのバランス、これも考えなければならないのですが、本当にそれも考えて考えて、これはまず本当に早急にやっていただきたいのが本旨でございます。

ということは、人口減少のスピードが、もうほとんど急激なものですから、先ほども私のメールにもう一人減っていましたので、そういうような本当に慎重にいかないと、何かこれは施策を講じないと大変なことになるものですから、取りあえずこの答弁から見ると、本当は最後に、当町ではまず、今回の私の質問に対しても、無理であるのではないかということを私は本当は最後に言おうと思ったのですが、そこら辺を、これが無理とか、無理でないかということは要らないのですが、町長の気持ちを聞いて、もう12時が過ぎましたので、残りは28分もあるのですが、町長の答弁を再度お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁。

○町長（中居健一君） 私は、言葉がちよっとあれですが、反問権ということもあるようですから、これを行使させていただければと思います。

○議長（菊地弘巳君） よろしいです。

○町長（中居健一君） これまで十何回もこの七ヶ宿町を例にして、こういう20年間の中でこういう移住者に対して、こういう優遇施策をやるという、そういうご意見でありました。我々もこれまでも真剣、慎重に町民の代表である議員の皆さんの質問でありますから、あらゆる角度から検討もしてまいりました。できれば、議員のご要望に満度に応えたいということでいろいろ議論もしてきましたが、なかなかこれは現実に難しい課題でもあるなど、このように思っております。

私のほうからひとつ議員に、私がいまいち理解できないのが、この例が唯一絶対のものであると、そのようにお考えなのか、それ以外にも幅広のいろんな定住対策について

お考えがあるのか。やはりこれがなければ、もう岩泉町のこの課題については、解決できないというような思いなのかということについて、私のほうからちょっともう少しかいつまんだ、私も愚直でありますから、なかなか理解できなくて、能力ありませんからあれですが、そういう部分について、もうちょっとそういう移住定住の部分、そういうこれ唯一絶対であるということなのかどうかも含めてちょっと議員のご意見も賜りたい、ご指導を賜りたいと、そのように思います。

○議長（菊地弘巳君） 10番。

○10番（三田地和彦君） いや、しばらくぶりで、しばらくと、初めて反問権というふうな格好も、議長のほうから許可をいただいた、すばらしい町長かなと思っていました。私は、絶対ということは、今まで言ったことはありません。こういう問題があつてということで、これはいいことだと思って私は認識して質問したのです。そして、岩泉町に合ったものをやってくださいということは、質問した後、述べているはずです。

そして私は、この住宅問題ではございません。私が議員になってから津波がありました。ただ、まだその頃は、私も被害に遭ったものですから、頭が回らなくて、奥尻に私は行ってきたのです、その内容を把握しに。どういう回復の仕方をやったかということまで行ってきました。

そして、あとは今度は町議会のほうでは、またこれに戻りますけれども、そういうことで、ここの七ヶ宿ばかりではないのです、これをやっているのは。二、三私は、それを参考にして、こういうのをやっているところというのも確認しています。だけれども、やはり一番私が単独で行けるところは七ヶ宿だったものですから、そこで2回ほど行って勉強してきました。そうしたら、やはりこの問題は職員の人たちも本当に賛成ですかといったところがあるのです。賛成とか何かでなく、町長命令でやっていますというような格好だったものですから、そうですかということで、本当はそこまで言っていないかどうか分かりませんが、そういうふうな格好でやっているということですから、やはりその地域に、地域というのですか、この岩泉町に合ったことをいい方向に考えて、そのまねをするということは、それこそ我々岩泉町も日本人ですから、昔から日本人は人の物まねが得意だということが言われている民族でございますから、そういうようなことを考えて、いい方向にやっていきたい。

ただ、私も七ヶ宿の資料は、課に、佐々木課長が地域整備課にいたときには、資料もやりました。今あるかどうか分かりませんが、ないというのであれば、私のパソコンにも入っていますので、それは届けますけれども、それを強制するわけではございません。いい方向に岩泉町で、それこそ得意の答弁、岩泉町の形をつくった、これは岩泉教育ということで前の教育長も言ったのですが、岩泉町の教育を取り入れてやりたいということで、それがどうか私にはちょっと感じなかったのですけれども、そういうふうなことをやっていますので、何を私も今これで、この物まねを100%やれということではございませんので、そこら辺は誤解のないよう、人口減少対策、そして住宅対策を考えたことをやっていただきたいと思います。

私はこれで質問は終わりますので、よろしくお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、どうぞ。

○町長（中居健一君） 今のお話、十分私も理解できるわけであります。七ヶ宿さんの施策については、答弁でもお答えしましたが、これはよその町はそれぞれの様々な課題を抱える中での恐らく町長さんのリーダーシップの下に、こういう施策を講じたということは、私も情報として入っております。

そしてまた、今おっしゃったように、職員の皆さんの中には、いろんなことがあるようではありますが、これは公の場でありますから、そういうことについては私はあえて申し上げません。そしてまた、全国の中でも数市町村がこういう制度をもってやっているところも私も分かっております。それぞれ、ただ今の日本全体が人口減少の中に突入する中で、まさに地方はもう50年も前から過疎ということで悩んできたわけであります。そして、ここに来てさらに人口が急激に減少してきている。

そういう中で、本当に岩手県の市町村もいろいろな悩み、苦しみ、そういう課題をどうするかということ、真剣に我々も町村会の中でも議論もしてきているわけではありますが、残念ながら岩手県の中では、宮城県のこの町がやっているようなことをやっているところはないわけであります。なぜなのかということを経験したことでも各首長とも議論もしているところであるわけであります。

これは私は、やはり移住の定義は、ではどうなのだと、定住の定義はどんなのだということを経験した場合、広い意味でいけば定住というのは、岩泉町民の皆さんが延々これ

まで岩泉町の歴史や伝統や文化、地域経済を成り立たせるために非常に頑張ってくれているわけでありますが、この部分を町がどの程度の規模でこれから、では何年の計画の中で何棟造って、そういう方々に対するそういう対策を講じるかということになる、一方で町民の皆さんは、ではどうなのか、町民の皆さんにもそういう課題はないのかということもあるわけでありますから、我々執行部は総合的なバランスも踏まえながら、町として全体を最大公約数で多くの皆さんからご理解をもらいながら施策については打っていく必要があるなど、そんな思いもあるわけでありますから、こういう部分を本当に、これは議員の皆さんも、いやいや、それは町民の分は、この今の現状が厳しい中、いろんな要望、希望もある、同じようなことをやってもらいたいということがあっても、それはやらない、そしてでは何人来るか分かりませんが、その方々もいつまでここに定住するか分かりません。そういう中で、その部分を特化した形の中でやるのが本当に町民全体の合意形成を得られるのかということについて、我々も非常に今まで悩んでいたわけでありますから、移住者に対する様々な対策については、全くやっていないわけでもないわけでもありますし、また既存の、私も答弁で答えましたが、様々な空き家の対策や子育て等々住宅対策についてもやってきているわけでありますし、宅地分譲なんかもやって、これも全部売れているわけでありますが、そういう総合対策の中で住宅対策。

そしてまた、こっちのほうにおいでになる方は、働く場所もなければならぬわけがあります。七ヶ宿さんの場合は、その町の中で働くというよりは、そこからいろんなところに行って働いて、そして住むところはそこというようなこともあるやにも聞いておりますが、これは議員の熱い思いは、私は十二分理解はしておりますが、これはもうちょっと時間をかけながら、ゆっくりじっくり、そして13人の議員の皆さんからお一人お一人の理解をもらいながら、町民との間にあまり負担、公平の部分で問題がないような形の中でやっていかなければ、これは大きな町政の課題にもなるのかなと、そういう心配もございますので、今日はあえてこういうことでの発言もさせていただきました。

議員の言っている趣旨については、私も十二分理解はできます。いろんな執行の立場の責任者としての私の立場も何とかご理解とご支援を賜りながら、共に一緒になってこれから住対策については検討、さらに進化を遂げた検討をしていければいいなど、この

ようにも思っておりますので、改めて議員の深いご理解を賜りますようお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（菊地弘巳君） 10番、終わりますか、よろしいですか。

それでは、これで10番、三田地和彦さんの質問を終わります。

昼食のため、午後1時30分まで休憩します。

休憩（午後 零時13分）

再開（午後 1時30分）

○議長（菊地弘巳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから休憩前に引き続き日程第1、一般質問を再開します。

7番、林崎寛次郎さん、どうぞ。

〔7番 林崎寛次郎君登壇〕

○7番（林崎寛次郎君） 7番、林崎寛次郎でございます。通告に基づき一般質問を行います。

冒頭、能登半島地震で亡くなられた方々に心からの哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、新しい年になりましたが、諸物価の高騰は止まりません。依然として、町民の暮らしとなりわいを脅かしています。さきに行われた町長施政方針演述の中では、「令和5年度も物価やエネルギー価格の高騰が町民生活や各種産業分野に大きな影響を及ぼしたことから、経済緊急対策支援事業に取り組んできた」としています。

さらに、令和5年度には「保育料の完全無償化」を実施し、令和6年度は「妊産婦と子どもの医療費無償化」に取り組み、併せて「小中学校の給食費無償化」を進めていくとしています。これにより、子育て支援の3つの無償化が実現することになり、町民とともに喜ばたいと思います。

健康づくりにおいては、おたふくかぜ及び帯状疱疹の感染や重症化の予防のため、予防接種に助成制度を新設するとしています。施政方針演述の一端を述べましたが、評価するものです。

そこで、施政方針演述に示されなかった施策について質問します。初めに、加齢性難聴者の補聴器購入の助成についてです。この施策については、3度目の一般質問になります。高齢者は、加齢性難聴により社会参加しづらくなり、孤独・孤立の問題を抱えます。また、「高齢者の補聴器使用が認知機能を改善する」という世界的な研究成果も発表されています。この点については、担当課とも認識は一致していると思います。高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定するに当たってのアンケート調査でも、外出するために有効なこととして、「タクシー利用の助成」19.4%に次いで「補聴器の購入補助」が10.0%となっています。補聴器購入の助成を検討していると言いますが、問題はスピード感です。宮古圏域の他の3市町村を見ると、宮古市が昨年11月から実施しており、田野畑村と山田町も来る4月から実施する方向と聞いています。本町においても、一日でも早く実施すべきです。町長の見解を伺います。

次に、高齢者・低所得世帯のエアコン設置への補助についてです。世界気象機関などは、「2023年の世界の平均気温はこれまでで最も高くなり、2023年7月は『観測史上最も暑い月』になった」と発表しました。国連のグテーレス事務総長は、7月の記者会見で「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が来た」と述べ、各国政府などに気候変動対策の加速を求めました。温室効果ガスやエルニーニョなど、気候変動の背景にある問題は今も引き続いて存在しているため、それらが今年の気温に影響を与えることは避けられないだろうと思います。エアコンはどうしても必要になると思います。まして高齢者は、喉の渇きを感じにくく、どんなに暑くても水分補給が少なくなる傾向にあります。私の隣人（高齢者）も熱中症で済生会岩泉病院に救急搬送されたことがありました。

山田町では、町内事業者からエアコンの購入・設置をする町民に対し、その費用の30%（上限5万円、年齢・所得制限なし）で補助しています。

本町でも高齢者と低所得世帯を対象にエアコン設置への補助制度をつくるべきと考えますが、町長の所見を伺います。

最後に、子供に係る国保税の均等割の減免についてです。本町では、令和6年度から子育て支援がさらに充実・強化されようとしています。その中で、国民健康保険を見ると、国保税の子供への均等割が納得できません。国民健康保険制度の最大の問題は、中小企業の労働者が加入する全国健康保険協会の医療保険、いわゆる「協会けんぽ」と比

べて約2倍も高い保険料「国保税」が課せられていることです。高過ぎる国保税の格差は正は国の責任ではありますが、県と町の課題でもあります。全国知事会が求めている1兆円規模の公費負担の投入で協会けんぽ並みに国保税の引下げを図り、国保制度の構造的な問題を打開すべきです。

宮古市と陸前高田市では、18歳以下の子供の均等割全額減免を行っています。本町でも子供の均等割を減免すべきです。令和4年度から就学前の子供に係る国保税の均等割が半額減免されています。せめてこれを全額減免すべきです。本町では、国保加入世帯で「おぎゃあ」と産声を上げた瞬間から均等割が課税されます。これはただすべきです。町長の所見を伺います。

以上です。

○議長（菊地弘己君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 7番、林崎寛次郎議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、加齢性難聴者の補聴器購入助成についてであります。加齢に伴う「聞こえ」の問題は、高齢者の生活の質に大きな影響を与え、「社会的フレイル」にもつながる問題であること、また補聴器購入補助に対する町民ニーズが高いことなども踏まえ、認知症リスク等を予防し、高齢者の生活支援や社会参加の促進を図るため、補聴器の購入支援については、前向きに検討をしてみたいと考えております。

次に、高齢者・低所得者世帯のエアコン設置への補助についてであります。県が実施した調査によりますと、令和5年度には県内6市町が高齢者に限らずエアコンの新規購入や買換えに対する補助を行っており、その財源といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応の臨時交付金等を活用して実施したものと伺っているところであります。

昨年の猛暑は、命の危険を感じる暑さでもあったことから、町においても熱中症予防対策を促すため、ぴーちゃんねつとを通じて繰り返し呼びかけを行ったところであります。

特にも高齢者は、冷房機器があっても、身体との相性等から使用していないケースも見られるため、熱中症のおそれがある方には、個別に体調を伺うなどの対応を取ってきたところであります。

町といたしましては、高齢者や低所得世帯に限らず、町民の生活環境の向上や健康面の観点から、多角的に検討を重ね、国や県の動向も注視をしながら、今後調査研究をしてまいりたいと、このように考えております。

最後に、子供に係る国民健康保険税の均等割額の減額についてであります。これは国が平成30年11月に全国町村会から「子どもに係る均等割保険税を軽減するための支援制度の創設」の要望を受け、令和4年度から未就学児に対する均等割額を半額に減額をしているものであると、このように認識をしているところであります。

議員からご提言のありました町独自に均等割額全額を減額することは、減額に対する国や県からの財源支援がないことから、国民健康保険に加入する町民全体での負担となることや「被用者保険」に加入する町民の方との負担の公平性も懸念をされますことから、本町における均等割額の減額につきましては、被保険者間の公平性を確保した上で実施されるよう国の制度により対応をしてまいりたいと考えております。

なお、全国町村会におきましても、子供の国民健康保険税軽減につきましては、国に対し国の負担割合の引上げと対象範囲の拡大を要望しているところでもございますので、町といたしましても、この活動と歩調を合わせてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） 7番、再質問はありませんか。どうぞ。

○7番（林崎寛次郎君） 順次再質問をしてみたいです。

まず、定例の会議が終われば、議会だよりを出すわけですが、そしてその中で一般質問の項があって、その各人の一般質問の中で17文字のひとりごとというのが、そういうふうなコーナーがあります。私は、その17文字のひとりごとに「検討す、さらに一押しで実現だ」という17文字をやったことがあります。こういうふうな姿勢でやっていきますので、よろしくお願いします。

それで、答弁の中で前向きに検討をしていますというふうにあります。これは、まとめてそういうふうに答弁したのだと思うのですが、本町得意のスピード感がすごく大事だというのは、本町が常日頃大事にしていることです。このスピード感ということから考えれば、幾ら前向きに検討していても、これだけではちょっと姿が見えてこない。ど

ういうふうな、どこで、その前に補助すべきだという、そういう認識は共有していると思うのですが、先にそのところ、共有しているかどうかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 三浦政宏健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

議員からのご質問の加齢性難聴の補聴器購入補助でございます。以前もご質問を承ったと思っておりますが、今回第9期の介護保険計画の策定に当たりまして、いろいろ総合的な観点から考えまして、補聴器の購入を改めまして町民の方々がどのように考えているかなと思ひまして、アンケート調査に独自に項目を盛り込んで調査をしたところでございます。

認知症の件につきましても、いろいろ国のほうでも共生社会の推進というところもありまして、補聴器があればというふうな、認知症のリスクも低くなるのではないかといいうふうな情報もあることから、改めてこの施策に反映するため、計画に反映するために、今回調査を盛り込んで前向きに検討して、計画にも補聴器購入への助成の検討ということで今回は盛り込んで今期計画内に実現に向けて取り組むということで考えてございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 7番、どうぞ。

○7番（林崎寛次郎君） 分かりましたけれども、その引っかかっているところというか、どこで引っかかっているのでしょうか、そのところをお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） 私の答弁がちょっと適さなかったとは思いますが、高齢者の元気な姿あるいは高齢者、外出するためのコミュニケーション機会の推進と日常生活の質の向上を図るために必要ではないかという観点で、改めまして町民の方々からアンケートを取って、実施する方向に向けて検討するために計画に盛り込んでおりましたので、計画期間中、できるだけ早い段階にこれは実現したいと思ひまして、できれば制度設計を早期に進めまして、何とか早めの実現をしたいとは考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） 7番、どうぞ。

○7番（林崎寛次郎君）　ありがとうございます。いずれそのスピード感が一番今求められていますので、よろしくお願いします。

それから次に、高齢者と低所得世帯へのエアコン設置というところですが、県の調べによると県内の6市町が実施したと答弁でありました。本町では、これは検討したのか、それともしなかったのか、そこはどうでしょう。

○議長（菊地弘巳君）　三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君）　今のご質問は、6市町が臨時交付金等で実施した際、当町でも検討したかという点でございますが、去年は暑い夏でございましたので、そういう補助も1つ方法はあったかと思いますが、私どもの担当課としましては、エアコン補助につきましては、ちょっとその際は検討はしてございませんでした。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君）　7番。

○7番（林崎寛次郎君）　検討しなかったということです。分かりました。それで、答弁の中では、熱中症のおそれがある方には個別に訪問して対処するということになっていますが、これは体制的にも十分なのでしょうか。今年の夏も猛暑だと思って質問しているわけですが、その体制的な面ではどうなのでしょう。

○議長（菊地弘巳君）　三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君）　お答えいたします。

体制と申しますのは、独居高齢者の方々への体制という、訪問の体制のことですね、失礼しました。担当課のほうの体制という点でございますが、独居老人あるいは75歳以上の高齢者の老々世帯の方々への対応ということであれば、ある程度保健師ベースで把握はしておりますし、常時独り老人の世帯には定期的、年に数回訪問しまして、見回り等しております。そういうふうな情報からふだん感じている状況を捉えつつ、危険な方々といいますか、そういった方々には、積極的にこちらからびーちゃんねっと等を通じてながら声がけをしているというところは、常にそういうふうな対応は取っております。

したがって、体制が十分かと申しますと、時間的にやはりかかる場合もありますけれども、ある程度こちらで危険がある方々ではないかなと判断した場合は、瞬時に対応をしているところでございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 7 番。

○7 番（林崎寛次郎君） 次に進みます。国保税の関係ですが、岩泉町の場合、子供 1 人にかかっている国保税が、数字の確認からですが、かかっている金額が医療分均等割が 2 万 2,800 円、そして後期高齢者支援分が 7,200 円、合計 3 万円、つまり子供 1 人に 3 万円かかっているということですが、この数字はこれでいいでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木忠明会計管理者兼税務出納課長。

○会計管理者兼税務出納課長（佐々木忠明君） 今お話のありました均等割が医療費給付分が 2 万 2,800 円、それから後期高齢者加算金のほうが 7,200 円、これはそのとおり国保に加入している方は、全てにこの金額がかかっています。ただ、令和 4 年度から子供均等割のほうが就学前 2 分の 1 が減額になっていきますので、この半分というふうな形になっていきます。

○議長（菊地弘巳君） 7 番、どうぞ。

○7 番（林崎寛次郎君） 今の答弁の中で、子供の均等割、未就学児の場合、子供の均等割が半分になっていると。町は 4 分の 1 を負担していると。まず、そういうふうな形になっているわけですが、本町では未就学児が人数で言えば 30 人くらいですよね、その点はどうですか、30 人でいいのか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木会計管理者兼税務出納課長。

○会計管理者兼税務出納課長（佐々木忠明君） 現在減額されている未就学児の関係は、31 人と認識しています。

○議長（菊地弘巳君） 7 番。

○7 番（林崎寛次郎君） そうすると、対象者が 31 人、私は子供全体ができなかったならば、せめて未就学児を満額ということでやっているのですが、予算的に 31 人、私はできると思うのですが、担当課としてはどう思いますか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木会計管理者兼税務出納課長。

○会計管理者兼税務出納課長（佐々木忠明君） 国保税につきましては、国保に加入している方の医療費、皆さんがひとしく医療を受けられるための財源として考えてございます。今現在全額町のほうで負担したらどうかという議員のお話ではございますが、医療

費につきましては、やはり国保加入の皆さん、均等にご負担いただきながら、医療費の財源として活用するのが町としてはベストと考えてございますので、その辺は検討してはございません。

○議長（菊地弘巳君） 7 番。

○7 番（林崎寛次郎君） 宮古市では、18歳まで子供の国保税を満額減額しているのですが、その財源を見ると、まず市長が、これはやるという決断をして、そして宮古の場合は、寄附金とかふるさと納税の中で、市長が特権というか、決められる金額があるようなのです。そこで決断をして、まずやるようになったということです。

本町でも寄附金とかふるさと納税を伸ばしてきているのですが、優先課題から考えて、国保のほうに回そうというような選択もできると思うのですが、その点についてはどう考えますか、担当課は。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木会計管理者兼税務出納課長。

○会計管理者兼税務出納課長（佐々木忠明君） 先ほど町長の答弁にもございましたけれども、国民健康保険税につきましては、やはり被保険者皆さんの公平性だったり、他の保険に加入している皆さんとのバランス等を考えた上で、一概に子育て支援だからといって町の費用を投入して全額減免というのは、なかなかなじまない部分ではないかなというふうに考えてございます。

そのためには、やはり国の制度にのっとりながら今後も実施してまいりたいと考えてございますし、いろんな寄附金等々の歳入が町にはあるわけでございますけれども、そちらは違う子育て支援の制度のほうで子育て支援のほうを対応してまいるかなというふうに考えてございます。

○議長（菊地弘巳君） 7 番。

○7 番（林崎寛次郎君） ふるさと納税のことで質問したのですが、ふるさと納税の使い道、それによってもふるさと納税が増えるということもありますので、これは国保の子供医療費のほうにも回すということで、国保税のほうにも回すということでやれば、増える可能性もあると思います。この点についてはどう思いますか、政策推進。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木真政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） ふるさと納税につきましては、今年度3億1,000万円と

いう歳入が見込まれております。その使い道につきましては、我々のほうでも様々な事業がございます。子育て施策もありますし、定住対策もあります。そういったのにいろいろ使わせていただいていますし、ふるさと納税をいただく際には、そういったものをPRさせていただきながら返礼品も工夫していますし、そういうのを充てる事業についても、これもいろいろ工夫させていただいております。これについては、今後も町の施策の中では様々な事業が、たくさん経費がかかるものがありますので、そういったのに充てながら、皆さんからご寄附をいただいて、実行していきたいというふうに引き続き考えております。

○議長（菊地弘巳君） 7番、よろしいですか。

○7番（林崎寛次郎君） はい。

○議長（菊地弘巳君） これで7番、林崎寛次郎さんの質問を終わります。

次に、12番、三田地泰正さん、どうぞ。

〔12番 三田地泰正君登壇〕

○12番（三田地泰正君） 12番、三田地泰正です。通告に基づきまして、町長並びに教育長に質問をいたします。

まず初めに、農業・農村の展開方向についてであります、「人・農地プラン」を法定化し、地域の将来の農地利用を明確にするため地域計画を策定中であります。地域内外から農地の受け手を確保し、バンクを活用した農地の集約化を進めるなどを柱とするが、「地域によっては取組に温度差が出ている」のは否めない現実のようです。農業従事者の構成年齢からすると、この先10年から15年で担い手は急減するのは間違いない状況であります。人なり経営体なりが減っていく中で、少ない人数でどこまで農業と地域を支えていけるのか、集落が危機的状況になるおそれが目の前にあります。まさに人口減少社会に生きる覚悟をすべきときが来しました。

昨今の農業現場は、混迷の今をどう生きるか、限りなき困難な時代に突入しています。特に山間地農業・集落の実態は少子高齢化と独り暮らしの世帯が増え、限界集落から無住宅集落へと変貌しつつあります。さらに、後継者不足から空き家も年々増加し、今後農地をどうするのか、農地の維持・管理が困難になってきています。農地の保全・管理の将来は、「自己責任の社会か」、「支え合う社会か」が問われます。優良農地、雇用の増

大、行財政サービスの恩恵だけが前面に出て、地域全体のバランスある発展とは何か問われています。

農政の曲がり角は過去にもありました。構造的に人がいなくなり、そこから派生して元気を失いかけている地域の集落経済全体を盛り上げる対策の抜本的強化と農村集落の再生についても道筋を示すべきと思うが、「農政の転換期」に当たり、ご見解をお伺いします。

「生まれも育ちも最後もここで」という農家の思い、ふるさとがあまりにも変貌してしまい、魅力がない将来だけは想像したくないものです。地域計画は、農地の利用計画にとどめず、地域で振興する作物や基盤整備の導入方針、鳥獣被害防止対策など、地域農業の将来を総合的に広範な計画と現場実態に合ったものにするため、どう展開するかをお伺いをします。

課題に真正面から立ち向かい、希望の光が見える政策が実行されることを願い、「農業振興等に関する施策の展開方向」、「農地の有効利用施策の推進」、「農業経営体の確保と育成」、「経営の安定のための支援」などの令和6年度の農政について施策の反映を具体的にお伺いをします。

次に、教育長に働き方改革と教育の展開方向についてご質問します。本格的に中学校の部活動改革が始まる中で、学校主体の部活動を移す上での課題は、指導者の質の保障、運営費の獲得、施設・大会の在り方、安全安心と事故保険、生徒の移動手段など考えられるが、現状と対応についてお伺いします。

教職員の労働時間の上限指針に関し、文部科学省は条例整備と教育委員会規則を整備するよう求めているが、実態についてもお伺いします。

GIGAスクール構想によって進むデジタル化によって、文章を書く習慣が減り、書きまとめる能力の低下が指摘されています。学校図書室の役割、機能が取り残され、学校図書室の整備・活用に格差が広がることへの危機感があるが、これらの現状認識についてもご見解をお伺いします。

活用が進む1人1台端末（タブレット）は、早い自治体では更新が必要になると言われているが、当町の見通しについてお伺いをします。

対話型で文章を生み出す生成AI（人工知能）が広く注目されているが、小中学校で

の現場では、学習利用、教務利用と併せてどのように付き合うのか、方向性についてお伺いします。

学校の周りは多くの樹木が植林されています。学校の樹木は、理科や生活科の教材になるほか、春の新緑や秋の紅葉など景観を演出する貴重な資源であります。そこで、町のシンボルである花、「キリの木」を植樹すべきと考えるが、ご見解をお伺いします。

ここでは以上で質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 12番、三田地泰正議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、農業・農村の展開方向についてであります。農政の転換期に当たっての見解、「地域計画を現場実態に合ったものとするための展開の方法」、「令和6年度の農政施策の反映」の3つの内容に分けてご答弁をさせていただきます。

まず、「農政の転換期に当たっての見解」についてであります。昭和の時代におきましては、高度経済成長に伴い、人口、働き手が共に充実しており、主に農業構造基盤の整備が行われてまいりました。平成の時代に入り、新たな就農が減少すると同時に、耕作された農地も減少し、将来の町内の農業経営体数について、岩手県農業研究センターの推計では2035年には2020年の58%まで減少すると予測されており、農業経営体の数、利用農地の減少は、避けて通れないものと、このように認識をしているところであります。

また、町内での働き手、担い手不足が進行する中で、従前のような事業展開は非常に厳しいものがあると考えておりますことから、今後の町の農政におきましては、各地域の農業者の経営意向を尊重の上、農地を有効かつ効率的に利用するため、集約化が可能な農地を選定しながら施策を展開していくとともに、中山間地域等直接支払制度など、地域が主体となる農地保全の取組を組み入れていくことが必要であると考えております。

次に、「地域計画を現場実態に合ったものとするための展開の方法」についてであります。地域計画は、利用される農地や農業経営体の減少を見据え、将来の地域農業の在り方を示した計画を策定することとなっております。

現在町では、地域計画の策定に向けて担い手や農地所有者の意向を把握しながら地域

での話し合いに取り組んでいるところであり、地域内の農地を最大限に活用し、農業経営体の所得向上に結びつけることが必要不可欠であり、そのための道筋が地域計画であると、このようにも認識をしているところであります。

そのような中で、議員ご案内のとおり、地域計画には農地の利用計画のほか、地域で振興する作物や基盤整備の方針、鳥獣被害防止対策など、地域の農業の現状と課題への対応策を盛り込むこととなっておりますので、地域での丁寧な話し合いを重ね、農業経営体や農地所有者の意向を酌み取りながら、現場の実態に合った地域計画の策定につなげてまいりたいと考えております。

次に、「令和6年度の農政施策の反映」についてであります。新規就農支援や農業後継者の支援につきましては、「次世代就農者支援事業」として事業を統合し、50歳以上60歳未満で就農する方の補助金の受給期間である現行の1年ないし2年間を3年間に延長する制度の拡充を検討しており、農業者の定着に向け鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

また、効率的な作業に必要な水田の畑地化や農地の集約化、果樹の優良品種への転換、経営規模を拡大する場合の種苗費助成、機械導入への助成などは、支援を継続してまいりたいと考えております。

今後におきましても、人口減少による農政への影響と課題の本質を的確に捉え、より効果的な施策となるよう取り組んでまいりますので、よろしく願いを申し上げます。

なお、働き方改革等につきましては、教育長から答弁を申し上げさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 次に、褒岩教育長、答弁、どうぞ。

〔教育長 褒岩千裕君登壇〕

○教育長（褒岩千裕君） 働き方改革と教育の展開方向についてお答えいたします。

初めに、中学校部活動の地域移行につきましては、国から令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示され、県では国のガイドラインに基づき、これまでの方針を全面改定し、本年1月に「岩手県における学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する方針」を策定・公表いたしました。

た。

町では、これまでに部活動検討委員会において、現状把握や今後の生徒数の推移などの情報共有を図るとともに、ガイドライン等を踏まえ、休日部活動の段階的な地域移行に向け取り組んでいるところであります。

具体的には、地域クラブ活動に近い部活動があることから、来年度モデル的な部活動に設定し、平日は学校の部活動として、休日は原則地域クラブとして活動する計画としており、その中で指導者や移動手段の確保、さらに費用負担の状況など、様々な諸課題を洗い出し、部活動全般にわたる地域移行の具現化に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、教職員の労働時間の上限に関する条例等の整備につきましては、国の指針により、市町村は教職員の時間外労働時間の上限を定める規程を整備するよう通知があり、町としましても、通知に基づき「岩泉町立学校職員の勤務時間等に関する規則」を一部改正し、令和2年8月1日から施行しているところであります。

また、教職員の勤務時間を客観的に把握するため、タイムレコーダーを導入し、勤務時間を意識した業務の遂行により、長時間勤務の改善に努めております。

さらに、成績通知表や指導要録などは、手書きや手作業が多いことから、県内共通の統合型校務支援システムの運用により、業務負担の軽減と勤務時間の短縮に努めてまいりたいと考えております。

次に、学校図書館の整備・活用の格差の現状認識につきましては、各学校とも定期的な図書購入や閉校した学校からの蔵書を移管するなど、児童生徒が図書に興味、関心を持てる工夫を凝らしており、また読書マラソンや読書感想文コンクールの取組を展開するなど、学校教育の中で本に親しむ機会を積極的に設けております。

さらに、町立図書館による「移動図書館車かもしか号」の運行により、学校図書館に蔵書されていない本の貸出しも行っており、各校とも学校図書館教育の環境は整っているものと認識しております。

次に、タブレット端末の更新についてであります。令和元年度から2か年にわたり整備を行ったタブレット端末の耐用年数が5年となっていることから、計画的な更新が必要と判断しているところであります。

国では、本年1月に令和6年度から10年度までの第2期GIGAスクール構想を見据えた端末の整備・更新のガイドラインを策定し、実施市町村を支援していくことを公表したところであり、県におきましても、国のガイドラインを踏まえ県全体での共同調達の手法も検討していると伺っております。町といたしましては、県の動向を注視した上で、計画的な更新を進めてまいりたいと考えております。

次に、生成AIの小中学校での学習利用と今後の方向性についてであります。生成AIの教育現場での活用の可能性が指摘される一方、児童生徒が生成AIの回答をうのみにするなど、教育上の懸念も指摘されており、国では昨年7月に暫定的なガイドラインを作成したところであり、県でもそれを受け、同様の考え方を示しております。

現在町の教育現場では、生成AIの活用は行われておりませんが、今後におきましては、情報モラル教育の一環として、生成AIによる誤りを含む回答を教材として使用し、その性質や限界等を児童生徒に気づかせるなどの活用が考えられるところであります。

また、教務利用につきましては、来年度運用開始する統合型校務支援システムにおいて、成績通知表や指導要録といった所見作成作業を省力化する実証も検討されておりますことから、この動向を注視し、活用の可能性を見極めてまいります。

次に、町の花であるキリの学校への植樹につきましては、子供たちに町の花であるキリを周知する貴重な機会になるものと存じますが、一方で病害虫に強い苗木の確保と適切な土壌の整備などの課題もあると認識しておりますので、教育現場のみでなく町全体での課題と受け止め、調査研究してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 12番、再質問はありますか。どうぞ。

○12番（三田地泰正君） まず初めに、これから未来といいますか、将来に向かっての、いわゆる集落の農地の在り方について今取り組んでいる地域計画について、答弁によれば、やはり農業者の意向を丁寧に酌み取ったりと、あるいはまた集落の意向の話合いの数をもって方向性を決めていきたいというようなことがうたっているのですが、たしか第1回は開催されたようですが、これから向こうに向かってどのぐらいのペースで地域の、いわゆる話合いを計画されているのか、見通しについてお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木修二農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

具体的に何回というふうには、まだ決めてございません。まずは、今アンケート調査を実施してございますけれども、4月早々には担い手の方々を訪問いたしまして、聞き取り調査をして、将来あるべき農地の利用状況について、具体的にちょっと聞き取りたいなと思ってございます。それによりまして、目標地図の素案をつくり上げていきたいなと考えてございます。その目標地図の素案が出来上がりましたならば、地域の方々にお見せする機会を設けて、その場での座談会を開きたいなと思ってございます。こういったことを数度となく繰り返しながら、目標地図の成案化と地域計画の成案化を図ってまいりたいなというふうに考えてございます。回数については、結構な数になるのではないかなと想定はしてございます。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） 12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） 町の農政の進め方、町長の方針にもあるように、なかなか従来のやり方から脱皮していないような感じが私はします。一つ取れば、町内の豊かな資源を活用するとか、あるいはまた農地の集約化を図るとか、これは現場に生産年齢構造がたくさんいるときの話であって、今のように農村集落の高齢化社会で果たして農地の集約化はいかなものか。

それから、あまり町の資源に私はこだわることはないと思うのです。今日に見えて頑張っていると思うのは、畜産、酪農、ホールディングスの関係、あるいはまた畑わさびが健闘しているように思いますが、今高齢化集落の中で、やはりその年齢に見合ったような作物の導入が私は行われるべきだと思う時期で、それであえて農政の展開という言葉を使ったのですが、やはり高齢者向けの、いわゆる農地を有効利用する畑作の導入、これも地域計画の中で、私はぜひ取り組むべきものだというふうに思うわけでございます。

以前にも同僚の議員が話をしたのですが、今国際間で様々な貿易の規制がある中で、本来輸入されるべき、いわゆる薬の原料といいますか、これが滞っていると。できれば、国内で生産をしてもらいたいというような製薬会社の意向もあるようですが、何とか、前にも話があったのですが、薬草などを新たな作目として取り入れるのかいかがか。

それから、今集落に住んでいる高齢者の方々は、二、三十年前までは、間違いなくそれぞれの農家で、いわゆる家畜を飼っていたわけです。それで、牛がいるためにある程度草地も保全管理されている。それがなくなったために非常に遊休農地が増えて、いわゆる鹿なり、イノシシなり、熊なりが集落のほうにも入ってくるような状態になったわけです。

そこで私は、そういう牛飼いの技術がある方が、まだ働けるのだけれども、何かしたいというような声も聞いているのです。そこで、いわゆる小動物、ヤギとか羊とか、ある程度その集落の意向を聞いて、そこで飼ってもらおうというようなことも新たな発想として考えられるのではないかと思うのですが、そこら辺の見通しについて、私の質問について、ひとつ答弁をお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 様々なご提言、ありがとうございます。まず最初に、高齢者向けの作物に関してでございますけれども、こちらについては、皆さんと座談会の中で話を進めたり、あるいは地域に入って土地所有者の方とも話合いの中で、いろいろと考えていきたいなと思ってございますが、現時点ですと、農協さんも高齢者向けの作物を導入している状況にございますので、それに代わった新たな作物あるいは葉草についても、いろんな観点でちょっと調べながら、相談してまいりたいなというふうには考えてはございます。

もう一点のヤギとか、そういった有畜関係の件でございますけれども、地域計画の中では、環境保全を目的とした放牧型という型の農地保全の方法がございます。これについては、国のほうからのご提言がある内容でございます。こういった農地を環境保全的に利用していくと、双方向的に農地を維持管理していくという手法の一つでございますので、こちらにつきましても、今後の農地利用上有効であるなど、当町にとっても可能性の高い手法かなというふうにも思っておりますので、こちらの件につきましても、皆さんと相談の上、いろいろと考えてまいりたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） 12番。

○12番（三田地泰正君） 次に、酪農の課題でありました大牛内の育成牧場について伺い

ますが、一時期預託したくても、いわゆる管理業者が狭くて受け入れられないというように、若干の改修なり増築をしたやに聞いているのですが、現状はどのようなになっているのか、お伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 大牛内育成牧場のほうでございます。岩泉農業振興公社のほうで運営している牧場でございますけれども、以前は農家におきまして待機している牛がございましたけれども、現時点でございますけれども、待機している牛はないというふうに聞いてございます。

○議長（菊地弘巳君） 12番。

○12番（三田地泰正君） 次に、町長の演述の中に黒毛和種のいわゆる受精卵の移植の何か支援策の話があったのですが、これの中身について具体的にお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご質問の黒毛和種の受精卵移植事業につきましては、令和6年度、新年度予算におきまして拡充事業という形でご提案申し上げたいというふうに考えてございました。内容につきましては、新年度予算特別委員会でもご説明をさせていただきますけれども、これまで従来日本短角種の放牧頭数を維持する支援事業がございましたが、日本短角種の生産性、特色を生かしながら、農家の所得向上のためにという観点で黒毛和種の受精卵を短角牛のほうに移植するというものでございます。

ご存じのとおり、日本短角種につきましては、泌乳能力が高くて、放牧で子育てが十分できるというところでございますので、低コスト生産の方法というふうにも考えてございます。こちらのほうの事業も取り組みながら、短角牛の維持、増頭のほうを進めていきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） 12番。

○12番（三田地泰正君） 次に、畜産酪農家が非常に頼りにしている、いわゆる獣医師の問題であります。このことについても確保についてうたっているのですが、現状の取組と獣医師の確保と、それから見通しについてお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 獣医師の確保につきましては、これまでも岩手県、関係団体とも情報共有しながら、いろいろなことを検討してまいりました。ですが、残念ながら、現時点で見通しが立っているという状況にはございません。ですが、現状の開業された獣医さんの継続性についても、あと数年という形もございますので、早急な課題として検討してございますが、まずは開業獣医さんとも直接相談いたしまして、令和6年度におきまして、まずは地域おこし協力隊を、獣医さんを募集するということで今考えてございます。応募があれば、その方の獣医師としての質を高めていただきながら、地域に定着していただければなというようなことを思っの施策でございます。

しかしながら、協力隊として応募がなかった場合の想定も考えていかなければなりません。これについては、別な手法として、さらに現状の開業獣医師の方々が、ぜひこちらのほうに来ていただけるような形での仕組みづくりなり、そういった辺を考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、新たな開業者の定着に向けて、いろいろと検討してきましたけれども、まずは協力隊の身分として地域で活動していただけないかというものを今早速取り組んでいきたいなというふうに思っております。

○議長（菊地弘巳君） 12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） なかなかそれこそ厳しい状況だなというふうに思うのですが、そこで町には医師の奨学資金制度なるものがあったのですが、これは獣医師は該当になるのか、ならないのか、お伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） すみません、大変お待たせしました。獣医師に係る奨学金制度につきましては、岩手県のほうで実施してございます。県内に家畜の獣医師として就業された方には、奨学金が免除になるという制度もございます。岩手県のほうで岩手県職員としての獣医師の場合と、それ以外の開業されとか、あるいは共済組合に就職されて獣医師として活躍される場合と、2パターンの奨学金制度があるようでございます。

○議長（菊地弘巳君） 12番。

○12番（三田地泰正君） 早い話が町にはそれが該当しないということで理解していいの

か、改めてお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 三上義重総務課長。

○総務課長（三上義重君） 町のほうの奨学金の制度としまして、獣医師というので特化したものはございませんが、通常大学の奨学金のほうを使いまして、それで町内のほうで働いていただければ、その間は免除になりますので、一番は学校に行って町の奨学金を使って、町のほうで働いていただければ、その期間免除になりますので、そういった制度的な活用はできるものかと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 12番。

○12番（三田地泰正君） その言葉が大事なわけ、恐らく知らないと思うのです。やはりそれを前面に出して募集をかければ、あるいは来てもらう人たちが来るか分からないけれども、それをやっぱり前面に出したほうが私はいいと思うのです、考え方として、ひとつ考えておいてください。これは要望です。

それから次は、教育長のほうに再質問させていただきます。ご案内のように、大リーガーの大谷翔平選手が、それこそ小学校にグローブを寄贈するという話が大了た話されているのですが、それで当町にも届いたかと思うのですが、そのグローブの管理、それから利活用はどのようになされているのか、現状と見通しについてお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 褒岩教育長。

○教育長（褒岩千裕君） 大谷選手のグローブですが、全小学校、6小学校に3個ずつ、申し訳ありません、気持ちの中でまだ安家小学校が残っていました、すみません、もう5つの小学校でした。5つの小学校に3個ずつ届いております。そして、自由に学校で使っていい、校長室に置いて、そして子供たちに貸出しする。そして、休み時間にキャッチボールをするという形でやっております。

今ちょっと雪でやれなかったもので、今ちょっと、昨日、今日あたりは使っていないというので、今日ちょっと借りてきておりました。悪用はしておりませんので、よろしくお願ひします。

ということで、あと一つは、中学生とか高校生にもぜひ見せたいなと思っているので、できればどちらかの小学校から1つだけでも借りて、中学生、高校生に見せてあげたいなど、これは学校長さんがどっちもオーケーということであれば、実現できるかと思う

のですが、そういうことも含めてやっていきたいなとは思っていました。

あとは、PTAと学校運営協議会の方々は、各学校で結構見せていただいていると思うのですが、あとは一般の方であれば卒業式に、議員さん方であれば卒業式に行ってみられるかなと思っております。子供たちが元気に遊ぶ姿が、本当に使っていて軽くて、そして小さくてかわいい感じのグローブです。ぜひ見ていただいて、触っていただければと思います。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 12番。

○12番（三田地泰正君） 次に、GIGAスクール構想なるものによって1人1台の端末が貸与という形で渡されたと思うのですが、そこで更新もさることながら、毎年貸与された生徒が卒業するわけです。それから、先生も異動によって、その学校から去る場合が出てくる。そのときに、貸し出したタブレットは、どのような取扱いをしているのか、お伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 三上訓一教育次長。

○教育次長（三上訓一君） 1人1台の学習用端末ですが、これは基本は学校での使用ということで、学校保管しておりますので。ただし、これまでコロナのときのような自宅での学習とかウェブ授業とかというときであれば、基本は家の持ち帰りもしていましたけれども、あくまでも学校内での使用。場合によって、申請に基づけば自宅への持ち帰りも許可はしておりますけれども、基本は学校内で使用しておりますので、例えば1つ学年が上がったから、それを自宅に保管しているという事例はございません。

○議長（菊地弘巳君） 12番。

○12番（三田地泰正君） 次に、いわゆる部活の移行で大変中学校の関係者、野球の関係者が、保護者も含めて、いろいろ心配しているようですが、この移行は、具体的にいつ頃になるのか、具体的に移るのが、見通しについてまずお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） まず、中学校部活動の地域移行というご質問ですが、答弁にありますとおり、令和6年度に町内の具体的にサッカー部、こちらのほうを試行的に地域移行を進めていきたいというふうに考えております。今年度におきましても、

岩中のサッカー部さん、外部コーチがある程度積極的に動いてもらっているという現状もございまして、学校、あと外部コーチ等とも相談しながら、来年度からの移行を合意しておりますので、ここの中でいろんな課題等の洗い出し等も行いながら、将来的には先ほど来出ております野球であったり、他の部活のほうの移行も計画的に進めていきたいと考えております。

○議長（菊地弘巳君） 12番。

○12番（三田地泰正君） 最後の質問になりますが、キリの花の件です。例えば町勢要覧を見ても、あるいはまた町のイベントの二十歳のつどい、表紙を見れば、町のシンボルが3つあるわけです。その一つが花がキリの花になっているわけ。ところが、そのキリの木がほとんど見られないわけです。ところが、シンボルの解説を見れば、このキリの木は、町内全域に生息と書いてあるのです。全然今の時代と違うわけなのです。

それで、どこにあるのだ。そして、答弁を見れば、教育委員会だけではとても決められないような、町全体のことだということなのですが、まず私は学校現場から、しかも病虫害と肥培管理を心配したことのような答弁書ですが、幸い隣に林務事務所があるのです。ここに行って聞けば、今無菌苗というのも林業試験場ではつくっているのです。ある程度生徒が手をかければ、町の様々な施策を見れば、なりわいの花とか、生きがいの花とか、花を出しているわけです。その花だって、手をかけなければ花も咲かないのです。まず植えることです、このキリの木を。場所がどうだではないのです。幸い指導機関もあるわけだから、聞いてみれば、対応できるらしいです。当時のようなてんぐ巣病なるものも攻めるような無菌苗の苗木が手に入るらしいですから、この際。

岩泉高校の校章もキリです。町の花もキリ、その花が町民の目に触れていないというのは、非常に遺憾です。今さらシンボルを変えるわけにはいかないわけだから、5年か何ぼすればもう花が咲く、早いのです、キリの成長は。やっぱりぜひこの機会に私は植えるべきだと思うのですが、中居町長、決意のほどをひとつよろしく答弁をお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 三上義重総務課長、答弁。

○総務課長（三上義重君） 今町長からご指名がありまして、私のほうから答弁させていただきますが、以前補正予算の委員会のときにも話題になりまして、その際にも、今役

場のほうでも行政連絡員会議とかでも出て、キリの花がないのではないかという話もありまして、調査等しました。町内の花苗の業者さんにも聞いたりしても、やっぱりなかなか今はキリの苗というのが見つからないと、県内でもないということでございました。

昭和55年当時であれば、まだ盛んに岩泉町とか新里とか、県を代表して、日本を代表するくらい南部桐ということで有名だったようなのですけれども、先ほどのお話にもありましたが、てんぐ巣病とか、そういった部分もございますし、あと前は野焼きをして、その後にキリの花をやったので、岩泉町はそれでうまくキリが広がっていったようなのです。

岩泉町に限らず岩手県の花もシンボルはキリになっています。キリの花が岩手県のシンボルです。岩泉町も同じになっていまして、岩泉高校もそのとおりキリです。ですので、やはりキリは岩泉町としても今後まだまだ残していかなければならないものだと思いますので、先ほどの教育長からの答弁でも検討はしていくということでございますが、議員から話があったとおり、確かに学校のほうに植えていただければ、ある程度学校で見てもらえるので、それも方法かなとは思ってございました。今現在は、苗の購入の方法をちょっと探しながら、あと各植える場所のほうも支所のほうにどこか適地がないかということで確認をしてもらっているところでございますので、何とか町としまして、ぜひキリの花がちょっと岩泉のあちこちで見られるところをつくっていければと思ってございますので、もう少し期待してお待ちいただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 褒岩教育長、答弁。

○教育長（褒岩千裕君） キリの花は、私は一番思い入れがある花、うちの祖父が水戸からずっとキリの花を探してきて、そして岩泉に来てキリの花を見て、ああ、ここだということで岩泉に住んで、そしてキリのげたを作ってなりわいとして、そこで生まれ育って、本当にキリの木の匂いというのですか、すごく好きで、あと花もある。本当にそれを何とか復活させたいと思うのは、三田地議員と同じ気持ちだと思います。何とか、私のやれる部分もあると思うので、そういうものをいろいろ研究しながら、本当に前向きに研究、そして検討、検討は駄目だと言いましたか、頑張っていきたいなとは思いますが、まずいろいろ調べてみたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（菊地弘巳君）　これで12番、三田地泰正さんの質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（菊地弘巳君）　以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後　2時55分）

令和 6 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （ 第 5 号 ）						
招 集 年 月 日	令 和 6 年 2 月 2 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 議	令 和 6 年 3 月 8 日 午 後 2 時 5 0 分				
	閉 会	令 和 6 年 3 月 8 日 午 後 3 時 0 2 分				
出席及び欠席議員 出席 13 人 欠席 0 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	(欠 番)		13	八重樫 龍 介	○
	6	三田地 久 志	○	14	菊 地 弘 巳	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	4 番	畠 山 和 英	6 番	三田地 久 志
	7 番	林 崎 寛次郎		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	主 査	石 垣 直 美
	主 査	古 舘 利 佳		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	巖 岩 千 裕	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	佐々木 忠 明
	町 民 課 長	山 岸 知 成	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 章	農林水産課長	佐々木 修 二
	地域整備課長	日 吉 理	上下水道課長	佐 藤 哲 也
	消 防 防 災 課 総 括 室 長	山 崎 幸 助	危機管理課長	應 家 義 政
	教 育 次 長	三 上 訓 一		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 6 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 5 号)

令和 6 年 3 月 8 日 (金曜日) 午後 2 時 5 0 分開議

開 議 の 宣 告

議事日程の報告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 議案第24号 令和6年度岩泉町一般会計予算

(新年度予算審査特別委員長報告)

日程第 3 議案第25号 令和6年度岩泉町国民健康保険特別会計予算

(新年度予算審査特別委員長報告)

日程第 4 議案第26号 令和6年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算

(新年度予算審査特別委員長報告)

日程第 5 議案第27号 令和6年度岩泉町介護保険特別会計予算

(新年度予算審査特別委員長報告)

日程第 6 議案第28号 令和6年度岩泉町観光事業特別会計予算

(新年度予算審査特別委員長報告)

日程第 7 議案第29号 令和6年度岩泉町大川財産区特別会計予算

(新年度予算審査特別委員長報告)

日程第 8 議案第30号 令和6年度岩泉町水道事業会計予算

(新年度予算審査特別委員長報告)

日程第 9 議案第31号 令和6年度岩泉町下水道事業会計予算

(新年度予算審査特別委員長報告)

日程第 10 常任委員会の閉会中の継続調査申し出について (総務常任委員長申し出)

(産業常任委員長申し出)

日程第 11 令和6年度議員派遣について

閉 会 の 宣 告

◎開議の宣告

○議長（菊地弘巳君）　これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午後　２時５０分）

◎議事日程の報告

○議長（菊地弘巳君）　本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎諸般の報告

○議長（菊地弘巳君）　議事日程に入ります。

日程第１、諸般の報告を行います。

令和６年２月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会の議決事件の概要報告は、あらかじめお手元に配りましたとおりです。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第２４号～議案第３１号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君）　日程第２、議案第24号　令和６年度岩泉町一般会計予算から日程第９、議案第31号　令和６年度岩泉町下水道事業会計予算までの８件を一括議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

新年度予算審査特別委員長、三田地泰正さん。どうぞ。

〔新年度予算審査特別委員長　三田地泰正君登壇〕

○新年度予算審査特別委員長（三田地泰正君）　令和６年３月８日、岩泉町議会議長、菊地弘巳殿。新年度予算審査特別委員長、三田地泰正。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決めたので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第24号 令和6年度岩泉町一般会計予算、原案可決。

議案第25号 令和6年度岩泉町国民健康保険特別会計予算、原案可決。

議案第26号 令和6年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。

議案第27号 令和6年度岩泉町介護保険特別会計予算、原案可決。

議案第28号 令和6年度岩泉町観光事業特別会計予算、原案可決。

議案第29号 令和6年度岩泉町大川財産区特別会計予算、原案可決。

議案第30号 令和6年度岩泉町水道事業会計予算、原案可決。

議案第31号 令和6年度岩泉町下水道事業会計予算、原案可決。

以上であります。

○議長（菊地弘巳君） ただいまの新年度予算審査特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから議案第24号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

これから議案第25号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

これから議案第26号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

これから議案第27号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

これから議案第28号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

これから議案第29号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

これから議案第30号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

これから議案第31号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（菊地弘巳君） 日程第10、常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

お手元に配りましたとおり、総務常任委員長及び産業常任委員長から、常任委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎令和6年度議員派遣について

○議長（菊地弘巳君） 日程第11、令和6年度議員派遣についてを議題とします。

お手元に配りました議員派遣一覧表のとおり、地方自治法第100条第13項及び岩泉町議会会議規則第126条の規定により議員を派遣したいと思います。

お諮りします。別紙議員派遣一覧表のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣一覧表のとおり、議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（菊地弘巳君） これで本定例会の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第1回岩泉町議会定例会を閉会します。

（午後 3時02分）

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

菊 地 弘 巳

署 名 議 員

畠 山 和 英

署 名 議 員

三 田 地 久 志

署 名 議 員

林 崎 寛 次 郎